

令和 6 (2024) 年度 自己点検評価書

令和 6 (2024) 年 6 月

九州共立大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学生	18
基準3 教育課程	44
基準4 教員・職員	70
基準5 経営・管理と財務	83
基準6 内部質保証	94
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	101
基準A 社会連携・社会貢献	101
V. 特記事項	107
VI. 法令等の遵守状況一覧	108

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

九州共立大学の設置母体である学校法人福原学園(以下、「福原学園」と記す。)の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者が掲げた「自律処行」である。昭和40(1965)年に開学した九州共立大学においても、この建学の精神を学是「自律処行」として教育研究活動を行ってきた。

「自律処行」に関して創設者は、まず「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」(『老子』(2章))を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味づけている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、学園創立60周年(平成19(2007)年)を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、昭和52(1977)年発刊の『寿詞集』の記載に基づいて、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州共立大学学則(以下、「大学学則」と記す。)第1条の2および九州共立大学大学院学則(以下、「大学院学則」と記す。)第2条においても、「建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い、事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する」と明示し、在学生・教職員すべての教育活動の根幹としている。

本学の使命・目的は、大学学則第1条および大学院学則第1条に明示されているとおり「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成すること」および「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与すること」である。

この大学の使命・目的に基づいて、さらに大学学則第3条の3および第3条の4においては各学部の人材養成および教育研究上の目的を具体的に定めている。経済学部においては、「学是「自律処行」の精神に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適応できる、幅広い職業人を養成することを目的とする」とし、スポーツ学部においては「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成することを目的とする」と定めている。

さらに、大学院学則第6条においては各研究科の人材養成および教育研究上の目的を具体的に定めている。経済・経営学研究科においては、「経済・経営学に関する高い専門知識および研究能力を有し、国内外の社会で活躍できる人材を育成することを目的とする」とし、スポーツ学研究科においては、「高い専門性と実践力を持ち、地域社会ひいては世界のスポーツ振興に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は昭和 40(1965)年 4 月に開学し、今日までに至る沿革は下記のとおりである。

年月	事 項
昭和 40 年 4 月	九州共立大学開設（経済学部経済学科 1 学部 1 学科）
昭和 41 年 4 月	経済学部第二部経済学科の開設
昭和 42 年 4 月	工学部「機械工学科」「電気工学科」「土木工学科」「建築学科」の開設
昭和 43 年 4 月	経済学部経営学科の開設
昭和 54 年 4 月	工学部「環境化学科」「開発学科」の開設
平成 6 年 4 月	生涯学習研究センターの設置
平成 6 年 6 月	情報処理教育研究センターの設置
平成 13 年 4 月	大学院工学研究科修士課程 「機械生産システム工学専攻」「電子情報工学専攻」「都市システム工学専攻」「環境システム学専攻」の開設 工学部「電気工学科」を「電気電子情報工学科」に名称変更 工学部「開発学科」を「地域環境システム工学科」に名称変更 総合研究所の設置
平成 14 年 12 月	大学院工学研究科修士課程を博士前期課程に変更
平成 15 年 4 月	大学院工学研究科博士後期課程 「機械電子システム工学専攻」「環境・都市システム工学専攻」の開設 経済学部第二部の学生募集停止
平成 15 年 5 月	学習支援センターの設置
平成 17 年 4 月	工学部「機械工学科」「電気電子情報工学科」の学生募集停止 工学部「メカエレクトロニクス学科」「情報学科」の開設 工学部「土木工学科」を「都市システム工学科」に名称変更 工学部「地域環境システム工学科」を「環境サイエンス学科」に名称変更 工学部「環境化学科」を「生命物質化学科」に名称変更
平成 18 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科の開設
平成 19 年 3 月	経済学部第二部「経済学科」の廃止届出
平成 19 年 4 月	工学部「都市システム工学科」を「環境土木工学科」に名称変更 工学部「環境サイエンス学科」「生命物質化学科」の学生募集停止
平成 20 年 4 月	工学部「メカエレクトロニクス学科」「情報学科」「環境土木工学科」「建築学科」の学生募集停止 スポーツ・トレーニングセンターの設置
平成 20 年 6 月	経済学部経済・経営学科の設置届出
平成 21 年 4 月	経済学部「経済学科」「経営学科」の学生募集停止 経済学部経済・経営学科の開設 大学院工学研究科博士後期課程の学生募集停止
平成 22 年 4 月	大学院工学研究科博士前期課程の学生募集停止 「総合教養教育センター」を「共通教育センター」に組織変更
平成 23 年 3 月	大学機関別認証評価受審の結果、財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていることが認定された。
平成 23 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科の 3 領域を廃止し、4 コースへ再編
平成 25 年 3 月	工学部廃止

九州共立大学

平成 27 年 4 月	経済学部経済・経営学科の 9 コース制を廃止し、6 領域へ再編 地域連携推進室を設置
平成 27 年 10 月	九州共立大学創立 50 周年記念式典を開催
平成 27 年 11 月	姫路大学(旧 近大姫路大学)との小学校教員養成プログラムに係る調印 締結
平成 28 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科のコーチングコースをスポーツ総合コースへ 再編
平成 29 年 3 月	大学機関別認証評価受審の結果、財団法人日本高等教育評価機構が定め る大学評価基準に適合していることが認定された。
平成 29 年 4 月	「生涯学習研究センター」、「地域連携推進室」、「総合研究所」を「地域連 携推進センター」に、「情報処理教育研究センター」を「学術情報センタ ー情報システム部」に組織変更
平成 30 年 4 月	大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻（修士課程）の開設
平成 31 年 4 月	経済学部地域創造学科の開設 スポーツ学部スポーツ学科にスポーツ政策コースを増設
令和 2 年 4 月	スポーツ栄養研究センターの設置
令和 3 年 4 月	経済学部経済・経営学科、地域創造学科入学定員を変更
令和 4 年 4 月	大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻（修士課程）の開設
令和 5 年 3 月	大学機関別認証評価受審の結果、財団法人日本高等教育評価機構が定め る大学評価基準に適合していることが認定された。
令和 5 年 4 月	スポーツ学部スポーツ学科の健康フィットネスコースを廃止、アスリー トマネジメントコースを設置
令和 6 年 4 月	スポーツ学部こどもスポーツ教育学科の開設

2. 本学の現況

- ・ 大学名 九州共立大学
- ・ 所在地 福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 番 8 号
- ・ 学校法人・事務組織図

学校法人組織（令和6年5月1日現在）

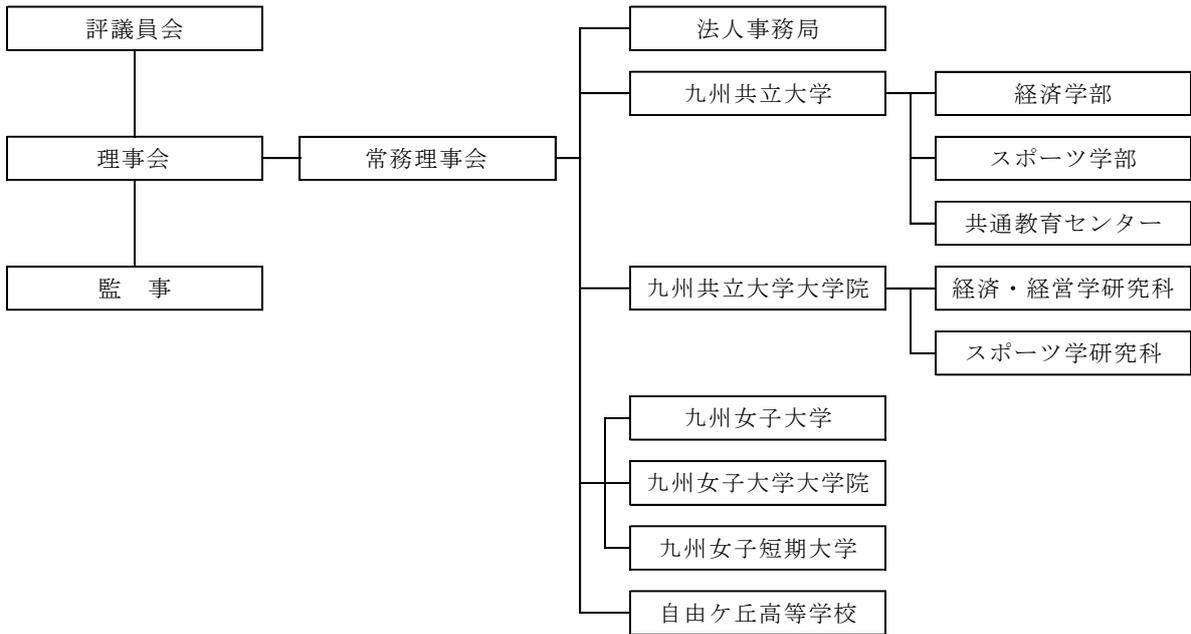
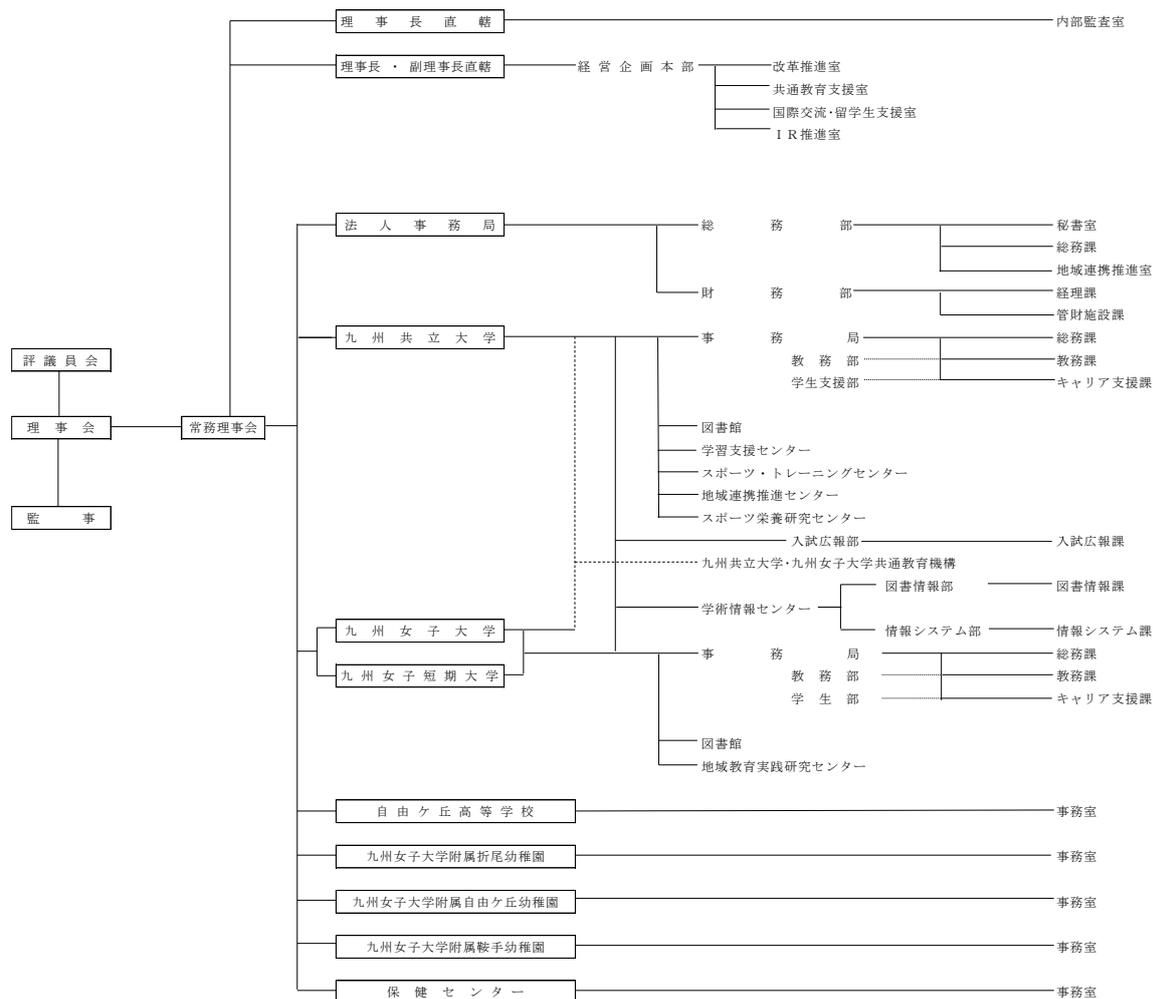


図1-2-1 教育研究組織

九州共立大学

事務組織(令和6年4月1日現在)



・学部等構成

令和6(2024)年5月1日現在

学部・研究科	学科・専攻	入学定員	収容定員
経済学部	経済・経営学科	360	1,410
	地域創造学科	50	290
スポーツ学部	スポーツ学科	220	970
	こどもスポーツ教育学科	50	50
経済・経営学研究科	経済・経営学専攻	5	10
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	5	10

・ 学生数、教員数、職員数

① 学生数

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日 現在

学部・研究科	学科・専攻	在籍学生数			
		1 年	2 年	3 年	4 年
経済学部	経済・経営 学科	335 (1)	404 (2)	399 (34)	389 (24)
	地域創造学 科	57	52	40	82
スポーツ学部	スポーツ学 科	291	285	264	291
	こどもスポ ーツ教育学 科	41			
学 部 合 計		724 (1)	741 (2)	703 (34)	762 (24)
経済・経営学 研究科	経済・経営学 専攻	6 (1)	13 (8)		
スポーツ学研 究科	スポーツ学 専攻	7	11		
合 計		737 (2)	765 (10)	703 (34)	762 (24)

() は留学生数で内数とする。

② 教員数

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日 現在

学部	学科等	専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
経済学部	経済・経営学科	12	6	6	0	24	0
	地域創造学科	7	3	4	0	14	0
スポーツ学部	スポーツ学科	11	3	13	0	27	4
	こどもスポーツ 教育学科	7	1	6	0	14	0
その他の組織	共通教育センター	3	0	1	0	4	0
合 計		40	13	30	0	83	4

③ 職員数 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

事務職員 41 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の設置母体である福原学園は、学校法人福原学園寄附行為（以下、「寄附行為」と記す。）第 3 条において、その目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、学是「自律処行」の精神に基づき、自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする」と明示している。【資料 1-1-1】

本学は、この寄附行為に基づき大学学則第 1 条および大学院学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする」および「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする」と明示されており、これは教育基本法および学校教育法第 83 条に則ったものである。【資料 1-1-2～3】

また、建学の精神である学是「自律処行」に基づいた各学部および大学院研究科・専攻の人材養成および教育研究上の目的については、大学学則および大学院学則において以下のとおり定めている。

各学部の「人材養成及び教育研究上の目的等」

(経済学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第 3 条の 3 経済学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適応できる、幅広い職業人を養成することを目的とする。

経済・経営学科は、経済学領域・経営学領域の多様な専門知識を身に付け、環境や消費者保護、企業倫理などの公共の視点に立ち、社会におけるさまざまな問題を解決できる経済・生産活動の直接的な担い手となる人材を養成することを目的とする。

地域創造学科は、経済・経営学の知識を基盤に、地域政策および観光の視点から、地域創造に関する多様な専門知識を身に付け、地域社会の振興と発展に寄与できる実践力を備えた人材を養成することを目的とする。

(スポーツ学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第3条の4 スポーツ学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成することを目的とする。

スポーツ学科は、スポーツ分野に関する多様な専門知識を身に付け、的確な判断力と高い徳性を有する教育者、スポーツ・健康づくり指導者を養成することを目的とする。

こどもスポーツ教育学科は、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成することを目的とする。

大学院研究科・専攻の「人材養成及び教育研究上の目的等」

(経済・経営学研究科の人材養成及び教育研究上の目的等)

第6条 経済・経営学研究科は、経済・経営学に関する高い専門知識および研究能力を有し、国内外の社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(専攻の人材養成及び教育研究上の目的等)

第7条 経済・経営学専攻は、多様化し複雑化する経済社会についての専門知識を有し、経済社会の課題を探究して解決しようとする意欲を持ち、他者と協働しながら自己の判断に基づき行動することによって、国内外の社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(スポーツ学研究科の人材養成及び教育研究上の目的等)

第6条 スポーツ学研究科は、高い専門性と実践力を持ち、地域社会ひいては世界のスポーツ振興に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(専攻の人材養成及び教育研究上の目的等)

第7条 スポーツ学専攻は、広範なスポーツ学の専門的知識を自身の専門分野に合わせて体系化することができ、自らの探求心を基に構築された理論的な指導法及び高い実践力を有する高度専門的職業人を養成することを目的とする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 学校法人福原学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 1-1-2】 九州共立大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 1-1-3】 九州共立大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、大学学則第1条および大学院学則第1条に明示されているとおり「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成すること」および「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与すること」である。

この大学の使命・目的に基づいて、大学学則第3条および大学院学則第6条においては、

各学部、研究科の人材養成および教育研究上の目的を簡潔な文章で明確に記載するとともに、大学ホームページで掲載し広く学外に公開している。【資料1-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-4】 大学ホームページの写し

1-1-③ 個性・特色の明示

福原学園および本学の使命・目的は、建学の精神である学是「自律処行」に基づいている。この建学の精神を本学では学是「自律処行（自らの良心に従い、事に処し善を行うこと）」とし、社会に適応できる自立した職業人を養成することを大学の個性・特色としている。また、各学部および各研究科に人材養成および教育研究上の目的を以下のとおり定めている。【資料 1-1-5～6】

①経済学部の「人材養成及び教育研究上の目的等」

「学是「自律処行」の精神に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適応できる、幅広い職業人を養成する」

②スポーツ学部の「人材養成及び教育研究上の目的等」

「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成する」

③経済・経営学研究科の「人材養成及び教育研究上の目的等」

「経済・経営学に関する高い専門知識および研究能力を有し、国内外の社会で活躍できる人材を育成する」

④スポーツ学研究科の「人材養成及び教育研究上の目的等」

「高い専門性と実践力を持ち、地域社会ひいては世界のスポーツ振興に貢献できる人材を育成する」

建学の精神、人材養成および教育研究上の目的を踏まえた本学の特色として、平成31(2019)年4月から、独学では合格困難な公務員採用試験・教員採用試験を目指す学生のために本学独自のキャリア教育プログラム（Kyoritsu Career Improvement Program（以下、「K-CIP」と記す。))を導入した。このK-CIPでは、資格予備校に匹敵する質の高い講義を学内で受講でき、大学在学中の4年間をかけて無理のない復習型の授業を展開しており、大学の教育課程内の科目として「自由選択科目」区分に配当しているため、最大18単位が卒業要件単位に含まれるという特長がある。【資料 1-1-7】

また、平成28(2016)年4月から、スポーツ学部の学生に対する小学校教員免許取得の支援策として他大学との連携による通信教育課程「小学校教員養成プログラム」を導入した。このプログラムでは、家庭科や国語（書道）など専門性の高い科目や図画工作や体育など施設設備を伴う授業において学園内の教員や施設を利用することにより、スクーリング(面接授業)を容易に行えるという特長がある。また、平成29(2017)年4月からは、経済学部の小学校免許取得希望学生に対しても受講できるようその制度を拡充した。【資料1-1-8】

上述の個性・特色は、広く社会に対して本学ホームページや日本私立学校振興・共済事業団 Web サイト内の大学ポートレートにおいて公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-5】 大学ホームページ

(大学紹介⇒学長メッセージ)

(大学紹介⇒建学の精神)

【資料 1-1-6】 福原学園第 3 次中期経営計画 [2019 年度～2023 年度] 所属別行動計画
ツリー図

【資料 1-1-7】 九州共立大学経済学部履修規程 別表 1

九州共立大学スポーツ学部履修規程 別表 1

【資料 1-1-8】 平成 29 年度に向けた 1 年生対象の周知・募集・選抜に係る内容、および、日程について

※平成 28 年度第 2 回九州共立大学小学校教員免許取得支援検討ワーキング・グループ資料 (平成 28 年 8 月 23 日開催)

1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和 40(1965)年度に経済学部経済学科の単科大学として開設し、昭和 43(1968)年度に北九州地区の著しい経済成長を背景に商的事務に対応できる人材養成への要望に応えるため経営学科を増設し 1 学部 2 学科とした。平成 21(2009)年度には、学生の「学びの幅の広さの確保の観点」と「多様化した学生のニーズに対応する観点」から、経済学科 (3 コース)、経営学科 (4 コース) の 2 学科から経済・経営学科 (9 コース) の 1 学科へと再編した。平成 27(2015)年度には、それまで専門教育課程として設置していた 9 つのコース制を改編し、「生活経済領域」「金融・会計領域」「公共マネジメント領域」「経営管理領域」「スポーツビジネス領域」「ビジネス実務領域」の 6 つの領域を設定した。また、令和 6(2024)年度には、「ビジネス実務領域」を改め、情報やデータを経営やマネジメントに活かす学びとして「データサイエンス領域」を新たに設定したうえで、学生が目指す資格や身に付けるスキルおよび知識を学修成果として明確化し、専門知識や技能を修得させる学科に再編した。【資料 1-1-9】

また、北九州市のみならず、高齢化、人口減少、地域産業の衰退、地域文化の希薄化等の近隣地域が抱える多くの課題に大学の関わりが求められていることから、産学官連携等による地域に根差した実践的な教育・研究活動を通して、地域の人々とともに地域振興や魅力あるまちづくりを担うことのできる人材を養成することを目的として、令和元(2019)年度に経済学部地域創造学科を設置した。【資料 1-1-10】

経済・経営学科は、近年の商学・経済学分野への入学志願の高まりを反映して、令和 3(2021)年度に入学定員を 300 人から 350 人に変更するとともに、令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度に至るまで入学定員を充足している。一方、地域創造学科は、令和 3(2021)年度の経済・経営学科の入学定員の変更に合わせ、入学定員を 100 人から 80 人に変更し、当該年度は入学者 80 人を得たが、令和 4(2022)年度および令和 5(2023)年度は、入学定員を満たしていない。経済・経営学科および地域創造学科をあわせた経済学部の入学状況は、令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度の 4 年間で、入学定員を上回る入学者を得ることができ、入学定員充足率の平均は 112.2%となった。【資料 1-1-11】

また、産業構造の変革や企業の経営環境の変化に対応できる知見と分析力・考察力を併

せ持ち、かつ、企業体組織の発展を支えることのできる行動力を有する人材の養成のため、令和 4(2022)年 4 月に経済学部を基礎とする大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻(修士課程)を開設した。【資料 1-1-12】

一方、現代のスポーツ活動・健康づくりに対する総合的・融合的なニーズを踏まえ、男女共学の大学において新しいタイプのスポーツ指導者・健康づくり指導者の養成を目的として、平成 18(2006)年度にスポーツ学部を 1 学部 1 学科として開設した。

平成 23(2011)年度に開設当時のスポーツ教育領域、コーチング領域、コンディショニング領域の 3 領域から、コンディショニング領域の内容を大きく 2 つに分割し、「スポーツ教育コース」、「コーチングコース」、「スポーツトレーナーコース」、「健康フィットネスコース」の 4 コースに再編した。スポーツトレーナーコースは、スポーツ選手が実力をフルに発揮するため最高のコンディションで練習や競技に臨めるよう、ケガの予防やリハビリなどを専門的に学ぶコースとなった。健康フィットネスコースは、健康増進や生活習慣病対策のための運動を指導する専門家が求められていることから、健康を保つための運動や栄養指導など日常の指導に必要な技術を身に付けるコースとなった。【資料 1-1-13】

平成 28(2016)年度には、スポーツ系学部として必要な分野をすべて網羅する総合的な学習コースとして、「コーチングコース」を「スポーツ総合コース」へと名称変更し、同コースを核としてより専門的な資格取得を目的とした「スポーツ教育コース」「スポーツトレーナーコース」「健康フィットネスコース」の 4 コースに再編した。また、令和元(2019)年度には、学生の多様なニーズに対応するため、新たに「スポーツ政策コース」を設置した。

【資料 1-1-14～15】

令和 5(2023)年度には、スポーツに対する価値観が多様化する中で、セルフマネジメントができる選手の育成、新しい時代にマッチしたコーチの必要性に鑑み、スポーツ総合コースの発展的な改編により、アスリートマネジメントコースを設置し、コース選択者数が少ない状態が慢性化していた健康フィットネスコースを廃止した。【資料 1-1-13】

また、平成 30(2018)年度には、スポーツ学部を基礎として「スポーツ教育領域」「コーチング領域」「健康フィットネス領域」「アスレティックトレーニング領域」の 4 つの領域による大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻(修士課程)を開設した。【資料 1-1-15】

スポーツ学研究科においては、令和 4(2022)年 4 月からスポーツ栄養研究センターとの連携をより強固なものとするため、「健康フィットネス領域」を発展的に改編し、近隣の他の大学院に類似領域のないスポーツ栄養に特化した領域として、「スポーツ栄養・健康領域」に再編した。【資料 1-1-17】

福原学園および本学は、著しく変化する社会情勢に対応し継続的な改革を行うことを目的として、第 1 次中期計画 [平成 20(2008)年度～平成 25(2013)年度の 6 ヶ年間] から、5 ヶ年を一区切りとした中期経営計画を策定している。令和 5(2023)年度は、第 3 次中期経営計画の最終年度にあたり、本学の事務局内および会議室等に第 3 次中期経営計画所属別行動計画ツリー図を掲示することや福原学園ファクトブック等で使命・目的等を明確にしながら永続的な教育活動に取り組んだ。また、令和 6(2024)年度以降の第 4 次中期経営計画 [令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度の 5 ヶ年間] を、令和 5 年度第 15 回理事会(令和 6 年 3 月 29 日開催)において決定した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-9】平成 27 年度経済学部教育課程改革の方向性について
※平成 25 年度 第 13 回経営協議会資料（平成 26 年 2 月 25 日開催）
- 【資料 1-1-10】九州共立大学経済学部地域創造学科設置届出申請書の趣旨等を記載した書類（抜粋）
- 【資料 1-1-11】学則の変更の趣旨等を記載した書類（抜粋）
- 【資料 1-1-12】九州共立大学大学院経済・経営学研究科設置申請書の趣旨等を記載した書類（抜粋）
- 【資料 1-1-13】スポーツ学部新コース新旧対照表
- 【資料 1-1-14】平成 28 年度スポーツ学部入学生専門教育科目カリキュラム(案)について
※平成 26 年度 第 12 回経営協議会資料（平成 27 年 2 月 4 日開催）
- 【資料 1-1-15】平成 29 年度 第 3 回スポーツ学部改革検討部会資料（平成 29 年 10 月 26 日開催）
- 【資料 1-1-16】九州共立大学大学院スポーツ学研究科設置の趣旨等を記載した書類（抜粋）
- 【資料 1-1-17】大学院スポーツ学研究科スポーツ栄養領域の設置について
※令和 3 年度第 4 回評議会資料（令和 3 年 5 月 26 日開催）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、使命・目的ならびに教育目的については、意味・内容の具体性と明確性を確保しつつ、その適切性の検証を継続して行う。

福原学園および本学の建学の精神である学是「自律処行」をとおした人間教育を実践することは教職員にとって不変の使命であり、建学の精神を礎として、今後も引き続き社会情勢等の変化に柔軟に対応しながら、個性・特色の明示に取り組むこととする。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的および教育目的は、大学学則第 1 条および大学院学則第 1 条に規定し、また令和元(2019)年度に策定した第 3 次中期経営計画を履行するために単年度計画を「事業計画」として毎年度策定し、評議員会で意見を聴取したうえで理事会において審議している。年度末には「事業報告」として福原学園理事会（以下、「理事会」と記す。）において審議し、福原学園評議員会（以下、「評議員会」と記す。）において意見を聴取している。

よって、使命・目的および教育目的は、大学学則、大学院学則ならびに事業計画書および事業報告書を通じて、役員および教職員に理解されている。【資料 1-2-1~2】

また、本学では、毎年原則として4月に学長が全教職員に対して「九州共立大学の改革について」と題した学長方針（当該年度の主要重要課題）を表明するが、その際にも必ず本学の使命、展望および目標についても言及しており、教職員の理解は十分に得られている。【資料 1-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 令和5年度事業計画 【資料 F-6】 と同じ

【資料 1-2-2】 令和4年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ

【資料 1-2-3】 令和5年度「九州共立大学の改革について」学長方針

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的および教育目的の周知については、建学の精神である学是「自律処行」を学生便覧の冒頭に、石碑の刻文の写真とともにその解説を掲載している。また、本学ホームページ、大学案内、募集要項、履修ガイド、講義要項（シラバス）（以下、「シラバス」と記す。）に同様の解説を掲載し、周知を図っている。【資料1-2-4~9】

特に学生募集のための大学案内や募集要項については、学是に関する解説はもとより、学是と教育課程との関連を明確にするため、卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受け入れの方針(AP)についても記載している。また、本学に入学する学生に対して、新入生オリエンテーションの際に学是の解説を行い、平成27(2015)年度からは全学的な正課授業科目として「福原学」を設け、学園史や自校史の解説、学長やOBの講話等によって学是の理解に努めてきた。入学式や卒業式の学長式辞など学長・学部長挨拶等様々な場面で学是について言及し、学生・保護者・教職員に広く周知している。

外部に向けては、大学案内、募集要項などの各種印刷物、ならびに本学のホームページへの掲載はもとより、平成26(2014)年10月からスタートした日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート(私学版)」にも参加し、より広く社会全般への周知も図っている。【資料 1-2-10】

令和2(2020)年度に創立55周年を迎えたことから、学生と教職員が本学の成り立ちやその後の道のりを、あらためて認識するとともに、長い歴史を記録する創立55周年記念誌九州共立大学「自校史」を発刊し、内外の関係者に配布するとともに「福原学」の教材として使用し、新入生に対して自校史を解説した。【資料1-2-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-4】 2023年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ

【資料 1-2-5】 大学ホームページ 【資料 1-1-5】 と同じ

(大学紹介⇒学長メッセージ)

(大学紹介⇒建学の精神)

【資料 1-2-6】 2024年度大学案内 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-2-7】 2023年度募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 1-2-8】 2023年度履修ガイド 【資料 F-12】 と同じ

【資料 1-2-9】 2023 年度講義要項(シラバス) 【資料 F-12】 と同じ

【資料 1-2-10】 大学ポートレート(私学版)

(本学の特色⇒建学の精神)

【資料 1-2-11】 九州共立大学創立 55 周年記念誌「自校史」

1-2-③ 中長期的な計画への反映

福原学園および本学は、著しく変化する社会情勢に対応し、継続的な改革を行うことを目的として、平成 20(2008)年度に第 1 次中期計画を策定した。その後、平成 26(2014)年度に策定した第 2 次中期計画では、福原学園のミッションを「建学の精神「自律処行(自らの良心に従い、事に処し善を行う)」に基づいた教育活動を行うこと」とし、本学のビジョンを「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、知識基盤社会で活躍し得る教養と課題追求能力・総合的判断能力・問題処理能力を併せ持つ真摯な学生を育成する」という教育活動を行うため、「社会に適応できる自立した職業人を養成する大学を目指す」こととした。

さらに、令和元(2019)年度に第 1 次中期計画および第 2 次中期計画を踏まえ、第 3 次中期経営計画を策定し、当該年度の単年度計画として具体化した事業計画に基づき、令和元(2019)年度から取り組みをスタートした。

第 3 次中期経営計画においては、学園のミッションに加え、学園の基本ビジョンを「学生・生徒・園児・保護者が満足する教育サービス体制の確立」として、「設置校相互の連携を強力に推進し、財政基盤を安定させ、永続的な学園運営を行うこと」を基本目標に掲げ、第 2 次中期計画を踏襲した本学のビジョンを実現するため、9 つの業務・事業を「特色ある教育研究 活動構築の強化」「学修成果を重視した教育課程の構築」「キャリア支援の強化」「国際交流システムの構築」「広報活動の強化」「運営組織体制の強化」の 6 項目に整理し、15 件の具体的施策に絞り込み、それぞれの担当部門が組織的・継続的に取り組むこととした。

また、令和 5(2023)年度が、第 3 次中期経営計画の最終年度のことから、令和 6(2024)年度以降の第 4 次中期経営計画 [令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度の 5 ヶ年間] を、令和 5 年度第 15 回理事会(令和 6 年 3 月 29 日開催)において決定している。

【資料 1-2-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-13】 福原学園第 3 次中期経営計画 (2019 年度～2023 年度 5 ヶ年計画)

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、第 3 次中期経営計画における本学のビジョンを「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、知識基盤社会で活躍し得る教養と課題追及能力・総合的判断能力・問題処理能力を併せ持つ真摯な学生を育成する」、すなわち「社会に適応できる自立した職業人を養成する大学を目指す」として掲げ、九州共立大学全体として「三つのポリシー(方針)」(卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受け入れの方針(AP))を策定している。そのうえで学部学科、研究科専攻ごとに三つのポリシーを策定し、それぞれの専門分野において修得すべき知識・技能等を明確に定め、使

命・目的および教育目的を反映している。【資料 1-2-14～15】

また、平成 29(2017)年度には、高大接続における学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する入試に転換することが求められ、本学においては、教育課程の改編、地域創造学科の設置等により、教育課程編成・実施の方針の抜本的改革も必要不可欠であったことから、入学者受け入れの方針を見直すとともに三つのポリシーを一体的に見直した。この三つのポリシーについては、毎年一体的に点検・評価し、その結果を関連委員会および評議会において審議し決定している。【資料 1-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【【資料 1-2-14】 福原学園第 3 次中期経営計画（2019 年度～2023 年度 5 カ年計画）

【資料 1-2-13】と同じ

【資料 1-2-15】 2023 年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-16】 令和 5 年度三つの方針の点検・評価結果について

※令和 4 年度第 17 回評議会資料（令和 4 年 11 月 30 日開催）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では、これまでに述べた使命・目的および教育目的を達成するため、図1-2-1に示すとおり、経済学部2学科、スポーツ学部2学科および大学院研究科2専攻により教育研究組織を構成している。また、共通教育センターを設置し、教養教育等の総合共通科目に関して学部学科を横断的に担当している。

本学の教育研究上の目的をより効果的に達成するために、附属施設として、図書館、学術情報センター、地域連携推進センター、スポーツ栄養研究センター、学習支援センターおよびスポーツ・トレーニングセンターを設置するとともに、併設校である九州女子大学・九州女子短期大学との共通の組織として、国際交流・留学生支援室を設置している。また、本学と九州女子大学との二大学における共通の組織として、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構があり、学園設置大学に共通するそれぞれの教育目的に応じた機能的かつ効果的な取り組みを行っている。

九州共立大学

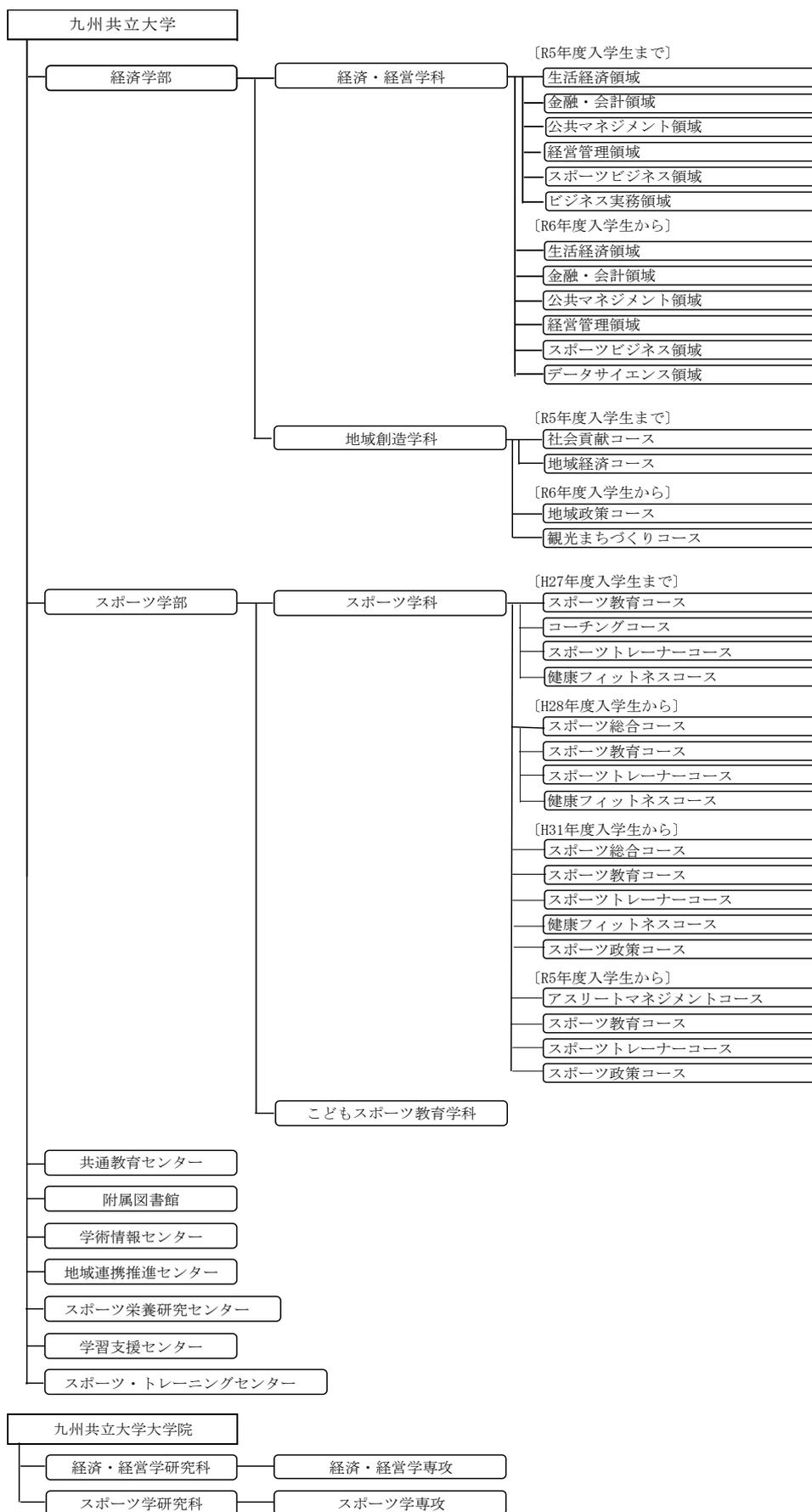


図 1-2-1 教育研究組織

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神は、学長が大学の公的な行事や教職員が集う会合等において常に言及しており、学生に対しては、令和5(2023)年度の「福原学」において、その本質の理解を目的とした授業を展開した。

さらに外部に向けては、大学案内や学園広報誌をはじめとする各種印刷物、あるいは本学ホームページ、大学ポートレート(私学版)等に明示しており、今後も学内外において容易にかつ日常的に目に触れるよう継続して取り組んでいく。また、教育目的の有効性を高めるうえで時代の変化や社会のニーズを的確に捉え、三つのポリシーや教育研究活動に反映させ、福原学園と本学は組織的・体系的に使命・目的を実践に移す体制を構築し、継続して必要な改善を行っていく。

今後も本学の知的資源を活用した地域連携・貢献、研究推進、生涯学習に関する各事業を行うことにより、社会の活性化および人材の育成に寄与するとともに、学生参加型の地域連携事業プランの策定・実施に全学を挙げて取り組むこととする。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法および学校教育法に従い、建学の精神である学是「自律処行」に基づいて、教育目的を明確に定めている。建学の精神や教育目的については、役員、教職員、学生ならびに学外へ様々な手段を利用して周知され、時代の変化や社会のニーズに柔軟に対応しており、実質的な教育研究組織との整合性を確保している。また、本学は建学の精神と教育目的を踏まえた「三つのポリシー」(卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受け入れの方針(AP))を定めて公表し、学内外の理解と支持を得ながら教育活動を推進している。

今後は、使命・目的の達成に向けた計画的で効果的な教育活動を展開するとともに教育の実際を常に点検・評価し改善を行い、中期経営計画を確実に履行し、PDCAサイクルを通じて、円滑な大学運営を推進する。

基準 2. 学生**2-1 学生の受入れ****2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知****2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証****2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持****(1) 2-1 の自己判定**

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知**

本学は、経済学部とスポーツ学部の人材養成の方針および教育研究上の目的等を設定しており、これらの方針を踏まえ、「卒業認定・学位授与の方針(DP)」「教育課程編成・実施の方針(CP)」「入学者受け入れの方針(AP)」(以下、三つの方針(DP・CP・AP)という。)を策定している。また、平成 28(2016)年度以降は、毎年度、部長以上の役職者と事務局長、学外有識者 4 人、および「九州共立大学教育懇談会要項」第 3 条第 2 項に基づく委員 4 人から構成する教育懇談会において意見を徴し、三つの方針(DP・CP・AP)の妥当性について検証を行うとともに、評議会において点検・評価を行っている。

三つの方針(DP・CP・AP)のうち、入学者受け入れの方針(AP)については、大学、学科・研究科ごとに策定し、本学のホームページ、大学案内、募集要項、大学ポートレート(私学版)に明記するとともに、本学で実施しているオープンキャンパス、大学見学会、進学相談会、出前講義および大学説明会等においても高校生、保護者、高校教員等に広く周知している。また、高大接続改革として高校と大学の学びを接続することが求められていることから、本学は、学力の三要素(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・協働性を持って多様な人々と学ぶ態度)を身に付けた高校生を選抜するため、入学者受け入れの方針(AP)に基づいて入試制度改革を実施している。

令和元(2019)年に、本学は、経済学部地域創造学科を、スポーツ学部スポーツ学科にスポーツ政策コースを設置した。あわせて、総合共通科目を改編するとともに、公務員・教員を目指す学生のための本学独自の試験対策プログラムとして K-CIP 科目を策定した。また、教職課程科目においては、再課程認定に係る教職科目の再配置を行った。

【資料 2-1-5~6】

本学は、毎年度 6 月、7 月、8 月、9 月、3 月と大学祭の時期にオープンキャンパスを開催している。令和 5(2023)年度は、受験生の志望校決定時期の早期化に対応できるよう、5 月にオープンキャンパスを開催して学部未定者が適切に学部の選択ができるよう対応した。オープンキャンパスの参加者数は、表 2-1-1 のとおりである。

表 2-1-1 「オープンキャンパス」参加者数推移表

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生徒数	1,088	396	750	901	1,245
保護者数	409	293	287	449	756

合 計	1,497	689	1,037	1,350	2,001
-----	-------	-----	-------	-------	-------

本学は、令和元(2019)年度まで、本学(北九州市)、福岡市、鹿児島市の3会場において高校教員を対象とした大学説明会を開催していたが、令和5(2023)年度は、上記の3会場に加え、熊本市においても開催した。なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により会場を本学(北九州市)のみとしたが、令和3(2021)年度以降はすべての会場で開催した。また、令和2(2020)年度以降は、本学園の設置大学である九州女子大学・九州女子短期大学と共催している。大学説明会の出席高校数および出席教員数は、表2-1-2のとおりである。

表2-1-2 「大学説明会」出席高校数および出席教員数推移表

会場	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		出席者	高校数	出席者	高校数	出席者	出席者	出席者	高校数	出席者	高校数
福岡		51	48	—	—	16	16	17	16	11	11
北九州		32	30	34	32	36	36	37	34	33	33
鹿児島		19	19	—	—	8	8	8	8	12	12
熊本		—	—	—	—	—	—	—	—	6	6
合 計		102	97	34	32	60	60	34	32	62	62

本学は、高校生を主対象とした大学見学会を実施しており、入学者受け入れの方針(AP)に基づき本学の方針等について説明を行っている。大学見学会は、高校または生徒個人からの申し込みを受け付けている。令和2(2020)年度および令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高校からの申し込みが減少したものの、令和4(2022)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と同等の数値となった。大学見学会の受入れ人数は、表2-1-3のとおりである。

表2-1-3 「大学見学」受入れ数推移表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高校数	17	1	4	11	9
生徒数 (保護者含む)	361	13	78	356	354

本学は、教員が高校へ直接出向いて行う出前授業を積極的に実施し、入学者受け入れの方針(AP)に基づき、本学の方針等について説明を行っている。令和2(2020)および令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高校における出前授業の実施校数が減少したものの、令和4(2022)年度以降は、積極的に広報活動等を実施したことから、出前授業の実施校数は増加した。出前授業の実施状況は、表2-1-4のとおりである。

表2-1-4 「出前授業」実施状況推移表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高校数	45	43	39	62	97

また、本学は、九州各県および山口県において高校訪問を実施している。福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、山口県には入試広報課の事務職員が、宮崎県と鹿児島県には当該県に配置している高校訪問の専従職員が高校訪問を実施している。高校訪問では、当該専従職員が、訪問の際に入学受入れの方針(AP)に基づき本学の方針等について説明を行っている。

【エビデンス集・資料編】

- | | |
|--|---------------|
| 【資料 2-1-1】 2024 年度大学案内 | 【資料 F-2】 と同じ |
| 【資料 2-1-2】 2023 年度募集要項 | 【資料 F-4】 と同じ |
| 【資料 2-1-3】 大学ホームページ 入試情報 | |
| 【資料 2-1-4】 大学ポートレート（私学版） 九州共立大学 本学の特色 | |
| 【資料 2-1-5】 令和 5 年度九州共立大学【経済学部・経済・経営学研究科】 3 つの方針
(DP・CP・AP) 一覧表 | 【資料 F-13】 と同じ |
| 【資料 2-1-6】 令和 5 年度九州共立大学【スポーツ学部・スポーツ学研究科】 3 つの方針
(DP・CP・AP) 一覧表 | 【資料 F-13】 と同じ |

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

本学の入学受入れは、「九州共立大学入学受入れ規程」に基づき、本学の入学試験委員会において公平、公正かつ適切に実施している。本学は、多様な能力を持った学生を確保することを目的として総合型選抜、学校推薦型選抜（一般推薦Ⅰ期・Ⅱ期、系列校推薦、指定校推薦Ⅰ期・Ⅱ期）（以下、「学校推薦型選抜」という。）、一般選抜（一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期、K-CIP 特待生選抜、学力特待生選抜）（以下、「一般選抜」という。）、大学入学共通テスト併用選抜、大学共通テスト利用選抜、特別選抜（社会人選抜、外国人留学生選抜）（以下、「特別選抜」という。）、学士選抜および編入学選抜を設定している。また、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜、学士選抜および編入学選抜では、面接試験を課しており、面接試験では、各学部の入学受入れの方針(AP)に基づき、それぞれの入学受入れで受験生の適性、特技、学習意欲および入学の目的等を適切に評価している。総合型選抜では、多様な能力を持った学生を確保するため、レポート方式（作文、課題レポートとグループディスカッションによる選抜）と実技方式（実技試験とグループディスカッションによる選抜）の2種の入学受入れ方式を実施している。経済学部地域創造学科では、令和5(2023)年度入学試験よりプレゼンテーション方式（プレゼンテーション試験と面接試験、調査書による選抜）を新たに導入した。学校推薦型選抜では、スポーツ推薦方式（面接試験、実技試験および調査書による選抜）と、学力方式（基礎学力試験、面接試験および調査書による選抜）の2種の入学受入れ方式を実施している。本学は、令和6(2024)年度の入学試験より作文試験を導入し、受験生の就学意欲等を測り入学後の修学支援に活用している。あわせて、経済学部では、日本商工会議所簿記検定2級以上または全国商業高等学校協会簿記実務検定1級の資格を取得している受験生が、一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期を受験して合格した際に、入学金が全額免除となる「資格保有者優遇制度」を導入している。【資料 2-1-7～11】

大学院においても、学部の入学受入れと同様に入学受入れの方針(AP)に基づいた入学受入れ方式を設定し、志願者を適切に評価している。【資料 2-1-12～15】

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜、学士選抜および編入学選抜の入試

問題の作成については、「九州共立大学入学者選抜規程」に基づき、本学の入学試験委員会の下に入学試験問題委員会を設置して実施している。出題担当者は、入学者選抜で課している学力試験、グループディスカッション、小論文、レポート課題、面接試験のすべてについて、科目別に作成している。なお、一般選抜の学力試験問題は、本学と本学園の設置大学である九州女子大学・九州女子短期大学が共通の入学試験問題を用いているため、出題担当者の負担軽減の観点から、令和 3(2021)年度の一般選抜Ⅱ期より九州女子大学・九州女子短期大学と共同して作成している。グループディスカッション、小論文、レポート課題および面接試験の入学試験問題については、各学部・学科の入学者受け入れの方針(AP)に基づき、本学の入学試験問題委員会が作成している。入学試験問題委員会では、入学試験問題の作成のほか、入学試験問題の校正、採点および入学試験成績の報告も行っている。

【資料 2-1-16】また、本学の IR 推進委員会においては、入学生の初年度習得単位数および GPA 評価と入試区分との関係にかかる定量的な分析を行い、その分析結果を用いて入学者選抜の妥当性および課題の対応策等について検討を行っている。

本学は、毎年度、入学試験概要、入学者選抜の種類、出願・受験上の注意等に関する情報を記載した募集要項を作成し受験生に広く周知している。本学は「障害者基本法」ならびに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令に基づき、適切な支援を行っており、上記の募集要項には、身体の機能に障害や疾病のある者が受験を希望した場合の申し込み方法についても記載している。身体の機能に障害のある者が本学の受験を希望する際には、「障害のある受験生受入に関する手順について」を定めており、その手順については本学のホームページに公表している。

その検証については、IR 推進委員会で令和 3(2021)年度と令和 4(2022)年度の入学生の初年度習得単位数および GPA と入試区分の関係に係る定量的な分析を行い、その分析を用いて入学者選抜の妥当性および今後の対応策等について検討を行った。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-7】2023 年度募集要項 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-8】2023 年度特別選抜社会人募集要項

【資料 2-1-9】2023 年度外国人留学生入学者選抜募集要項

【資料 2-1-10】2023 年度学士入学者選抜募集要項

【資料 2-1-11】2023 年度編入学選抜募集要項

【資料 2-1-12】九州共立大学大学院募集要項 経済・経営学研究科

【資料 2-1-13】九州共立大学大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻リーフレット

【資料 2-1-14】九州共立大学大学院募集要項 スポーツ学研究科

【資料 2-1-15】九州共立大学大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻リーフレット

【資料 2-1-16】九州共立大学入学者選抜規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

経済学部とスポーツ学部の入学定員充足率は、令和 5(2023)年度まで 100%を超えていたが、令和 6(2024)年度は、経済学部地域創造学科の入学定員充足率が 70%未満であったことから、経済学部の入学定員充足率は、100%を下回った。本学は、令和 6(2024)年 4 月に、スポーツ学部に小学校教員養成を主とするこどもスポーツ教育学科を新設した。令和

6(2024)年度のスポーツ学部こどもスポーツ教育学科の入学定員充足率は82%であった。大学全体の入学定員充足率は、令和6(2024)年度まで100%を超え、入学者を確保することができている。本学の入学者数および入学定員充足率は、表2-1-5のとおりである。

表2-1-5 入学者数および入学定員充足率推移表

学 部	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経済	入学定員	400	430	430	430	410
	入学者数	516	458	449	473	391
	入学定員充足率	1.29	1.07	1.04	1.10	0.95
スポーツ	入学定員	250	250	250	250	270
	入学者数	274	301	284	289	332
	入学定員充足率	1.10	1.20	1.14	1.14	1.23
合計	入学定員	650	680	680	680	680
	入学者数	790	759	733	762	723
	入学定員充足率	1.22	1.12	1.08	1.12	1.06

本学は、高校内ガイダンスおよび進学相談会を重要な広報活動と位置付けている。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期または中止した高校が多く、高校内ガイダンスおよび進学相談会の高校および生徒の参加が減少したものの、令和3(2021)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と同等の数値となった。高校内ガイダンスおよび進学相談会の参加状況は、表2-1-6および表2-1-7のとおりである。

表2-1-6 「高校内ガイダンス」参加状況推移表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高校数	137	114	125	137	151
生徒数	2,102	1,798	2,269	2,187	2,377

表2-1-7 「進学相談会」参加状況推移表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会場数	81	74	122	113	119
生徒数	919	563	1,099	1,191	1,137

本学は、平成30(2018)年度にスポーツ学研究科の大学院を、令和4(2022)年度に経済・経営学研究科の大学院を設置した。令和2(2020)年度のスポーツ学研究科の収容定員および在籍者数は満たすことができなかったが、令和3(2021)年以降は、経済・経営学研究科とスポーツ学研究科ともに収容定員を満たしている。本学の大学院の収容定員および在籍者数は、表2-1-8のとおりである。

表2-1-8 「大学院」収容定員および在籍者数推移表

研究科	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-----	----	-------	-------	-------	-------	-------

経済・経営学	収容定員	—	—	5	10	10
	在籍者数	—	—	13	27	19
スポーツ学	収容定員	10	10	10	10	10
	在籍者数	8	11	11	13	18

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学においてもっとも重要な課題の1つである入学定員の確保は、広報委員会を中心に学内の協力体制を強化し情報共有を図ることにより、一体的な学生募集と広報活動の推進を図る。令和6(2024)年度から開始した第4次中期経営計画では、入学者受け入れの方針(AP)に基づき、教育活動や学生指導の内容をオープンキャンパス、高校教員を対象とした大学説明会を通じて広く発信することとしている。また、第4次中期経営計画では、高校生、保護者、高校教員等に直接接点できる機会を充実させることを広報活動の柱としていることから、オープンキャンパス、大学見学会、進学相談会、出前授業、大学説明会、高校訪問等で入学者受け入れ方針(AP)や教育活動および学生指導の情報を説明して周知する。

高校訪問への強化施策としては、令和6(2024)年度より九州各県および山口県に高校訪問の専従員を新たに配置したことにより、継続して高校教員へ入学者受け入れの方針(AP)、教育活動や学生指導の内容を説明して広く周知を図っている。さらに令和5(2023)年度から新たに月1回の「高校訪問スタッフ打合せ会」を継続して開催し、情報共有を図っている。

受験雑誌等の様々な媒体を活用した広報活動については、受験生からの資料請求数だけでなく、入学年度または学年ごとにオープンキャンパスの参加状況および受験状況等を追跡調査し、その有効性について分析し活用していく。また、効果的な媒体による広報活動を展開し、受験生、保護者および高校関係者の本学への理解を深め、最終的に志願者の増加、合格者の歩留まり率の向上を図り入学定員の確保に結び付くよう取り組む。

経済学部地域創造学科の入学定員充足率および収容定員充足率が100%を下回っていることから、卒業後の進路を見据えた就学意欲を有し、ボランティア活動を通じて社会で活躍するために必要なコミュニケーション能力を高めようとする意欲のある学生を確保する。

大学院においては、引き続き同じ分野の学部を設置している大学に、大学院リーフレット等を送付するとともに、本学ホームページにおいて広く周知を図り、入学定員の確保に努める。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

(1) 学修支援体制の整備

本学は、平成 15(2003)年 5 月に、学修支援サービスの実施と学習意欲向上を目的とした「学習支援センター」を設置し、学修支援を組織的に実施している。【資料 2-2-1~2】また、令和 2(2020)年度後期に、学務情報システムとして、ユニバーサル・パスポート (UNIVERSAL PASSPORT、以下、「学生ポータルサイト (UNIPA)」という。)を導入した。この学生ポータルサイト (UNIPA)を導入したことにより、教員は授業記録等の授業支援の機能を一元的に管理することが可能になり、学生はスマートフォンを用いて出欠管理機能を利用できるようになった。さらに、学生ポータルサイト (UNIPA)は、従来掲示板で確認していたイベント等の情報の閲覧やアンケートへの回答等も可能になったことにより、学生生活全般を支援するツールとして活用している。加えて、令和 5(2023)年度に、学生の成績および出席状況を保護者がリアルタイムで確認できるシステムを導入して教職員および保護者が学生をサポートする体制を整備した。また、令和 6(2024)年度から「キャリア基礎演習」科目を開講し、学生ポータルサイト (UNIPA)の学修ポートフォリオを運用するとともに、学生と担当教員とのやり取りを通じた学生個人に寄り添った組織的な修学支援を行っている。

退学者およびその予備軍の学生が抱える問題は、①高校と大学との違い(高大ギャップ)、②経済的な問題、③無目的・不本意入学の 3 つである。本学は、退学防止の観点から、退学予備軍の学生が抱える問題を解決するため、就学支援の担当事務職員および担任教員が連携して履修未登録者へ連絡して指導を行っている。あわせて、修学支援担当事務職員が、全学生の週間出席率および第 3 週目と 7 週目時点の出席率 50%未満の学生情報を担任の教員に提供し、担当教員は、学生指導を行い、退学予備軍の学生を早期に発見し、対応している。

平成 29(2017)年度に、学習支援センター運営委員会において退学予備軍の学生に対応するための行動指標「修学支援の骨子」を定めた。この「就学支援の骨子」は、キャリア支援課の事務職員および課外活動指導者(外部指導者を含む)等に共有し、修学支援の推進に努めている。令和 3(2021)年度には、日本学生支援機構による修学支援新制度対象者が、学業成績の基準に基づく適格認定の対象者から外れることを防ぐため、「修学支援の骨子」の改正を図った。【資料 2-2-3】「修学支援の骨子」を改正したことにより、退学率が低下している。教員と事務職員が連携して学生の修学支援および生活指導等を実施したことから、令和 5(2023)年度の退学率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元(2019)年度の数値と同水準となった。【資料 2-2-4】本学の退学率は、表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1 退学率推移表 (過去 5 年間・全学・除籍者除く・5 月 1 日現在在籍者数比)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
退学者数	69	96	79	94	85
在籍者数	2,645	2,804	2,943	3,000	3,006
退学率	2.61%	3.42%	2.68%	3.13%	2.83%

(2) その他の取り組み

① 学長ミーティングの実施

学長、学部長等の大学幹部と学生との意見交換の場として学長ミーティングを実施している。学長ミーティングは、様々な区分別に開催することにより、多面的な相互理解を深める場となっている。令和5(2023)年度は、経済学部とスポーツ学部の1年生を対象に学長ミーティングを5回開催した。

② 出欠管理システムの利活用

出欠管理システムについては、厳正な成績評価および就学支援の指導を行ううえで重要なシステムである。平成27(2015)年度の学務情報システムの更新の際に、出欠管理システムを一新し、学生および教務情報と出欠管理のデータを連動して運用を行っている。また、令和2(2020)年度の後期からは、学生ポータルサイト(UNIPA)の出欠管理機能のデータを教員と事務職員が組織的に活用することで、出席不良学生を早期に把握して担任教員が面談および指導を行い、退学を未然に防いでいる。さらに、2-2-①の(1)学修支援体制の整備で述べたように、学生の出席状況をリアルタイムで保護者が確認できるよう、出欠管理システムの改修を図った。

③ 授業記録管理システムの利活用

本学は、平成22(2010)年度より、授業記録管理システムとしてシラバスオンラインを導入し、Web上で運用している。シラバスオンラインでは、各教員が各回の授業終了後に授業の概要等を記録することにより、教員と学生とが相互に授業の振り返りを行うことができる。あわせて、単位の実質化の観点から、学生の事前学修・事後学修の指示、授業課題等の確認、欠席した授業資料等の閲覧ができるほか、特別欠席に係る課題等について指示することが可能になり、学生は教室外における学修を効果的に補完することができ、有効な学習手段として運用している。

④ GPA評価を活用した修学支援の実施

本学では、GPA(Grade Point Average)による成績評価を行っており、令和2(2020)年度から導入された高等教育無償化制度の適格認定大学として、GPAによる成績評価を活用した修学支援を継続的に実施している。GPAによる成績評価は、各学部・学科における前期授業の成績について学年別のGPAによる成績評価の分布状況および成績下位4分の1以下の学生を把握し、担任教員等が後期授業に向けた個別指導等を実施することが可能である。また、後期授業終了後には、後期授業の成績も含めた1年間のGPAによる成績評価の結果に基づき、担任教員等が次年度に向けた個別指導等を実施するとともに、面談報告書を作成して事務職員との情報共有を図っている。さらに、適格認定における学業成績の基準が求められている日本学生支援機構の修学支援新制度対象者には、学習支援センターの事務職員と担任教員等とが連携して修学支援を行っている。

令和2(2020)年度からGPAによる成績評価は、2年次終了時における進級判定の基礎資料としても活用している。GPAによる成績評価を活用した修学支援の実施は、教員と事務職員が組織的に実施し、指導を行っている。【資料2-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】九州共立大学学習支援センター規程

【資料2-2-2】2024年度キャンパスライフ

【資料 2-2-3】 修学支援の骨子

【資料 2-2-4】 2022 年度および 2023 年度の経済学部・スポーツ学部の退学者数・除籍者数比較表

【資料 2-2-5】 令和 5 年度 GPA 評価（通算）を活用した修学支援の実施について

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) TA(Teaching Assistant)等の活用

令和 3(2021)年度まで、教員の教育研究活動を直接支援するための TA および SA(Student Assistant)は制度化されていなかったが、教務委員会における検討を経て「九州共立大学スポーツ学部ティーチング・アシスタント制度の運用要項」を定め、令和 4(2022)年度から TA 制度を導入した。TA 制度の導入および運営にあたっては、適切に授業補助を行うため、TA に求められる資質・能力および授業における役割分担・業務内容等について明記したマニュアル「ティーチング・アシスタントハンドブック」を作成のうえ配付し、TA に指導を行っている。【資料 2-2-6】

スポーツ学部では、「サポート学生制度」を導入し、上級学生が新入生宿泊研修における集団行動の模範演技および指導、履修指導のアドバイスをを行っている。同制度は宿泊研修の 1 ヶ月前から行われる、教員による事前レクチャー（5 日間）、学生による自主練習（1～2 週間）、教員による最終確認（1 日）を経て、指導学生のスキルアップ、指導法の習得といったサポート学生自身への教育も目的の一つとしている。経済学部においても例年、上級学生が新入生宿泊研修に同行して、新入生に履修指導を行っている。上級学生は、履修登録補助のほかに、研修準備作業、クラス担任の指導補助、研修中のレクリエーションの計画・実行などを行っている。両学部の新入生研修については、令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊を伴う研修を取りやめ、学内施設を利用した日帰り研修に変更し実施した。令和 6(2024)年度は、4 年ぶりに宿泊を伴う研修を再開し、4 年間の大学生活に関する諸注意や、1 年次前期・後期の履修計画を作成することで、宿泊研修明けの履修登録をスムーズに行うことができた。【資料 2-2-7】

また、令和元(2019)年度までは、受講者が 100 人を超える授業については、TA に代わるものとして授業出欠管理補助の学生アルバイトを担当教員の希望に応じて授業科目に配置（各学期延べ 10 人程度）していた。令和 2(2020)年度の後期からは、学生ポータルサイト（UNIPA）の「出欠管理」（スマートフォンを用いた出欠機能）の導入により、授業出欠管理補助の学生アルバイトは配置していなかったが、令和 5(2023)年度に新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行したことに伴い、多人数授業の担当者からの要望も多かったため、授業出欠管理補助の学生アルバイトの配置を再開した。

さらに、スポーツ学部においては、実技・実験を補助するため、助手 4 人の配置等、授業支援の体制を整えている。加えて、令和 2(2020)年度以降、スポーツ学部の一部の科目において安全上等の観点から TA を採用のうえ運用しており、令和 5(2023)年度は「水泳」、「テーピング実習」の 2 科目に TA を配置した。TA には、担当教員が授業の事前・事後研修を行い、TA に必要な資質、能力、役割、および業務内容等を理解・把握させている。

【資料 2-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-6】九州共立大学スポーツ学部ティーチング・アシスタント制度の運用要項、および、ティーチング・アシスタントハンドブック

【資料 2-2-7】令和 5 年度新入生研修におけるサポート学生等に係る資料（経済学部・スポーツ学部）

【資料 2-2-8】ティーチング・アシスタントハンドブック（2023 年度版）

(2) オフィスアワー・やる気支援の実施

① オフィスアワー（授業理解支援を含む）

専任教員は、各学期週 1 回(全 15 回)のオフィスアワーを設定し、学生生活および授業等に関する相談に対応している。オフィスアワーは、学生が来室しやすい 90 分間（11 時 30 分から 13 時まで、または 12 時 30 分から 14 時まで）とし、学生ポータルサイト (UNIPA) および大学ホームページ、学内掲示板、研究室ドアへの掲示および学生に資料を配布する等、学生に広く周知している。また、非常勤講師も専任教員と同様に、本学のホームページおよび学内掲示板に掲示して、授業終了前後に学生からの相談等に対応している。

【資料 2-2-9】

② やる気支援（資格取得支援、就職支援等）

本学は、資格取得支援および就職支援としてやる気支援を実施している。このやる気支援は、有志の専任教員と学習支援センターの事務職員との連携により、授業時間以外の学生の学修意欲の向上に対するサポート体制として構築している。また、やる気支援には、本学の約半数の専任教員（専任教員 83 人中、前期：40 人、後期 51 人が参画）が参画しており、資格取得、教員採用試験等の就職試験に向けた学生のやる気・知識・技能を向上させる内容等で実施している。やる気支援の内容は、令和元(2019)年度以降、やる気支援(免許・資格・進路)およびやる気支援(その他)」の 2 つに区分し、前述のやる気支援(免許・資格・進路)の内容を充実させることを学習支援センターの運営方針として掲げ、教員に周知した。やる気支援(免許・資格・進路)の内容を充実したことにより、受講者数は、やる気支援を受講する学生の 9 割以上を占めた。

また、学修支援状況は、「オフィスアワー記録書」「やる気支援記録書」において報告し、学習支援センターが管理している。これらの記録書では、実施内容および受講する学生の状況を把握することが可能であり、これらの記録書を学修支援の利用促進に役立てている。

【資料 2-2-10～11】学修支援(オフィスアワーおよびやる気支援を含む)の延べ受講者数は、表 2-2-2 のとおりである。

表 2-2-2 学修支援（オフィスアワーおよびやる気支援）の延べ受講学生数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講学生数	12, 916	13, 730	20, 156	13, 164	9, 132

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-9】オフィスアワー一覧

【資料 2-2-10】やる気支援時間割

【資料 2-2-11】「オフィスアワー記録書」「やる気支援記録書」

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

(1) 学修支援

本学は、学習支援センターにおいて卒業認定・学位授与の方針(DP)に基づく出口対策の強化を図る。また、学生の潜在的な学修意欲を掘り起こして学生の学修ニーズと教員の得意分野とを一致させた学修指導の機会を増やすことにより、充実した学修支援体制を提供できるよう努める。

(2) 授業支援

授業に関する様々な要望が、学生および教員から一部の事務職員に出されており、その結果一部の事務職員に負荷が偏ることが課題である。この課題を解決するためには、学習支援センターとキャリア支援課の業務を整理して事務職員の人的資源を確保するとともに、事務職員の適材適所の配置を推進するとともに階層別研修、大学経営・運営等に関する研修等の内容を充実させて教職協働の推進を図る。

(3) 退学防止

担任教員と学習支援センター・キャリア支援課の事務職員が情報の共有を強化することにより、退学予備軍の学生に対する取り組みを係属して就学支援の推進を図る。また、出席状況が良くない学生を早期に把握し、担当教員が面談指導を行うことにより学生の退学を防ぐようにしている。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、キャリア教育および教養教育科目の実施体制の整備を図るために、平成22(2010)年度に総合教養教育センターを共通教育センターに改組し、総合共通科目と専門教育科目を系統的かつ総合的に学ぶ教育課程を編成した。「社会で活躍するために必要な力＝就業力」を養成し、学生の社会的・職業的な自立を目指している。学生の就業力養成のための具体的な教育内容として、全学部を対象にキャリア教育や情報教育、インターシップ、言語・異文化理解などに関する科目を総合共通科目に配置して、より実践的な学びの場を提供している。

また、キャリア支援課では、学生の就職支援として、学生一人ひとりにあった個別指導（個人面談、窓口相談、面接指導・履歴書やエントリーシート等の添削、キャリアカウンセリング）を徹底して行っている。この取り組みの中でも特に、昨今の採用試験時における「人物重視の視点」に対応すべく、面接指導の強化を図っており、令和 5(2023)年度実績では 301 人の学生が参加した。個人面談では、就職活動をする学生全員との面談が実現している。さらに、週 5 日実施しているキャリアカウンセラーによるカウンセリングにつ

いては、令和 5(2023)年度実績では 605 人が参加した。キャリアカウンセリングでは、学生の興味・スキル・知識・価値観等を把握し、キャリアの方向性や職業・会社選択等のサポートを行うことを目的としているため、キャリアカウンセリングと個人面談との連携によって、多様な形態で学生の個別指導が可能である。

加えて、学生の就業意識を高揚させ、一体感を醸成する観点から、「キャリアデザインⅢ」の授業において、内定者との座談会も実施している。【資料 2-3-1~2】令和 5(2023)年度の座談会には、延べ 80 人が参加した。この他にも、令和 5(2023)年度は、10 月に 4 年生向けの学内合同企業セミナーを実施し、24 人の学生が参加した。同年 12 月には 3 年生向けの学内業界研究セミナーも実施し、529 人の学生が参加した。また、会社説明会を希望する学生に対して、セミナールームで個別の会社説明会も実施している。令和 5(2023)年度は、77 社の企業の説明会を開催し、延べ 132 人の学生が参加した。学外での合同セミナーにおいては、大学側がバスを準備して、延べ 637 人の学生を引率し、企業との接触の機会を増やした。

就業力を育成する施策の一つとして、インターンシップ（企業研修）への参加についても注力している。本学は、インターンシップを正規科目として設置し、学生の自己開拓を含め、九州インターンシップ推進協議会、北九州商工会議所等の公的団体、教職員が紹介する企業等と連携のうえ、受入企業と学生を結び付けている。令和 5(2023)年度にインターンシップを受講した学生の数は 32 人（単位認定 32 人を含む）であった。

【資料 2-3-4~6】

上述の面接指導、座談会、キャリアカウンセリング、学内・学外企業説明会、インターンシップの各施策については、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用、換気の実施、パーティションの設置、参加人数の制限等を徹底したうえで、対面により実施した結果、令和 5(2023)年度の参加者数や開催回数は令和 4(2022)年度を上回った。これらは全て、進路決定率 95%以上を確保するための重要な取り組みとして位置付けている。【資料 2-3-3】

進路決定率については、ここ数年おおむね 95%前後を維持し堅調に推移している。平成 30(2018)年には、就職実績の向上を目的に、学長を部会長とし、学生支援部長、教務部長、事務局長などで構成する会議体である「就職支援部会」を評議会の下に設置した。この「就職支援部会」において、上場企業や金融機関への内定獲得者の増加を目的とした、キャリアデザイン科目におけるシラバスの改編等を行い、キャリア支援課とキャリアデザイン担当教員との連携による就業教育の強化を図った結果、令和 5(2023)年度は上場企業 117 人、金融機関 40 人の内定者を確保することができた。当部会は、就職支援に関する取り組みを組織的かつ機能的に進めるうえで重要な役割を果たしている。【資料 2-3-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 学生相談件数一覧表

【資料 2-3-2】 就職内定者座談会報告書

【資料 2-3-3】 就職支援相談シート報告書

【資料 2-3-4】 2023 年度講義要項(シラバス) 【資料 F-12】 と同じ

【資料 2-3-5】 インターンシップ参加人数(過去 3 年間)

【資料 2-3-6】 令和 5 年度就職・進路先一覧表

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

就職が決まらない学生の問題点を見極め、特に主体的な就職活動ができない学生、就職活動に対する意欲・やる気が低い学生、就学そのものに問題がある学生に対して、早い時期から就職支援部会を中心とした教職協働体制による働きかけを徹底する。この方策によって、学生一人ひとりのニーズにあった就業力育成支援をさらに強化する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のための支援として、以下の支援を行っている。

(1) 学生生活の安定のための支援組織

本学では、学生生活に関する支援・サービスを行う組織として学生支援部を設置し、その下に事務組織としてキャリア支援課を設置している。学生の生活指導・福利厚生に関する事項については、学生支援部長を委員長とする学生支援委員会で審議され、必要に応じて教育運営委員会で意見聴取のうえ、評議会で決定する、全学的な支援体制を構築している。

また、学生の健康面・心理面を支援する組織として福原学園保健センターを、さらに留学生の生活面を支援する組織として、理事長・副理事長の直轄組織である経営企画本部に国際交流・留学生支援室を設置している。これらの組織は、学生支援部と連携しながら本学の学生生活全般について支援を行っている。

(2) 奨学金制度（学生への経済支援）

① 本学独自の奨学金

平成20(2008)年度から、「頑張る学生を応援する奨学制度」として、大学独自の奨学制度の運用を開始している。この制度については、令和2(2020)年4月から国の修学支援新制度が始まったことを受け、経済的困窮者を対象とした「育英奨学金」部門を令和2(2020)年4月に廃止したため、現在は、学力が優秀で学友会活動等に積極的に参加する学生を対象とした「優秀奨学金」、スポーツ・文化活動・社会貢献のいずれかで実績を残した学生を対象とした「奨励奨学金」、の2部門から構成される。応募は公募制を採り、授業料の半額を給付する制度である。令和5(2023)年度は、計7人の学生を採用した。

また、平成28(2016)年度からは、家計支持者の失職や死亡等、家計急変者に対する支援制度として、「福原弘之奨学生制度」が新設され、令和5(2023)年度は、1人の学生が採用された。【資料2-4-1】さらに、令和5(2023)年度には、大規模災害により主たる家計維持者が死亡等、家計急変者に対する支援制度として「福原学園設置大学 大規模災害にかかる特別措置奨学金」を新設した。

このような、本学独自の奨学金制度は、当初からすべて給付型を堅持している。経済支援型のみならず多様な内容の奨学金制度を設置することで、修学や課外活動における意欲

向上に有効に機能している。

② 本学独自の貸与制度

経済的困窮者を対象とし、卒業年次の学納金に対する貸与制度を設けている。この制度は、品行方正、学力優秀で就学中に学納金支弁の途を失った学生の中から、卒業後の就職先が決定した者を対象に貸与を行うもので、最終段階での安全網として有効な役割を果たしている。【資料 2-4-3】

(3) 学生ポータルサイト (UNIPA) を利用した学生支援

令和 3(2021)年度から、新教務システムの導入に伴って、従来まで使用していた学生ポータルサイトが刷新された。この新ポータルサイト (UNIPA) は、従来どおり各種連絡、履修申請・確認、成績確認、休講・補講・教室変更確認などの機能を備え、学生生活を送るうえで必要な情報を学生への提供するものであることに加え、新たな機能としてスマートフォンのアプリとの連携が可能となったことで、利便性が向上した。学生への各種連絡についても、スマートフォンのプッシュ通知やメールで即座に送信できるようになったため、災害等の緊急時にも学生への迅速かつ確実な連絡が可能となった。また、学生との面談記録の登録・閲覧機能が充実したことにより、修学支援のツールとしての役割も果たしている。さらに、アンケート機能も備わったことから、学生の意識調査等に活用することも可能となった。

(4) 課外活動

本学の課外活動は、「建学の精神「自律処行」に則り心身の練磨に努め、会員の共同生活をとおして相互の親睦融和をはかり、もって明朗な大学を建設すること」を目的として会則に示す「学友会」組織の下に運営している。【資料 2-4-2】

スポーツ学部を擁している本学の課外活動は、専門領域の知識を備えた人材育成を行い、学生の協調性、社会性、リーダーシップ、コミュニケーション能力、礼節とマナー、指導者能力を育むうえで重要な役割を果たしている。課外活動の加入率は全体で 58.5%(令和 5(2023)年度実績)である。

課外活動の支援として、指導者の充実、施設・設備の整備、全国大会出場経費の援助を行っている。指導者の充実として各クラブ・サークル・同好会・愛好会活動には専任教職員を部長・顧問に据え、クラブの活動状況に応じて監督・コーチ・トレーナーを配置し、本学教職員で指導できない部分は、外部のコーチ・トレーナーに委託している。

クラブの施設は、授業が行われる学舎に隣接しており、授業終了後は速やかにクラブ施設に移動できることが本学の利点である。令和 2(2020)年度には、キャンパス整備計画の一環として、平成 25(2013)年に廃止した工学部の施設であった「実験棟」を全面改修し、これまでキャンパス内に点在していたクラブの部室を集約させ、新たに「部室棟」として位置付けることとした。また、令和 2(2020)年 9 月に完成した多目的室内練習場は、人工芝が敷かれ、主に運動部の練習に使用されている。レスリング場については、平成 6(1994)年に自由ヶ丘高等学校の剣道場として建設された光武館を使用していたが、老朽化が進んだことにより、令和 4(2022)年に部室棟の改修工事を行った際、完成した部室棟にレスリング場を移設した。

また、本学は遠征時に使用できる車両として大型バス 3 台、マイクロバス 1 台、ワゴン車 3 台を所有しており、移動費や交通費の学生負担を軽減している。さらに、全国大会に

出場する学生に対しては、大学と試合会場間の交通費・宿泊費を援助している。

クラブ・サークルはスポーツ系 35 団体、文化系 25 団体、合計 60 団体の公認クラブ・サークルがある(令和 6(2024)年 5 月現在)。各公認クラブ・サークルには、活動支援の一環として学友会予算を配分し、財政的支援を行うとともに、本学後援会も各クラブ・サークルに対して部員数に応じた財政的支援を行っている。公認クラブのうち、7 団体(硬式野球、陸上競技、サッカー、バスケットボール、ラグビーフットボール、レスリング、バレーボール)については、大学の経営戦略の観点から「強化クラブ」と位置付け、別途活動費等の支援を行っている。【資料 2-4-5】

(5) 学長・学部長表彰制度

学業、課外活動、学生生活等で学生の模範となる成績や行動を収め、本人はもとより学生のやる気を引き出し、学生の意識向上と大学広報に貢献した者および団体に対して、これまで「学長表彰」を行ってきたが、さらに、令和元年(2019)度に「学部長表彰」を増設し、表彰対象者の拡大と表彰ランクの明確化を図った。

学長表彰者の中でも、特に優秀な者に「最優秀賞」を与えている。スポーツ部門においては、全国大会 3 位以上の個人・団体を対象として、その中から特に優秀な個人・団体を選出し、学業部門では卒業年次において 4 年間を通じて特に成績が優秀だった学生を選出している。また、スポーツ部門において「優秀賞」として全国大会でベスト 8 以上の成績を収めた個人・団体を選出している。

学部長表彰の学業部門では年間(1 年間)を通じての成績最優秀者(各学科学年 1 人)、自主学習部門では各種資格を取得した個人、生活全般部門ではボランティア活動等を行った個人・団体を選出し、スポーツ部門では、九州大会出場や各種スポーツの大会等で優秀な成績を収めた個人・団体を選出している。【資料 2-4-4】

令和 5(2023)年度の学長・学部長表彰者は表 2-4-2 のとおりである。

表 2-4-2 令和 5(2023)年度学長・学部長表彰者

学長表彰

最優秀賞

部 門	内 容	表彰数	
M V P	全国大会 3 位以上	個人	1 人
		団体	2 団体
学 業	成績優秀者(各学科の卒業年次生)	個人	3 人

優秀賞

部 門	内 容	表彰数	
スポーツ	全国大会ベスト 8 以上	個人	35 人
		団体	1 団体

学部長表彰(経済学部)

部 門	内 容	表彰数	
学 業	成績優秀者(各学科 1~3 年次)	個人	6 人
自学自習	資格取得	個人	33 人
生活全般	ボランティア活動等	団体	1 団体

スポーツ	優秀な成績を収めた者および団体	個人	27人
------	-----------------	----	-----

学部長表彰（スポーツ学部）

部 門	内 容	表彰数	
学 業	成績優秀者（各学科 1～3 年次）	個人	3人
自学自習	資格取得	個人	1人
スポーツ	優秀な成績を収めた者および団体	個人	46人
		団体	8団体

(6) 健康・心理的支援

① 健康管理支援

福原学園保健センターでは、学生の生活支援として、入学時に新入生全員が提出した「健康状況調査票」をもとに、既往症、感染症、身体障害の有無等について調査を行っている。また、学校保健安全法に基づく定期健康診断については、健康診断を実施している医療法人と十分連携し、感染防止に配慮したうえで4月に全学生を対象として実施した。

その他に、スポーツ系のクラブ・サークルに所属する学生が多いことから、スポーツ学部の教員が毎年「スポーツ事故の対応と緊急対応セミナー」を開催し、熱中症予防対策、心肺蘇生法等に関する講演や、AED(自動対外式除細動器)の使用方法等の実習を行い、受講者には修了証を発行している。また、クラブ・サークルの顧問・監督等の指導者を中心とした教職員を対象に、福原学園衛生委員会が主催して、熱中症予防対策、心肺蘇生法やAED(自動対外式除細動器)の使用方法に関する講習会を定例的に開催し、キャンパス内での事故防止を図っている。

② 健康相談

福原学園保健センターにカウンセリングルームを設置し、学生の心身の状況に合わせて臨床心理士3人によるカウンセリングを月曜日から金曜日の12時30分～16時30分を実施している。必要に応じて、学生の許可を得た上で、担任教員・学内事務局担当職員および保護者、医療機関等と連携を取りながら情報共有を行う場合もある。カウンセリングは原則予約制であるが、学生の心の不安定さから出現する身体症状を早期に見出し、随時カウンセリングが実施できる体制を整えている。また、中国人留学生にもカウンセリングが利用できるように中国語での掲示を行い、誰もがカウンセリングを利用できるようにしている。

表 2-4-1 福原学園保健センター相談件数一覧表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経済学部	75	29	24	40	49
スポーツ学部	1	3	3	27	3
その他	0	13	1	3	8
合計	76	45	28	70	60

③ 学内禁煙

平成27(2015)年度春季学生大会において、学生から提案があった学内改善要望事項が審議され、「学内全面禁煙」が賛成多数で承認された。学生大会での学内改善要望である「学内全面禁煙」について学生支援委員会(平成27(2015)年6月3日開催)で検討を行い、喫煙

者の禁煙を支援するとともに、非喫煙者の受動喫煙を完全に防ぐ衛生対策を実施することとした。平成 27(2015)年度第 7 回評議会(平成 27(2015)年 6 月 10 日開催)において大学敷地内全面禁煙を提案し承認された。

後期授業開始(平成 27(2015)年 9 月 24 日)とともに敷地内全面禁煙としたが、当面は段階的に学内全面禁煙に取り組むため、学内にある喫煙場所(4 ヶ所)の灰皿を撤去し、経過措置として受動喫煙等健康被害のない場所 2 ヶ所に喫煙場所を設置した。平成 28(2016)年 4 月以降は喫煙場所を 1 ヶ所とし、喫煙率 5%以下(学内全面喫煙数値目標)の時点でこれも廃止することとしている。令和 5(2023)年度の喫煙率は 10.3% (学生生活実態調査アンケート結果による)となっており、喫煙場所 1 ヶ所については設置を継続している状況である。

また、平成 28(2016)年度から、新入生オリエンテーションで喫煙防止に関する講演会を実施し禁煙対策に努めている。しかし、令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症対策として新入生オリエンテーションの開催を見送ったため、講演会も中止した。

令和 5(2023)年度からは、大学内での学生生活におけるマナーを向上させることを目的として、全学的にマナーアップ活動に取り組んでいる。この活動の一環として、平成 27(2015)年度から「喫煙マナーアップ活動」を実施し、教職員が当番制で授業間の休み時間にキャンパス内の巡回を行っている。

(7) 厚生補導施設

① 学生寮

令和 6(2024)年 5 月現在では、福秀寮は 145 人の学生が入寮している。福秀寮は、150 人近い学生が入寮しているため、寮生の中から寮長 1 人を選出し寮監を補佐している。また、藤原寮については、築 40 年が経過していることから、維持・管理を調査したところ、耐震補強や LED 照明への更新および外部補修工事等に多額の費用をかけて大規模な工事を実施する必要があることが判明したことから、令和 6(2024)年 3 月 31 日付けで閉寮した。

令和 2(2020)年度からの新型コロナウイルス感染症拡大にあたり、集団生活を行う学生寮は特に感染リスクが高いことから徹底した感染対策に努めている。福秀寮においては、寮内食堂のすべてのテーブルにアクリル板を設置し、一度に食事をする人数と時間を制限した。さらに、各階の廊下にはサーキュレーターを設置し換気対策を施すとともに、トイレ・浴場については寮生が分担して毎日消毒作業を行っている。

② 学生食堂

平成 22(2010)年度、自由ヶ丘会館 1 階に設置していた学生食堂を改修し、新たに学生食堂を設置した。食堂の名称は、学生への公募によって「共立キッチン」に決定した。また、令和元(2019)年度には、自由ヶ丘会館 2 階に設置していた学生食堂を改修して、「クローバーカフェ」を開設した。「クローバーカフェ」については、九州女子大学・九州女子短期大学に設置していた学生食堂が閉設したことから、九州女子大学・九州女子短期大学の学生も利用可能とした。「クローバーカフェ」には、壁に特殊塗装が施されているため、テレビ・プロジェクターの映像を見ることができるコーナーもある。

③ 売店・書店

令和元(2019)年度に、自由ヶ丘会館 2 階に設置していた売店を改修した。工事は、平成 22(2010)年度の自由ヶ丘会館 2 階の学生食堂の改修工事とあわせて実施した。売店には、書店

を併設している。

④ 女子学生専用ルーム

平成 26(2014)年度に、女子学生専用ルーム「さくらルーム」を自由ヶ丘会館 3 階に設置した。将来を見据え、女子学生の志願者および入学者の増加を目指す取り組みの一環として、女子学生に特化したサービスを提供するため、設置した。「さくらルーム」は、勉強や読書などで利用できるほか、化粧直しや着替えができるパウダールームも完備している。

(8) 地域活動

地域との関わりについては、スポーツ庁委託事業である令和 5(2023)年度「大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出支援事業」に本学スポーツ学部の事業が採択され、北九州市地区を対象としたアダプテッドスポーツの展開として、九州共立大学世代間交流プログラム「アダプテッド・スポーツ体験会・運動会」を開催した。また、スポーツ学部の学生が「スポーツ・健康まちづくりデザイン 学生コンペティション 2023」においてスポーツ長官賞を受賞し、宗像市と宗像市内の公園やスポーツ・文化施設等の活用等を図る事業に携わるなど、近隣地域において様々な取り組みを行っている。

(9) 国際交流

① 海外協定校との連携

本学は、海外の大学と友好交流基本協定を結び、学生・教職員の派遣交流、教育情報の交流等を行っている。令和 5(2023)年度より新たに、フィリピンのラプラセプ国際大学、アメリカのウィスコンシン大学スタウト校、中国の厦門工学院、東洋外国語培训学校、千羽鶴日本語学校、大連科技学院と協定を締結した。

学生の派遣交流では、令和 6(2024)年 5 月現在で南北アメリカ、オセアニア、アジア、ヨーロッパ 29 大学と交流協定を締結しており、正規学生としての編入学生と日本語・日本文化を学ぶ短期留学生の受け入れを行うとともに、本学学生の派遣を行っている。

教職員の派遣交流では、平成 22(2010)年から毎年協定校から教員を 1 年間受け入れており、教員は、留学生の語学指導、生活指導等を行っているが、令和 2(2020)年度後期から令和 3(2021)年度の受け入れについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とし、令和 4(2022)年度前期から受け入れを再開した。【資料 2-4-6】

② 地域貢献・交流

九州共立大学・九州女子大学共通教育機構は、日本語学習の場として、近隣他大学・地域の外国人にも広く門戸を開いており、地域の日本語・日本語文化学習の拠点として活動し、国際交流に大きく貢献している。また、留学生に生きた日本文化に触れてもらうため、毎年、国際交流ボランティアの協力を得て、「留学生を囲むクリスマスパーティー」「留学生との交流会」「折尾まつりでの国際屋台村」等で地域住民との交流を深める機会を設けているほか、「博多どんたく港まつり」や「わっしょい百万夏まつり」など、地域の祭りのパレードに留学生を参加させている。「博多どんたく港まつり」のパレード参加においては、本学経済学部の学生と留学生が共に参加することで、学生間の交流も図った。さらに、留学生を「わっしょい百万夏まつり」「やさしい日本語ワークショップ」に派遣することで、地域のグローバル化にも貢献した。

③ 短期海外留学プログラム

在学生の国際感覚と語学力を養うため、例年夏期と春期に、姉妹校提携協定を締結して

いる大学と、短期海外研修プログラムを実施している。研修期間は2～5週間程度で、一定の条件を満たした研修参加者には、単位の認定も行っている。このプログラムは、4ヶ国6コースを用意し半年から1年間の留学を可能としている。令和5(2023)年度においては、12人の学生が本プログラムを利用し海外留学した。

④ 海外プログラム特待生制度

平成20(2008)年度に海外プログラム特待生制度が改正され、大学独自の特待生制度の運用を開始している。この制度は、海外に渡航して語学やスポーツ能力の向上を目指す学生に往復渡航費の全額または一部を援助するもので、学生の海外交流促進と経済的支援を目的としている(ただし一度の申請に限られる)。

海外プログラム特待生は、特待生、奨学生および留学生を除く2～4年生を対象とする制度である。申請条件としては、まず、私費で海外の大学または短期大学(付属機関を含む)において開講の授業または語学研修プログラムに参加する許可を、研修先大学等に得ていることが必要である。さらに、地域活動を含む学修時間が90時間以上であること、申請前年度のGPAが1.5以上であることも条件である。

海外プログラム特待生の募集は公募制であり、学生支援委員会の審議を経て学長が決定する。

【資料2-4-1～3】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-4-1】九州共立大学奨学金運用要項

【資料2-4-2】2024年度学生便覧 【資料F-5】と同じ

【資料2-4-3】2024年度キャンパスライフ 【資料2-2-2】と同じ

【資料2-4-4】令和5年度学長表彰 受賞者一覧表

【資料2-4-5】令和5年度福原学園ファクトブック

【資料2-4-6】2024年度キャンパスライフ 【資料2-2-2】と同じ

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

平成27(2015)年9月から学内は全面禁煙としたが、喫煙率5%以下の目標達成に向け、今後も引き続き学生に対する禁煙教育、喫煙防止に関する講演の実施など啓発活動を行う。

留学生と日本人学生の交流については、地域のイベントへの参加等によって、これまでも授業以外で一定の機会は設けられていた。今後は、日本人学生ボランティアの人数をさらに増やすことによって、学生間の交流の活性化を図る。

海外プログラム特待生制度は、まだ全学的に周知しているとは言い難い状況にある。そのため、掲示等・ガイダンスでの説明機会を増やし、より一層PRを行う。

令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、クラブ・サークル活動や国際交流・留学生関連のイベント活動が停止もしくは延期となったが、令和6(2024)年度は、クラブ・サークル活動や国際交流・留学生関連のイベント活動が通常通りの状態に戻っており、さらなる支援体制の構築に取り組む。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(1) 校地、校舎

本学キャンパスの校地面積は 167,352 m²、校舎面積は 36,661 m²であり、校地、校舎ともに大学設置基準を満たしている。敷地面積の詳細や各建物の名称、種別、建設年度、構造および面積等は【資料 2-5-1～2】のとおりである。

(2) 教育研究環境の整備

本学園では、学園全体の経営に係る理事長の諮問機関である福原学園経営戦略会議の下に福原学園教育研究環境整備委員会（以下、「整備委員会」と記す。）を設置している。整備委員会では、施設の老朽化に伴う建て替えや耐震化等について整備計画を立案・検討している。

本学では、整備委員会の下に福原学園教育研究環境整備委員会九州共立大学部会（以下、「部会」と記す。）を設置している。部会では、整備委員会からの諮問事項等について協議し、整備委員会および本学の教員および事務職員との連絡調整を行っている。また、整備委員会に上程することを前提として大学独自の将来計画の策定についても協議している。

平成 28(2016)年度に実施された日本高等教育評価機構による認証評価実地調査において、耐震設備を改善するよう指摘を受けた学舎 3 棟（第一学舎、第二学舎、西第一学舎）について、施設の解体および深耕館への施設設備の移転を行い、令和 3(2021)年 6 月末に学舎跡地を含むインフラ外構工事を完了した。

(3) 施設の管理運営

本学の総務課管財係が、業務委託契約を締結している会社の担当者と連絡・調整を行い、学内の施設設備全般を維持管理している。清掃業務については、一括して業務委託契約を締結しているビル管理会社から派遣される管理人および清掃員が、建屋内の清掃・営繕、建屋周辺の環境整備（植栽や芝生の維持管理を含む）を実施している。

消防設備やエレベーター等の法定点検については、建築基準法や消防法に定められた点検回数を満たす年間計画を策定し、この計画に基づいて点検を実施している。また、警備については、業務委託契約を締結している警備会社の警備員が出入口（正門と東通用門の 2ヶ所）に設置している守衛所に常駐しており、定期的な学内巡回、建物の施錠・開錠、不審者等の侵入防止に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】令和 6 年度福原学園ファクトブック（施設・設備）【資料 2-4-5】と同じ

【資料 2-5-2】2024 年度学生便覧（九州共立大学学舎配置図）【資料 F-5】と同じ

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(1) スポーツ施設

平成 18(2006)年 4 月のスポーツ学部開設以降は、文武両道を標榜する大学であることを内外に広くアピールすることを目的として、特にスポーツ施設の充実に力を入れてきた。以下、主なスポーツ施設について、その概要を示す。

① 鶴鳴記念館（体育館）

メインアリーナは、バスケットボールコート 2 面を有しており、バレーボール、バドミントン、ハンドボール、剣道等の公式試合を行うことができる設備を整えている。2 階の観客席は、約 2,000 人の収容が可能であり、卒業式・入学式などの式典で利用している。

② 耕技館（複合体育館）

1 階に柔・剣道場、2 階にはシャワー室、3 階には体操競技場を備えている。中でも体操競技場は、国際水準の設備を整えている。

③ 第二体育館

メインアリーナは、フットサルコート 1 面を有しており、バドミントン等の公式試合に対応可能である。また、ダンスレッスン室も備えている。

④ トレーニングルーム

トレーニングマシンはスポーツ学部生や部活動生が授業や個人の体力を向上させるために利用しているほか、スポーツ学部以外の学生や教職員も健康づくりのために利用している。なお、本ルームはスポーツ学部開設と同時に整備されたことから、トレーニングマシンの老朽化が進んだため、平成 24(2012)年度から 5 年計画でトレーニングマシンの更新を行った。

⑤ 福原学園屋内公認プール棟

学生からの要望により、平成 24(2012)年 4 月に 25m×6 コースの温水プールを備えた福原学園屋内公認プール棟を建設した。短水路ではあるが公式競技にも対応可能であり、採暖室や床暖房も備えていることから年間を通して利用が可能である。日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者（水泳コーチ 4 級）の資格を有したスポーツ学部の教員が全体の管理運営を行っているほか、監視業務や水質の維持管理等を行う専任職員 1 人を配置し、徹底した安全管理に努めている。本プール棟は、水泳部のほか、他のスポーツ系クラブの部員もリハビリテーション等の目的で利用している。

⑥ 多目的室内練習場

部室棟の中に整備された多目的室内練習場には、約 510 m²の人工芝を敷設しており、雨天時の屋外授業や課外活動の練習場所として利用している。

⑦ 陸上競技場

全天候型 400mトラックで、ブルータータンを採用し、インフィールドは天然芝を敷設している。日本陸上競技連盟第 3 種公認の陸上競技場として公認記録会などの大会に使用している。また、陸上競技場に隣接した投擲練習場やハンマー投げ・円盤投げ・砲丸投げの投擲練習が行うことができる囲いネット、槍投げのボールトレーニングで使用する壁などの練習環境を整備している。令和 2(2020)年度には、本競技場の第 3 種公認の更新するにあたり、全天候型トラックを含めた全面改修を行った。

⑧ 野球場

ナイター設備やバックネット裏に約 200 人が収容できるスタンドを備えており、公式戦の開催が可能である。また、隣接して守備練習専用のサブグラウンドも設置している。

⑨ サッカー場、ラグビー場

プールと同様に多くの学生から要望があったことから、平成 24(2012)年 7 月にサッカー場 1 面、ラグビー場 1 面の人工芝グラウンドを建設した。ナイター設備を完備し、授業や課外活動に使用しており、公式試合にも対応可能な設計となっている。また、サッカー場とラグビー場の間には多目的グラウンド(人工芝)も備えており、ハンドボールやフットサルの練習場として利用している。

⑩ 多目的グラウンド

令和 2 年(2020)年 8 月にスポーツ関連施設の拡充を目的として、槍投げ用の投擲レーン(3カ所)と円盤投げ用のサークル(2カ所)を備えた投擲場を整備した。野球やソフトボールなど各種競技で利用できるグラウンドのほか、天然芝を敷設した約 9,000㎡のグラウンドを併設した。

(2) 情報処理施設

学術情報センターでは、教育および研究のための情報インフラの整備を行ってきた。国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク(SINET)を利用した高速回線を運用しており、令和元(2019)年度から学内ネットワークおよび外部との接続方法を再構築し、超高速回線(10Gbps)での接続を実現した。

学術情報センターは、パソコン(計 390 台)およびパソコン教室(7 部屋)の管理を行っており、学生が自学自習等で常時利用できるオープンルーム(1 部屋)に 30 台、授業用教室(1 部屋)に 60 台、授業または学生の自学自習等で利用する教室(5 教室)に 300 台のパソコンを設置している。

パソコン教室の利用者数は、講義の履修状況によって変動はあるが、令和 5(2023)年度の年間利用者数は 57,719 人(月平均 4,810 人)であった。パソコン教室は、平日 20 時 30 分まで開館しており、学生が夜間も自学自習に取り組める場を提供している。

また、アクティブ・ラーニングや遠隔授業など、近年求められる様々な授業形態に対応するため、学術情報センターでは研究員として教員 2 名を配置し、ICT(Information and Communication Technology)を活用した教育基盤の充実を図っている。令和元(2019)年度からは無線 LAN アクセスポイントの設置を進め、令和 6(2024)年度までに学内の主要な建物への設置を完了した。今後は、全学生へパソコンの必携化を促す方針を掲げており、令和 5(2023)年 4 月から Office365 の包括契約を締結し、学生および教職員が Office365 を利用できるようにしている。

(3) 図書館等

本学附属図書館は、キャンパス中央に位置し、フロア面積 4,933.31㎡の建物である。経済学部、スポーツ学部の分野を中心とした書籍等の資料約 24 万冊を所蔵しており、平日は 9 時から 20 時まで、土曜日は 9 時から 13 時まで開館している。令和 5(2023)年度の年間利用者数は延べ 8,009 人であった。

館内設備として、閲覧座席数 431 席(収容定員の 15.9%)のほか、ゼミ室やグループ学習室を設置している。また、学生用タブレット 43 台、電子黒板 3 台を備え、図書館の資

源を活用してアクティブ・ラーニング等の様々な授業形態に対応できる環境を整えている。

所蔵している資料については、学部・共通教育センター選定図書、図書情報課選定図書、学生リクエスト図書、職員および非常勤教員リクエスト図書の4種類に分けて整理している。図書館の収蔵資料を有効に活用するため、館内に蔵書検索(OPAC)用パソコンを3台設置しており、卒業論文やレポートを作成する際に書籍や論文を検索できるようにしている。また、教員および図書館職員が連携して蔵書検索(OPAC)を活用した情報収集の方法について周知に取り組んでいる。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

全学舎ならびに体育館において車いす用スロープと多目的トイレを完備している。また、平成26(2014)年度に本学附属図書館の耐震補強工事を行った際に、障害者対応エレベーターを設置し、障害者への配慮を念頭に置いた環境整備に取り組んでいる。

また、学生意見箱(学内4ヶ所)の設置や学生生活実態調査アンケートの実施によって施設・設備に関する学生の意見を汲み上げる体制を構築し、施設・設備の利便性向上に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラスサイズは、原則として英語等の「言語教育科目」については30人程度、「キャリア教育科目」は50~60人、「教養教育科目」は最大160人、「情報教育科目」はパソコン教室の収容人数に応じ40~80人と設定している。この基準に基づいて開講コマ数や教員の持ちコマ数を、全学教務委員会を中心に策定している。【資料2-5-3】

学生の履修登録時において、この基準数を超えた場合、教養教育科目については抽選となることを学生にも周知しており、速やかに教務課で無作為抽選のうえ、掲示により他の授業科目への登録変更等を授業開始後1週間の期間で促し、迅速に履修変更に対応している。【資料2-5-4】その他の超過ケースについては、クラス数を増やし当該教員が担当可能な場合はコマ数増の調整や非常勤講師に追加依頼を行うなどの調整をして、適切なクラスサイズの維持運用に努めている。また、専門教育科目に関しては、クラスサイズの上限設定は特に行っていないが、過去の受講者数の動向や授業評価アンケートの結果等を踏まえて、教育効果を考慮したより適切なクラスサイズで運用するようにしている。特に、初年次導入科目については、ホームクラス制の機能を持たせるために20人程度の少人数クラスとなるように、担当コマ割りおよび時間割作成の段階から調整するようにしている。

【資料2-5-5】

令和2(2020)年度から令和4(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3密回避のため、クラスサイズや教室の収容人数等に鑑みて、教室変更の措置や遠隔授業を併用するなどの対応を図った。令和5(2023)年度以降は、新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきたことから、教室の収容定員の抑制を解除し、通常の収容定員とした。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-3】九州共立大学および九州女子大学のクラスサイズの現状について

※九州共立大学・九州女子大学共通教育機構運営会議資料

【資料 2-5-4】 令和 4 年度前期 オリエンテーション・ガイダンス配布資料

【資料 2-5-5】 令和 4 年度 前期受講者数一覧(抜粋)

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

整備委員会および部会において、第 3 次中期経営計画の計画期間（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）を対象とする施設設備計画を策定した。この計画では、照明設備の LED 化等の整備を行うこととしており、令和 5(2023)年度までに予定通り完了した。

令和 5(2023)年度には、学生の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するため、施設設備の維持および整備を進めることを基本方針として、第 4 次中期経営計画の計画期間（令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度）を対象とする第 4 次福原学園教育研究施設設備整備計画を策定した。この計画では、鶴鳴記念館および学思館の改修工事、深耕館のエレベーター改修工事、耕技館の空調設備設置工事、キャンパスロード東側の整備工事、陸上競技場の第 3 種公認を継続するための備品購入、スポーツ A 館および B 館の空調改修工事、プール棟の外壁改修工事、サッカー場・ラグビー場の人工芝張り替え工事を実施することとしている。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、毎年後期ガイダンス以降において、学生生活実態調査アンケートを実施し、学生生活全般にわたる実態を正確に把握したうえ、学生サービスの改善に反映させている。アンケート集計結果は、学生支援委員会および福原学園 IR 委員会で分析・検討し、評議会ならびに教育運営委員会において報告している。【資料 2-6-1～2】

基準 2-2-①にも記述した「オフィスアワー」および「やる気支援」については、教職員が学生からの相談等に直接対応し、その内容を「オフィスアワー記録書」や「やる気支援記録書」にまとめて学習支援センターへ提出することにより、学生からの意見や要望等を把握している。これらの意見や要望は、必要に応じて、学習支援センター運営委員会等で検討し、学習支援活動の質向上に努めている。【資料 2-6-3】

学生からの意見や要望を聴取するため、学生と学長、大学幹部等が出席する「学長ミーティング」（年 4 回程度）や、学生と教員が出席する「学生懇談会」を実施している。「学長ミーティング」および「学生懇談会」において学生から寄せられた意見については、改善方策を迅速に検討し、対応を図っている。

これらの取り組みのほか、意見箱を設置して常時学生からの意見や要望を受け付けている。意見箱の運用については規定を設けており、学生から意見が提出された場合、経営協議会において改善および対応策を審議する体制を整えている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 令和 5 年度 学生生活実態調査アンケート

【資料 2-6-2】 令和 5 年度 学生生活実態調査アンケート結果報告

【資料 2-6-3】 「オフィスアワー記録書」「やる気支援記録書」 【2-2-11】 と同じ

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

福原学園保健センターでは、新入生全員を対象とした健康状況調査票を実施し、学生から提出された調査票をもとに、病院の既往歴、感染症、身体障がいの有無等、あらかじめ大学へ連絡しておきたい心身の状態等について情報を把握している。さらに同センターにはカウンセリングルームを設置し、臨床心理士 1 人が月曜日から金曜日の 12 時 30 分から 16 時 30 分までカウンセリングを行う体制を整えている。カウンセリングの結果は必要に応じて、担任や学内各課、保護者へ報告している。

また、学生との面談等を通じて、リーダーシップを発揮する資質がありながら、経済的な困難を抱えていることにより学生自身の資質向上が妨げられているケースが報告されたことから、このような学生を支援するため、学内外の課外活動およびボランティア活動に積極的に参加する意思のある学生を対象とする「頑張る学生を応援する奨学制度」を設け、経済的な支援を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生生活実態調査アンケートや学長ミーティング、学生懇談会等を実施することにより、学生からの意見や要望を集約し、対応を検討して学習環境の改善に繋げている。例えば、学生と教員が出席する「学生懇談会」において、学生から、プロジェクターを用いた講義の場合、座席の位置によってはスライドを見にくい場合があること等の改善を求める意見が出た際には、経営協議会において改善策を検討した。

【資料2-6-6】 【資料2-6-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-4】 令和 4 年度学長ミーティング次第

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き各種アンケートや懇談会等を実施して、学生の意見や要望を把握する機会を設けるとともに、アンケートの設問や懇談会等の実施要領を検討し、学生がより活発に意見や要望を寄せられる体制を構築する。

また、現在展開している「頑張る学生を応援する奨学制度」を発展・拡大させ、地域社会に貢献しようとする学生のやる気を支援し、社会のリーダーとなれるよう資質向上を促す。

【基準2の自己評価】

非常勤講師を含む全教員がオフィスアワーを設けたことにより、学修支援活動の利用者は近年増加している。有志専任教員による「やる気支援講座」については、令和4(2022)年度に78講座(累計714コマ)を開講し、累計4,480人が参加したが、令和5(2023)年度はその実績を上回り、75講座(累計889コマ)を開講し、累計5,095人が参加した。学修支援に係る取り組みの開催回数および参加者が増加していることから、より充実した学修支援内容が提供できていると判断する。

また、学生ポータルサイト(UNIPA)を用いて学生の出欠状況を取りまとめ、適時教職員へ配信する等、学部と密に連携することができ、よりの確で緻密な支援ができるようになった。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、大学学則第 1 条において、その目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする。」と定めている。この教育目的ならびに大学学則第 3 条に定める人材養成及び教育研究上の目的等を踏まえて、本学では、全学共通の卒業認定・学位授与の方針(DP)を定め、その実現のため、全学共通の教育課程編成・実施の方針(CP)を定めている。全学共通の卒業認定・学位授与の方針(DP)および全学共通の教育課程編成・実施の方針(CP)は、【資料 3-1-6】および【資料 3-1-7】に記載のとおりである。

大学の取り組みについては、平成 30(2018)年度から実施している第 3 次認証評価制度において、三つのポリシー (DP・CP・AP) に基づいた教育改革の PDCA サイクルの実践的な運用が内部質保証として求められている。さらに、高大接続改革においては、高校と大学の学びが接続されることが求められており、学力の三要素 (①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・協働性・倫理性を持って多様な人々と学ぶ態度) を学んだ高校生を入試選抜するにあたり、入学者受け入れの方針に即した入試制度改革を実施する必要がある。

令和 4(2022) 年度第 11 回評議会 (令和 4(2022)年 9 月 7 日) において、学校教育法第 83 条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」における「道徳的」を体現するため、「倫理性」を卒業認定・学位授与の方針 (DP) および入学者受け入れの方針 (CP) に新たに追加することを決定した。

これらの状況を踏まえるとともに、令和元(2019)年度から総合共通科目の改編、地域創造学科の設置、スポーツ政策コースの設置、K-CIP 科目の設置、再課程認定に係る教職科目の再配置など教育課程の見直しを行ったことから、教育課程編成・実施の方針(CP)の抜本的な見直しも必要不可欠であり、平成 30(2018)年度第 15 回評議会 (平成 30(2018)年 10 月 24 日) において、現在、本学で定めている三つのポリシー (DP・CP・AP) を継承しつつ、本学の課題を考慮したうえで、本学の学生、教職員ならびに受験生等ステークホルダーが明確に認知できるように内容の見直しを図った。平成 30(2018)年度第 17 回評議会 (平成 30(2018)年 12 月 5 日) においては、教育運営委員会の意見を徴し、三つのポリシー (DP・CP・AP) の一体的な見直しの審議・決定を行い、令和元(2019)年度以降、毎年度、点検・

評価するとともに、内容の見直しを行っている。

また、教職員に対する新たな三つのポリシー（DP・CP・AP）の周知については、評議会決定資料を回覧するとともに、平成30(2018)年度第2回FD研修会（平成30(2018)年12月5日）において、新たな三つのポリシー（DP・CP・AP）に基づくシラバス作成に関するFD研修を行い、FDハンドブック等の各種印刷物に明示している。さらに、平成31(2019)年4月以降に大学ホームページ上で公表を行っている。【資料3-1-2～4】

加えて、三つのポリシー（DP・CP・AP）の点検・評価については、毎年度外部有識者の参加による教育懇談会の意見聴取も含め、評議会において、組織的な点検・評価の制度を構築している。

【全学共通】

本学は、教育基本法および学校教育法に則り、建学の精神である学是「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的および応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする。

全学共通の卒業認定・学位授与の方針(DP)は、建学の精神である学是「自律処行（自らを律することができ、自ら考えて判断し、責任を持って行動する）」を体現し、総合的な教養、特定専門分野に関する知識を身につけ、深い考察力を備えることを目指している。また、その実現のために、卒業認定・学位授与の方針(DP)を3つの領域（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性・倫理性」）から構成し、各課程を修め、目標を達成した学生に卒業を認定し、学位を授与している。全学共通の卒業認定・学位授与の方針(DP)は、【資料3-1-6】および【資料3-1-7】に記載のとおりである。

【経済学部】

経済学部は、建学の精神である学是「自律処行」に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適応できる、幅広い職業人を養成することを目的とする。

経済・経営学科については、経済学領域・経営学領域の多様な専門性を身に付け、環境や消費者保護、企業倫理などの公共の視点に立ち、社会におけるさまざまな問題を解決できる経済・生産活動の直接的な担い手となる人材を養成することを目的とする。

地域創造学科については、経済・経営学の知識を基盤に、地域政策および観光の視点から、地域創造に関する多様な専門知識を身に付け、地域社会の振興と発展に寄与できる実践力を備えた人材を養成すること目的とする。

この基本理念をもとに、3つの領域ごとに定めた身に付けるべき課程を満たした学生に卒業を認定し、学位を授与する。経済学部の卒業認定・学位授与の方針(DP)は、【資料3-1-6】に記載のとおりである。

【スポーツ学部】

スポーツ学部は、建学の精神である学是「自律処行」に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成することを目的とする。

スポーツ学部スポーツ学科については、スポーツ分野に関する多様な専門知識を身に付け、的確な判断力と高い徳性を有する教育者、スポーツ・健康づくり指導者を養成するこ

とを目的とする。

こどもスポーツ教育学科については、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成することを目的とする。

この基本理念をもとに、3つの領域ごとに定めた身に付けるべき課程を満たした学生に卒業を認定し、学位を授与する。スポーツ学部の卒業認定・学位授与の方針(DP)は、【資料3-1-7】に記載のとおりである。

なお、令和6(2023)年度より、スポーツ学部にこどもスポーツ教育学科を設置したことに伴い、新たにこどもスポーツ教育学科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知を図った。

【大学院経済・経営学研究科】

経済・経営学研究科は、経済・経営学に関する高い専門知識および研究能力を有し、国内外の社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。また、経済・経営学専攻は、多様化し複雑化する経済社会についての専門知識を有し、経済社会の課題を探求して解決しようとする意欲を持ち、他者と協働しながら自己の判断に基づき行動することによって、国内外の社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。【資料3-1-5】

この基本理念をもとに、領域ごとに定めた身に付けるべき課程を満たした学生に修了を認定し、学位を授与する。経済・経営学研究科の卒業認定・学位授与の方針(DP)は、【資料3-1-6】に記載のとおりである。

【大学院スポーツ学研究科】

スポーツ学研究科は、高い専門性と実践力を持ち、地域社会ひいては世界のスポーツ振興に貢献できる人材を育成することを目的とする。また、スポーツ学専攻は、広範なスポーツ学の専門的知識を自身の専門分野に合わせて体系化することができ、自らの探求心を基に構築された理論的な指導法および高い実践力を有する高度専門的職業人を養成することを目的とする。【資料3-1-5】

この基本理念をもとに、領域ごとに定めた身に付けるべき課程を満たした学生に修了を認定し、学位を授与する。スポーツ学研究科の卒業認定・学位授与の方針(DP)は、【資料3-1-7】に記載のとおりである。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】九州共立大学学則 【資料F-3】と同じ

【資料3-1-2】大学ホームページ(大学紹介⇒教育方針)

【資料3-1-3】2024年度募集要項 【資料F-4】と同じ

【資料3-1-4】2024年度学生便覧 【資料F-5】と同じ

【資料3-1-5】九州共立大学大学院学則 【資料F-3】と同じ

【資料3-1-6】令和6年度九州共立大学【経済学部・経済・経営学研究科】3つの方針(DP・CP・AP)一覧表 【資料F-13】と同じ

【資料3-1-7】令和6年度九州共立大学【スポーツ学部・スポーツ学研究科】3つの方針(DP・CP・AP)一覧表 【資料F-13】と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了

認定基準等の策定と周知

本学では、大学学則第36条に卒業認定基準を明確に定めており、卒業認定・学位授与の方針(DP)に則り、厳正に適用・運用している。経済学部、スポーツ学部ともに、一年間の授業を行う期間、単位の計算基準、単位の認定および進級・卒業認定について明確に規定している。さらに各学部の履修規程においても、関連する項目について詳細に定めており、それらに基づいて単位認定、進級および卒業認定等は厳正に適用している。

また、単位認定、進級・卒業認定、卒業認定・学位授与の方針(DP)は、学生に配布する「学生便覧」ならびに「履修ガイド」等の冊子のほか、ホームページにも掲載し、学内外に広く周知している。

大学院においては、大学院学則第29条に修了要件を規定しており、各研究科の履修規程においては、授業科目の単位算定の基準、単位の認定ならびに修士論文および最終試験の評価について詳細に定めている。この大学院学則および各研究科履修規程に規定された項目については、各研究科の卒業認定・学位授与の方針(DP)に則り、厳正に適用・運用している。また全学生は学生ポータルサイト(UNIPA)を利用し、Web上で成績一覧表の閲覧・印刷が可能であり、常時単位の取得状況を確認することができる。【資料3-1-7~11】

【エビデンス集・資料編】

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| 【資料3-1-8】経済学部履修規程 ※2024年度学生便覧 | 【資料F-5】と同じ |
| 【資料3-1-9】スポーツ学部履修規程 ※2024年度学生便覧 | 【資料F-5】と同じ |
| 【資料3-1-10】2024年度経済学部履修ガイド | 【資料F-12】と同じ |
| 【資料3-1-11】2024年度スポーツ学部履修ガイド | 【資料F-12】と同じ |

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上述したとおり、経済学部、スポーツ学部、経済・経営学研究科およびスポーツ学研究科において、1年間の授業を行う期間、単位の計算基準、単位の認定および進級、卒業・修了認定について明確に規定している。さらに各学部および各研究科の履修規程においても、関連する項目について詳細に定めており、それらに基づいて単位認定、進級および卒業・修了認定等は厳正に適用している。

単位は、各学期の履修登録手続きを正しく行い、授業に出席したうえで、シラバスに明記している各科目の評価基準に従って認定している。シラバスでは、授業科目ごとにその授業の概要、授業の到達目標および卒業認定・学位授与の方針(DP)と授業到達目標との関係を示し、そのうえで各授業科目の成績評価の方法について、授業到達目標への到達努力の評価と最終到達度の評価等の基準で100%となるように明示している。

このように単位の認定に関しては、大学学則、大学院学則および履修規程上で明確に規定しており、シラバスに示す成績評価基準に基づいて、厳正に行っている。特に、シラバスには各回授業の予復修課題や取り組み時間の内容を記載して、単位の実質化の一助ともしている。【資料3-1-12~17】

また、授業回数15回の内、3分の1を超えて欠席(出席が10回に満たない)した学生は、履修規程に定める試験の受験(単位認定)資格を満たさないものとして「失格」評価としている。このため、出欠状況は学生ポータルサイト(UNIPA)上で厳正に管理している。

成績は、表3-1-1のとおり評価基準の点数に応じて秀、優、良、可、不可で評価して

おり、可以上を単位修得評価として認定している。なお、評価基準の点数が不合格で不可となった場合、成績通知書の記載については、評価点数が、0点の場合は「不×」、出席不良の場合は「失格」と表記し、不認定となった理由をより明確にすることで、学生の以後の学修改善に繋がるようにしている。また、成績評価はポイント換算し、GPA(Grade Point Average)算出の基礎点として活用している。

学生は、学生ポータルサイト(UNIPA)を利用し、履修登録情報、授業出欠情報、成績情報等を学内外のパソコン(学外は期間等により制約あり)から随時確認できるようになっている。特に、各学期末には学生からの成績に関する質問等を受け付ける機会も設定している。

表3-1-1 成績評価・GPA換算表

合 否	評価基準	「成績通知書」 評価表示	「成績証明書」 評価表示	G P (Grade Point)
合 格 (単位修得)	100～90点	秀	秀	4.0
	89～80点	優	優	3.0
	79～70点	良	良	2.0
	69～60点	可	可	1.0
不 合 格	59～1点	不可	表示されない	0
	0点	不×		0
	失格	失格		0

両学部の入学前の既修得単位の認定については、大学学則第28条により、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとしており、編入学の場合を除き、60単位を超えない範囲で認定をしている。また、在学中に他の大学等で単位を修得した場合および大学以外の教育施設等における学修についても、大学設置基準の定めに基づいて、大学学則第26条および第27条により、上述と合わせて60単位を超えない範囲で認定をしている。なお、協定校からの編入学に係る入学前の既修得単位の認定については、62単位を越えない範囲で認定している。

両研究科においては、大学院学則第27条により、在学中に他の大学の大学院等の授業科目の履修により10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができるとしている。

進級、卒業・修了等の要件については、学部等別に以下のとおりであり、それぞれの履修規程で定められている。学生便覧に大学学則と合わせて履修規程を明示し、ガイダンス時に年間履修上限単位数、進級要件、卒業・修了要件とあわせて適切な履修指導を行っている。また、履修規程を補完する意味合いで、履修上の基本的なルールをさらに詳しく説明したガイドブックとして、両学部ともに「履修ガイド」を作成している。そのうえで、新入生・在学生の教務ガイダンス時に「履修ガイド」を用いた教務説明を丁寧に行っている。

進級・卒業要件の査定については、教務課が資料を作成し、各学部の教務委員会において精査された後に、各学部の教育運営委員会および評議会において厳正に審議・認定している。経済・経営学研究科の修了要件の査定においても、教務課が資料を作成し、教務委

員会において精査するとともに、修士論文については、学位規程に規定する修士論文審査委員会による厳正な審査を経て、研究科委員会および評議会において厳正に審議・認定を行っている。【資料3-1-18～21】

スポーツ学研究科においても、経済・経営学研究科と同様の手続きで修了要件査定および修士論文審査を行い、研究科委員会および評議会における厳正な審議・認定を行うべく、関連規程を整備している。【資料3-1-22～24】

以下に経済学部、スポーツ学部、経済・経営学研究科およびスポーツ学研究科の進級・卒業要件・修了要件を具体的に示す。

【経済学部の進級・卒業要件】

〈進級要件〉

経済学部については、従来から、「2年次終了までに、40単位以上の単位を修得していない場合は進級できない」（旧経済学部履修規程第22条）としていた。これは、進級判定を3年次進級時にすることにより、早い段階で履修に問題のある学生を発見し、的確な履修指導が可能となるよう、退学者の防止策の意味合いも含めてのことであった。その後、令和元(2019)年度から、「2年次から3年次への進級は、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定する」（経済学部履修規程第24条2項）と改めた。この規程の改正は、成績不振者に対する3年次以降の学修意欲の確認を行うことを前提として、面談を通じ退学の防止策の意味合いも含めて行った。【資料3-1-13】

〈卒業要件〉

卒業要件としては、平成27(2015)年度の教育課程の改編に合わせて、従来の「キャリアデザイン科目」6単位、「総合教養科目」30単位、「専門教育科目」76単位、「自由選択科目」12単位、合計124単位の卒業要件を、「総合共通科目」30単位、「専門教育科目」76単位、「自由選択科目」18単位、合計124単位に変更した。さらに本学の特色でもある「自由選択科目」修得区分については、スポーツ学部と同様に「教職課程関連科目」「K-CIP関連科目」の配置のほか、他学部・他学科から提供される「他学部・他学科推奨科目」や、自学部の各科目区分の卒業要件単位数を超えた単位を卒業要件単位に充当できる制度を構築しており、学生の多様な学修ニーズに応えるようになっている。令和6(2024)年度からは、スポーツ学部にもスポーツ教育学科を設置したことに伴い、上述の卒業要件を、「総合共通科目」30単位、「専門教育科目」60単位、「自由選択科目」18単位、合計124単位に変更し、修得区分の自由度を広げ、多様な学びに対応した。

【資料3-1-13】

【スポーツ学部の進級・卒業要件】

〈進級要件〉

スポーツ学部については、令和元(2019)年度から「2年次から3年次への進級は、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定する」（スポーツ学部履修規程第24条2項）と改めた。これは、成績不振者に対する3年次以降の学修意欲の確認を行うことを前提として、面談を通じ退学の防止策の意味合いも含めて規程の改正を行った。【資料3-1-14】

〈卒業要件〉

卒業要件としては、平成27(2015)年度の教育課程の改編に合わせて、従来の「キャリア

デザイン科目」6単位、「総合教養科目」24単位、「専門教育科目」76単位、「自由選択科目」18単位、合計124単位の卒業要件を、「総合共通科目」30単位、「専門教育科目」76単位、「自由選択科目」18単位、合計124単位と変更し、経済学部と同様に学生の選択の幅を拡げる卒業要件としている。さらに「自由選択科目」修得区分については、経済学部と同様に「教職課程関連科目」「K-CIP関連科目」の配置のほか、他学部から提供される「他学部推奨科目」や、自学部の各科目区分の卒業要件単位数を超えた単位に充当できる制度としており、学生の学修ニーズに対応し、現行5コースでの資格取得選択の自由度を残す制度としている。経済学部と同様に、令和6(2024)年度からは、スポーツ学部にも子どもスポーツ教育学科を設置したことに伴い、上述の卒業要件を、「総合共通科目」30単位、「専門教育科目」60単位、「自由選択科目」18単位、合計124単位に変更し、修得区分の自由度を広げ、多様な学びに対応した。【資料3-1-14】

【経済・経営学研究科の修了要件】

〈修了要件〉

修了要件としては、「専門教育科目」20単位（うち必修科目4単位）、修了研究科目10単位（すべて必修科目）、合計30単位としている。【資料3-1-15・17】

また、修士論文については、学位規程第6条に基づいて、主任指導教員は、学位規程第7条第2項に定める論文審査委員会委員候補者を選出し、研究指導または研究指導補助の資格を有する3人以上の教員をもって組織された論文審査委員会で審査を行い、また、論文指導は、研究指導体制に係る申し合わせに基づいて、研究指導計画等指導状況および指導実績の報告、研究指導経過の公表を、それぞれに定めた日程により実施している。

【資料3-1-15・17～19】

【スポーツ学研究科の修了要件】

〈修了要件〉

修了要件としては、「基礎科目」2単位、「共通科目」10単位、「専攻科目」10単位、「修了研究科目」8単位、合計30単位としている。【資料3-1-15～16】

また、修士論文については、学位規程第6条に基づいて、主任指導教員は、学位規程第7条第2項に定める論文審査委員会委員候補者を選出し、研究指導または研究指導補助の資格を有する3人以上の教員をもって組織された論文審査委員会で審査を行っている。さらに、論文指導は、研究指導体制に係る申し合わせに基づいて、研究指導計画等指導状況および指導実績の報告、研究指導経過の公表を、それぞれに定めた日程により実施している。

【資料3-1-15～16・18・22】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-12】九州共立大学学則（抜粋） 【資料F-3】と同じ

【資料3-1-13】経済学部履修規程（抜粋） ※2024年度学生便覧 【資料F-5】に記載

【資料3-1-14】スポーツ学部履修規程（抜粋） ※2024年度学生便覧 【資料F-5】に記載

【資料3-1-15】九州共立大学大学院学則（抜粋） 【資料F-3】と同じ

【資料3-1-16】スポーツ学研究科履修規程（抜粋）※2024年度学生便覧 【資料F-5】に記載

【資料3-1-17】経済・経営学研究科履修規程（抜粋）※2024年度学生便覧

【資料3-1-18】九州共立大学学位規程

【資料3-1-19】経済・経営学研究科経済・経営学専攻の研究指導体制に係る申し合わせ

- 【資料 3-1-20】 経済・経営学研究科経済・経営学専攻の修士論文に関する取り扱い
- 【資料 3-1-21】 経済・経営学研究科経済・経営学専攻における修士論文の審査について
- 【資料 3-1-22】 スポーツ学研究科スポーツ学専攻の研究指導体制に係る申し合わせ
- 【資料 3-1-23】 スポーツ学研究科スポーツ学専攻の修士論文に関する取り扱い
- 【資料 3-1-24】 スポーツ学研究科スポーツ学専攻における修士論文の審査について

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学修成果を重視したより実学的な職業人養成にふさわしい教育課程の改革を行ったことから、今後、改革事項に対する年次進行管理と運用実態等の検証ならびに評価を行っていく。また、三つのポリシーについては、教育目的を踏まえた内容の一貫性、整合性、明瞭性、具体性の観点から毎年度、点検・評価を行うとともに、見直しを行っている。

進級・卒業要件査定以外の単位認定については、全教員に対し、各学期の成績提出締切日を厳守するよう周知徹底を行っている。締切日以降に成績変更が生じた場合は、当該教員に対し、教務部長に宛てた理由書の提出を求め、厳正に取り扱うこととしている。また、複数教員が担当する同一名称科目については、成績評価基準の統一とその厳正な適用を図るため、今後も科目担当者会議において調整・検討を行う。

本学では、令和2(2020)年度から成績不振者の退学防止や進級査定時の学生指導においてGPAを活用しており、今後も引き続き実施する。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、大学学則第1条において、その目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする」と定めている。この教育目的を踏まえて、本学では、全学共通の卒業認定・学位授与の方針(DP)を定め、その実現のため、全学共通の教育課程編成・実施の方針(CP)を定めている。【資料 3-2-1】

本学の三つのポリシーについては、「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)及び「入学者受入れの方針」(AP)の策定及び運用に関するガイドライン」で示されている三つのポリシー(DP・CP・AP)の一体的な策定の意義、策定にあたり留意す

べき事項および運用にあたり留意すべき事項等を踏まえ、本学の定めている三つのポリシーを継承しつつ、ガイドラインで求められている一貫性、整合性、明瞭性、具体性の観点から見直しを行った。

また、大学の三つのポリシー(DP・CP・AP)の見直しを踏まえ各学部において、全学共通の教育方針と各教育課程との関連を明確にするために、人材養成および教育研究上の目的等を学部の専門性や特色に応じて具体的に定め、その目的等を踏まえて、学科ごとの卒業認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)を定め、本学ホームページや各種印刷物で明示している。各研究科においても、各学部と同様にその目的等を踏まえて、修了認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)を定め明示している。【資料 3-2-2~9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】九州共立大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-2】大学ホームページ(大学案内⇒教育方針)	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-3】2024年度募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-2-4】2024年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-5】2024年度経済学部講義要項(シラバス)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-6】2024年度スポーツ学部講義要項(シラバス)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-7】2024年度経済学部履修ガイド	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-8】2024年度スポーツ学部履修ガイド	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】九州共立大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【全学共通】

全学共通の卒業認定・学位授与の方針(DP)は、3つの領域(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性・倫理性」)から構成し、各課程を修め、目標を達成した学生に卒業を認定し、学位を授与している。この卒業認定・学位授与の方針(DP)を実現するため、全学共通の教育課程編成・実施の方針(CP)は、教育内容、教育方法、教育評価ごとに方針を定め、教育課程に反映させている。

基準 3-1-①で記述したとおり、経済学部は、大学学則第3条の3において、「人材養成及び教育研究上の目的等」を定めるとともに経済学部の卒業認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)を定めて明確化している。経済学部の卒業認定・学位授与の方針(DP)および経済学部の教育課程編成・実施の方針(CP)は、【資料 3-2-10】に記載のとおりである。

スポーツ学部は、大学学則第3条の4において、「人材養成及び教育研究上の目的等」を定めるとともにスポーツ学部の卒業認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)を定めて明確化している。スポーツ学部の卒業認定・学位授与の方針(DP)およびスポーツ学部の教育課程編成・実施の方針(CP)は、【資料 3-2-11】に記載のとおりである。

経済・経営学研究科は、大学院学則第6条および第7条において、「人材養成及び教育研究上の目的等」を定めるとともに修了認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実

施の方針(CP)を定めて明確化している。経済・経営学研究科の修了認定・学位授与の方針(DP)および経済・経営学研究科の教育課程編成・実施の方針(CP)は、【資料 3-2-12】に記載のとおりである。

スポーツ学研究科は、大学院学則第6条および第7条において、「人材養成及び教育研究上の目的等」を定めるとともに修了認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)を定めて明確化している。令和元(2019)年度の点検・評価において大学院スポーツ学研究科の教育課程編成・実施の方針(CP)の加筆修正を行った。スポーツ学研究科の修了認定・学位授与の方針(DP)およびスポーツ学研究科の教育課程編成・実施の方針(CP)は、【資料 3-2-13】に記載のとおりである。

以上のことから、本学の教育課程は、教育目的を踏まえた教育課程方針を明確化している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-10】 令和6年度九州共立大学【経済学部】3つの方針(DP・CP・AP)一覧表
【資料 F-13】と同じ

【資料 3-2-11】 令和6年度九州共立大学【スポーツ学部】3つの方針(DP・CP・AP)
一覧表 【資料 F-13】と同じ

【資料 3-2-12】 令和6年度九州共立大学【経済・経営学研究科】3つの方針
(DP・CP・AP) 一覧表 【資料 F-13】と同じ

【資料 3-2-13】 令和5年度九州共立大学【スポーツ学研究科】3つの方針
(DP・CP・AP) 一覧表 【資料 F-13】と同じ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(1) 教育課程の体系化

本学では、平成25(2013)年度に出された学長方針「九州共立大学における教育課程改革の方針」に従い、評議会の下に設置している全学的な「教務委員会」および各学部、共通教育センターに設けられた「学部等教務委員会」を中心として、本学の教育課程編成・実施の方針(CP)に沿ったより有効性のある教育体制を構築するために、教育課程の改革に取り組んできた。【資料3-2-14～18】

本学の教育課程は大きく総合共通科目と専門教育科目で編成している。総合共通科目には、現代社会を生き抜くために必要不可欠な能力を育成するため、「総合共通コア科目」、「教養教育科目」、「言語・異文化理解科目」、「情報教育科目」、「健康教育科目」(経済学部のみ)、「キャリア教育科目」の履修区分を設け、体系的に科目を配置している。令和6(2024)年度からは、「総合共通コア科目」を廃止するとともに、「キャリア教育科目」における配置科目を発展的に改編した。

専門教育科目については、学生に高い専門性を修得させるとともに、自発的思考を基に自らの将来像を早期から描き、卒業認定・学位授与の方針(DP)に沿った人材を養成するため、各学部の特色を踏まえた科目群を設定し、各授業科目を各科目群に分類している。

経済学部経済・経営学科においては、目指す資格や身に付けるスキルおよび知識を学修成果として明確化し、自ら身に付けたい能力を志向して科目順次性に従って履修させ

るため、一定の学修成果を意識した科目の集合体を「領域」とし、6領域を設定している。

経済学部地域創造学科においては、経済・経営学の知識を基礎とし、まちづくりに必要な知識を養う科目、個々の進路に応じた資格取得を目指す科目を配置している。また、令和6（2023）年度から、地域政策および観光分野の専門性を強めた科目群を「コース」とし、2コースを設定している。

スポーツ学部スポーツ学科においては、進むべきルート（コースおよび免許・資格）が選択できる学生の育成を基本理念として、専門性を強めた科目群を「コース」とし、5コースを設定している。

令和6（2024）年から設置したこどもスポーツ教育学科については、小学校教員養成および中・高の保健体育教員養成に特化した専門教育科目を設定している。

【資料3-2-17～20】

また、卒業認定・学位授与の方針(DP)を見据えて、全授業科目に係る体系的・有機的連携を明確化し、学生に身に付けさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示して体系的な履修を促すため、履修系統図である「カリキュラムツリー」をはじめとして、「科目ナンバリング」および「カリキュラムマップ」を学科ごとに策定している。

「カリキュラムツリー」については、各科目群で体系的な履修を促すことが可能となるよう作成している。また、その科目群内における科目の位置づけについては、「科目ナンバリング」として整備され、授業科目の系統性について明確にしている。「カリキュラムマップ」については、教育課程編成・実施の方針(CP)を掲げ、各授業科目の授業概要および授業到達目標を示し、卒業認定・学位授与の方針(DP)と授業到達目標の関係について、教育目標として重視する項目を設定することで、その関係性について明確にしている。

令和6（2024）年度以降の新教育課程については、こどもスポーツ教育学科の設置、既存学科の領域・コース再編、および養護教諭養成課程の導入に伴い、カリキュラムツリーを見直し、学問分野による各授業科目の相互の関係を示した新たなカリキュラムツリーを策定した。あわせて、カリキュラムの全体像および科目順次性を示すカリキュラムフローチャートを導入し、学生に対する教育課程のより一層の理解促進を図った。

【資料3-2-25～26】

このように、各学部における教育課程を教育課程編成・実施の方針(CP)に即して体系的に編成しており、その詳細は以下のとおりである。

【全学共通】

全学共通の総合共通科目および自由選択科目は、全学共通の教育課程編成・実施の方針(CP)に沿って、各学部の専門教育と総合的に連携する形で、社会で活躍するために必要な力＝“人間力”の向上のための教育課程を主体にした授業科目群で編成している。特に、初年次における高大接続の必要性を踏まえ、学生の社会的職業的自立支援・資格取得支援を含むキャリア教育科目、学習・生活の両面において、高校生を大学生へ円滑に移行させるための初年次教育科目などを重視した編成としている。

キャリア教育科目については、総合共通科目区分内のキャリアデザイン領域として、卒業認定・学位授与の方針(DP)を見据えて全学共通で必修とし、目的意識の明確化、就

職意識の醸成、就職支援を3年次後期まで一貫して行い、キャリアガイダンスと連携したキャリア支援体制を構築している。加えて、キャリア発展領域を設け、幅広い職業人養成という大学が有する機能をより一層強化するために、学生の社会的職業的自立支援・資格取得支援を含む科目として「スキルアップ講座A～C・G・H・N・O～S」（N～Qは、留学生特別科目）」を選択科目として開設している。令和6(2024)年度からは、キャリア教育強化の観点から、キャリアデザイン領域に配置していた「職業とコミュニケーション」を廃止し、学生個人に寄り添った修学支援および社会人基礎力を養成することを目的とした担任制の科目「キャリア基礎演習Ⅰ～Ⅲ」を新たに配置した。また、「キャリア基礎演習Ⅰ～Ⅲ」は、専門教育科目における4年次開講の「キャリア発展ゼミナール」へ繋がる科目であり、入学から卒業まで一貫してキャリア教育を行う体制としている。

初年次教育については、入学直後の学生に対し、高校から大学への円滑な移行を図るとともに、各学部の特性に基づいて2年次以降のコースや専門領域選択を視野に入れた独自の授業展開をし、4年間を通じて体系的に学修する教育課程の導入的役割を果たす科目を開設している。特に、本学の独自科目である「福原学」においては、初年次教育を主目的としつつ、自校史の学修などを行うことにより本学の帰属意識や学友との仲間意識の涵養に努めている。また当該科目は、少人数構成によるクラスアワーの意味合いも有し、総合共通科目の基礎的重要科目として「総合共通コア科目」領域区分としている。令和6(2024)年度からは、上述したとおり、「総合共通コア科目」の廃止に伴い、「福原学」を廃止し、新たに配置した「キャリア基礎演習Ⅰ」にその機能の一部を集約した。加えて、「キャリア基礎演習Ⅰ」では、学修ポートフォリオを新たに導入し、学生自身が日々の学修を記録・蓄積することにより、自己の学修経験を振り返り、自己管理・自己理解するとともに、文章作成能力の向上を図っている。

幅広く教養を身に付けるという観点ならびに学部の枠を超えて他学部の専門科目を履修することを踏まえて、自学部の各履修区分において卒業要件単位数を超えて履修した科目および他学部の専門教育科目の履修科目などの単位を卒業要件単位数に算入できるよう、履修区分として「自由選択科目」を設置している。

さらに、令和元(2019)年度から、公務員および教員採用試験の合格を目指す学生を対象とする採用試験の合格を図るための方策や具体的なプログラムの必要性に鑑み、資格予備校に匹敵する質の高い講義を学内で受講することのできる本学独自のキャリアプログラム(K-CIP:Kyoritsu Career Improvement Program)を「自由選択科目」に設置した。外国人留学生用の日本語教育科目については、「留学生特別科目」として科目区分を明確化して編成している。留学生に対しては、入学時に日本語プレイスメントテストを実施しており、日本語能力に応じたきめ細かいクラス編成による日本語教育科目を受講させている。特に、初級の日本語教育の授業科目を充実させるとともに、日本語能力のキャリアアップを目的とした「スキルアップ講座N～Q」を配置している。

【資料3-2-19～22】 【資料3-2-27～29】

【経済学部】

経済・経営学科においては、専門教育科目を、目指す資格や身に付けるスキルおよび知識を学修成果として明確化した6領域に分類し、学部の教育課程編成・実施の方針

(CP)に沿った教育課程を体系的に編成している。6領域は、生活経済領域、金融・会計領域、公共マネジメント領域、経営管理領域、スポーツビジネス領域、ビジネス実務領域とし、領域は一定の学修成果を意識した科目の集合体であることから、学生は領域には所属せず自らの興味や資格取得・進路選択を念頭に科目を履修できるものとしている。令和6(2024)年度から、この6領域を再編し、ビジネス実務領域を発展的に解消し、情報やデータを、経営やマネジメントに活かすための基礎的な知識・技能を養う、データサイエンス領域を新たに編成した。

上述したとおり、学生は領域には所属しないため、2つ以上の領域の科目群を履修していくことが可能であり、学生の興味や関心に合わせ、各人の進路目標や資格取得を目指して、6つの領域(科目群)から体系的に科目を選択して学ぶことを可能としている。領域に掲げる学修成果を目指して主に1つの領域で学んでいる学生が、他の領域が掲げる学修成果を意識した科目を並行して学ぶことも可能であり、より多様な選択肢に対応できることで、幅広い知識・能力のある社会的実践力を身に付けた人材育成を行っている。

また、令和6(2024)年度以降の教育課程では、教育課程編成・実施の方針(CP)における課題探求能力、課題解決能力、調査・分析能力、コミュニケーション能力および実践力をはぐくむため、2年次から4年次まで、「ゼミナールⅠ～Ⅳ」、「キャリア発展ゼミナール」を配置し、担当教員の専門分野に基づき、情報収集、要約・分析、発表を行い、4年間の学びの集大成として、研究レポートを作成させる。

地域創造学科においては、令和6(2024)年度から、教育課程を発展的に改編し、経済・経営学の科目を基盤に地域政策・観光分野での多様な専門知識を身に付け、地域社会の振興と発展に寄与できる実践力を備えた人材を養成することを目的としている。このため、教育課程においては、専門性を強めた2コースにより編成している。令和6(2024)年度から、教育課程の改編に伴い、社会貢献コースを地域政策コースへ改め、地域経済コースを観光まちづくりコースへ改めた。地域政策コースでは、行政や公共団体において、地域サービスやまちづくりに貢献できる人材を育成するため、行政等と連携した実践的な学びを可能とする科目や、公共経済、地域政策、地域課題の解決等を学ぶ科目を配置している。また、観光まちづくりコースでは、民間企業や行政において、地域の魅力を発見し、観光という観点から、まちづくりに貢献できる人材を育成するため、企業等と連携した実践的な学びを可能とする科目や、観光経済を中心とした観光に係る産業や、歴史、政策等の専門知識を学ぶ科目を配置している。

また、令和6(2024)年度以降の教育課程では、経済・経営学科と同様、教育課程編成・実施の方針(CP)における課題探求能力、課題解決能力、調査・分析能力、コミュニケーション能力および実践力をはぐくむため、2年次から4年次まで、「ゼミナールⅠ～Ⅳ」、「キャリア発展ゼミナール」を配置し、担当教員の専門分野に基づき、情報収集、要約・分析、発表を行い、4年間の学びの集大成として、研究レポートを作成させる。【資料3-2-19～21】 【資料3-2-23】

【スポーツ学部】

スポーツ学科においては、学生に高い専門性を修得させるとともに、自発的思考を基に自らの将来像を早期から描き、卒業後の進路を明確にして、進むべきルート(コース

および免許・資格)が選択できる学生の育成を基本理念としている。この基本理念を踏まえて、学部の卒業判定・学位授与の方針(DP)ならびに教育課程編成・実施の方針(CP)を定めている。それらの方針に沿って、令和元(2019)年度からスポーツ技能・知識・体力を活かし、公務員として地域の発展に寄与することを目的にしたスポーツ政策コースを設置し、従来の4コースから5コース体制での教育課程編成に変更した。

スポーツ学科5コースの名称は、スポーツ総合コース、スポーツ教育コース、スポーツトレーナーコース、健康フィットネスコース、スポーツ政策コースで、スポーツ総合コースをスポーツ学科として必要な分野を網羅する総合的学修の中核的コースとして位置付け、スポーツ教育コースは教員免許等、スポーツトレーナーコースはアスレティックトレーナー等、健康フィットネスコースは健康運動指導士等、専門的資格を細分化したコースとして資格取得を目的とし、令和元(2019)年度に設置したスポーツ政策コースは行政職・公安職の公務員を養成するコースとして、各コースの専門性を強め垣根を高くすることで、コース選択の意義を明確にしている。なお、学生のニーズに応えられる本学スポーツ学部の強みを活かした教育体制を確立するため、現行の5コースを発展的に改編し、令和5(2023)年度からあらたな4コース体制としている。

各コースにおいては、座学のみではなく、多種多様な実験・実習科目を配置し、自らが行動し体験する学修が可能となるよう、講義科目、実技・実習科目、演習科目を適切に配置して実践的な教育を行っている。

また、令和6(2024)年度以降の教育課程では、経済学部と同様、教育課程編成・実施の方針(CP)における課題探求能力、課題解決能力、調査・分析能力、コミュニケーション能力および実践力をはぐくむため、2年次から4年次まで、「ゼミナールⅠ～Ⅳ」、「キャリア発展ゼミナール」を配置し、担当教員の専門分野に基づき、情報収集、要約・分析、発表を行い、4年間の学びの集大成として、研究レポートを作成させる。

このようにスポーツ学部スポーツ学科の専門教育においては、各コースの特色に応じた理論と実習を兼ね備えた教育課程で、知識・技能に加え体力・精神力を持ち合わせた各スポーツ関連分野で求められる即戦力となる人材育成を行っている。

さらに、令和6(2024)年度からは、小学校教員養成、中・高保健体育の教員養成に特化したこどもスポーツ教育学科を設置した。

【資料3-2-19～20】 【資料3-2-22】 【資料3-2-24】

【経済・経営学研究科】

経済・経営学研究科においては、経済・経営学における国内外の先端的な研究に触れることで、高い研究能力と専門能力を身につけた実社会で活躍できる人材を養成することを修了認定・学位授与の方針(DP)に掲げている。

以下の教育課程編成・実施の方針(CP)により科目を配置し、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を可能な限り展開し、国内外を問わず活かせる課題探究能力と課題解決能力を育む。

詳細については、基準3-2-②にも記述したとおりであるが、中心的な学問分野として捉える以下の4つの領域を設置し、それぞれの領域における具体的な養成人材像の実現を図る。また、本研究科は学びの幅を広め、多様な資質・能力を有する学生の需要に応えるため、学生本位の教育活動の展開を妨げる専攻分野の縦割りを避け、経済・経営学

専攻の1専攻で組織し、学問領域として以下の①～④の領域を設定する。

- ①金融・会計領域
- ②公共マネジメント領域
- ③経営管理領域
- ④国際経済・経営領域

本研究科の教育課程編成・実施の方針(CP)は、専門教育科目では、経済学・経営学に関する幅広い専門知識と国際的な社会経済問題の専門知識を涵養するため、「金融・会計」、「公共マネジメント」、「経営管理」および「国際経済・経営」の領域の「特論」科目を置き、高度な専門知識を修得させるとともに、質の高い探究心の形成を図る。また、科目群は、課題探究能力と課題解決能力を身に付けるよう系統的に配置している。修了研究科目では、1年次に「修士論文作成指導」(1年前期)という本研究科独自の科目のほか、修士論文を完成させるために「修了研究Ⅰ」(1年前期)、「修了研究Ⅱ」(1年後期)、「修了研究Ⅲ」(2年前期)、「修了研究Ⅳ」(2年後期)を配置している。このうち、「修士論文作成指導」では、経済学や経営学の研究論文を通して、研究に必要な文献検索、調査、データ処理等の手法を修得し、論文の書き方やプレゼンテーション・スキルの基礎を固め、あわせて研究倫理についても学ぶ。これらの科目を通して、高度な専門性と知識・スキルを有し、「課題探究能力」、「課題解決能力」を備えた人材を育成すると定めている。

本研究科の教育課程は、大きく専門教育科目と修了研究科目の2つの科目区分であり、上述の人材を育成するため、主要科目は以下のとおりである。

1. 専門教育科目

- ①選択科目の17科目(34単位)から20単位以上を履修し単位修得する。
- ②選択した科目における高度な専門知識および「課題探究能力」、「課題解決能力」を修得する。

2. 修了研究科目

- ①必修科目の5科目(10単位)('修士論文作成指導'(2単位)、「修了研究Ⅰ」(2単位)、「修了研究Ⅱ」(2単位)、「修了研究Ⅲ」(2単位)および「修了研究Ⅳ」(2単位))を履修し単位修得する。
- ②1年次に「修士論文作成指導」、「修了研究Ⅰ」および「修了研究Ⅱ」、2年次に「修了研究Ⅲ」および「修了研究Ⅳ」を履修し、単位修得する。

以上の科目区分について、専門教育科目(選択科目)20単位以上、修了研究科目(必修科目)10単位の計30単位以上を履修し単位修得する。【資料3-2-30～31】

【スポーツ学研究科】

スポーツ学研究科においては、高度専門的職業人の養成に必要な教育内容を構築するにあたり、教育課程編成・実施の方針(CP)に掲げる目標を達成するために必要な科目を体系的に編成し、修了認定・学位授与の方針(DP)に掲げる人材を養成する。

以下の教育課程編成・実施の方針(CP)により科目を配置し、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を可能な限り展開し、国内外を問わず活かせる課題探究能力と課題解決能力を育む。

詳細については、基準3-2-②にも記述したとおりであるが、中心的な学問分野として

捉える以下の4つの領域を設置し、それぞれの領域における具体的な養成人材像の実現を図る。

①スポーツ教育領域

中学校教諭および高等学校教諭(保健体育)専修免許状の取得に必要な科目を配し、学問的な幅広い知識や深い理解の獲得に加え、実践的指導力を育むことを目的とし、現場対応型の教員としての資質・能力の養成を目指す。

②コーチング領域

アスリートへの競技スポーツの指導やコンディショニングおよび健康管理において活躍できる人材養成を目指す。幅広い指導現場においてスポーツ技能や戦術を的確に教授できる能力の養成を目指す。

③健康フィットネス領域

児童から高齢者まで、適切な運動プログラムやトレーニング手法の指導・開発に関わる能力の養成を目指す。様々な対象者が運動習慣を獲得するための手法を確立し、地域社会に貢献することを目指す。

④アスレティックトレーニング領域

アスリートの怪我の予防、怪我からの復帰、競技力向上を手助けするために必要な幅広い知識と実践技術の獲得を目的とする。高度な要求に耐えうる、現場即応型のトレーナーの養成を目指す。

さらに、本研究科の教育課程編成の特色は、実際の現場への理解を促進し実践力を強化することを目的とする現場演習科目を配置していることであり、授業科目は、基礎科目、共通科目、専攻科目および修了研究科目の4科目に区分し、体系的な教育課程を編成している。各科目区分の詳細については、次のとおりである。

基礎科目は、スポーツ学領域を構成する主要分野に関する基礎的素養を涵養し、課題設定から実験・調査計画までの研究デザイン能力の養成を図る科目であり、修士論文の研究指導教員により実施する必修科目として、「スポーツ学研究概論」を配置している。

共通科目は、広範なスポーツ学領域の中でも基軸となる科目群であり、自らの専門領域を選択、深化させるための基盤となる理数科学系と人文社会学系の科目で構成し、すべて選択科目としている。

専攻科目は、より専門的な学びを実現するための科目群であり、スポーツ教育領域、コーチング領域、健康フィットネス領域およびアスレティックトレーニング領域の4領域に編成して開講し、すべて選択科目としている。

また、令和3(2021)年度から、各研究領域に対応した演習科目として配置の「保健体育科教育法現場演習」、「コーチング現場演習」、「ヘルスプロモーション現場演習」、「アスレティックトレーニング現場演習」の4科目について、スポーツ学研究科における各指導教員の専門の研究や内容に対応した広範囲なフィールドでの演習を可能とするため、「スポーツ学フィールド演習」に科目集約する等、学生が教育・研究に取り組みやすい環境を整えるため、各科目の配当年次を学修および研究に適切な時期に見直し、可能な限り科目の集約化を図った。さらに、令和2(2020)年度に設置したスポーツ栄養研究センターとの連携をより強固なものとするため、令和3(2021)年度まで設置していた「健康フィットネス領域」を発展的に改編し、近隣の他の大学院に類似領域がない「スポー

「スポーツ栄養」に特化した領域として、令和4(2022)年度から「スポーツ栄養・健康領域」を設置した。

修了研究科目は、研究指導教員により修士論文の作成に向けた執筆指導を行い、1年次と2年次に通年開講する。さらに、実践力養成に向けたPDCAサイクルを「スポーツ学フィールド演習」の科目内で循環させることにより、各領域において専門性の高い科学的知識に裏打ちされた高度の実践的能力を育成している。【資料3-2-30・32】

(2) シラバスの適切な整備

本学では、開講している全授業科目のシラバスを作成し、学生に示している。本学のシラバスは、大学、学部、学科の卒業認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)に基づき、授業科目の概要、授業到達目標、成績評価の方法、および授業計画などを担当教員が記載している。特に、卒業認定・学位授与の方針(DP)と授業到達目標の関係を明記し、当該授業科目において、学生が修得できる能力を明確にしている。学生はこれらの内容を確認したうえで、履修する科目の選択や自身の学修計画を立てるツールとしている。

また、シラバスの作成にあたり、各授業科目について、当該科目担当者とは別の教員がシラバスの校閲を行う「シラバスコーディネーター」を配置し、科目名称と授業概要ならびに到達目標と授業内容の適切性、成績評価方法の適切性などについて、第三者の視点で確認・点検を行う仕組みを整備し、平成20(2008)年度から継続して運用している。

シラバス記載項目については、毎年度、見直しを図り、令和2(2020)年度には、実務経験を有する教員であることの表記および教育課程を可視化する科目ナンバリングを明記することとし、令和3(2021)年度には、課題(レポート等)や試験に対するフィードバックの方法についての項目を加えた。【資料3-2-33】

(3) 履修登録単位の上限設定

本学では、大学設置基準に定める1単位45時間の学修時間を担保するとともに、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間または各学期に履修科目として登録することができる単位数を経済学部またはスポーツ学部履修規程第8条に以下のとおり定めている。

学年	1年次	2年次	3年次	4年次
単位数	46	46	48	48

また、各学期の履修できる単位数については、4年次生を除き、上表の単位数の半数を原則として、30単位を超えることはできないように定めている。ただし、学長が特に認めた場合については、履修上限単位数を超えて履修を認めることができる。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-14】「九州共立大学における教育課程改革の方針」「九州共立大学・九州女子大学における共通教育改革の基本方針」(H25.6.19教授会資料)

【資料3-2-15】九州共立大学評議会規則

【資料3-2-16】九州共立大学教務委員会規程

【資料3-2-17】「平成26年度 経済学部改革検討部会の設置について」ほか

(教授会資料等)

- 【資料 3-2-18】「平成 26 年度 スポーツ学部改革検討部会の設置について」ほか
(教授会資料)
- 【資料 3-2-19】 2025 年度大学案内 【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 3-2-20】 九州共立大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-2-21】 経済学部履修規程 ※2024 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 3-2-22】 スポーツ学部履修規程 ※2024 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 3-2-23】 2024 年度 経済学部講義要項 (シラバス) 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 3-2-24】 2024 年度 スポーツ学部講義要項 (シラバス) 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 3-2-25】 経済学部 カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・科目ナンバリング・
カリキュラムフローチャート
- 【資料 3-2-26】 スポーツ学部 カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・科目ナンバリン
グ・カリキュラムフローチャート
- 【資料 3-2-27】 経済学部他学部他学科推奨科目および単位互換科目
(自由選択科目)
- 【資料 3-2-28】 スポーツ学部他学部推奨科目および単位互換科目
(自由選択科目)
- 【資料 3-2-29】 2024 年度前期プレイスメントテスト実施要領 (日本語)
- 【資料 3-2-30】 九州共立大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-2-31】 経済・経営学研究科履修規程※2023 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 3-2-32】 スポーツ学研究科履修規程 ※2022 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 3-2-33】 2024 年度シラバス原稿の校閲について

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は全学部共通の教育課程を導入し、この教育課程の円滑な運用のために共通教育センターを設置している。令和4(2022)年度においては、共通教育センターに専任教員を配置し、学部からは独立した組織として教養教育の推進および運用上の責任体制を明確にしている。また、九州共立大学教務委員会の下に共通教育センター教務委員会を設置している。教養教育は、各学部の専門教育との連携が不可欠であり、各学部の人材育成方針および教育目標と齟齬のないよう、九州共立大学教務委員会において最終的な調整を図る体制を構築している。【資料3-2-34~35】

加えて、本学は併設校である九州女子大学の九州女子大学共通教育センターとともに九州共立大学・九州女子大学共通教育機構を平成 23(2011)年度に組織化した。この九州共立大学・九州女子大学共通教育機構の下には、両大学における教養教育のあり方を検討するため、教職協働による九州共立大学・九州女子大学共通教育機構運営会議および九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会を設置して、両大学における教養教育の共通化、両大学間の教務面の連携・調整、人的資源の有効活用(人材交流)等の検討を行い、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構が主導して策定した新たな教養教育課程(総合共通科目)を平成 27(2015)年度から導入した。その後、完成年度である平成 30(2018)年度に平成 27(2015)年度からの 3 年間の検証を踏まえ、「日本語、英語の重視」および「社会常識

と判断力育成」を中心として、新たな教養教育課程（総合共通科目）を令和元（2019）年度から導入した。

なお、従前の九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務部会は、新たな教育課程の開始に伴い、総合共通科目および担当教員等に関する調整・検討機能のさらなる充実を目的に、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会に組織変更した。

【資料 3-2-36～37】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-34】九州共立大学における教育課程改革の方針

【資料 3-2-35】九州共立大学・九州女子大学における共通教育改革の基本方針

【資料 3-2-36】九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会の設置について

【資料 3-2-37】九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会要項

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 初年次教育における工夫

本学では、入学直後の学生の意識を高等学校から大学に円滑に移行させるため、初年次教育を重視した教育課程を編成している。

全学共通の総合共通科目において、初年次教育を主目的とした「福原学」および「職業とコミュニケーション」を配置し、大学での学びの方法理解、主体的学修の起点としてノートの取り方、レポートの書き方、図書館の利用法などの内容をはじめ、本学の歴史および建学の精神を正しく理解するための自校史に関する講義を行っている。

特に「福原学」は、学生を少人数クラスに分けてクラスアワーの意味合いを持たせながら、入学直後から本学で学ぶための帰属意識や仲間意識を涵養している。

各学部において、学部の特色を踏まえた内容で実施している初年次教育（入学時オリエンテーションを含む）の詳細は以下のとおりである。

【経済学部】

経済学部においては、総合共通科目の「福原学」および「職業とコミュニケーション」を学生の大学生活への順応を手助けする科目として位置付け、1年次の学生を20クラスに分け、経済学部所属の教員が担任形式で受け持ち、履修指導および修学・生活指導ならびに専門科目を受講するうえでの予備知識、レポートの書き方等の導入教育を行い、あわせてビジネス・パーソンをめざす者としてのマナーや心構えを培っている。また、学期の終わりには、ミニ論文の作成と報告・プレゼンテーションをグループ単位で実施し、自主的な学びの喜びを学生自身が感じるように教育している。

経済学・経営学の基礎を学ぶ科目として、専門教育科目にコア科目群を配置し、各科目の運用にあたっては、複数の教員が担当し、学生の理解度の向上を目指している。経済・経営学科の専門教育科目に配置している「職業人入門」、地域創造学科の専門教育科目に配置しているゼミナール科目群については、少人数編成による授業を展開している。また、入学直後にオリエンテーションを実施し、入学生全員に配布する履修ガイドを通じて、授業の仕組み、授業科目および履修計画などを理解させ、学生生活、友達づくり支援などを目的とした1泊2日の新入生宿泊研修をオリエンテーション行事の一環として実施しているが、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度にかけては、新型コロナウ

ウイルス感染症の拡大に伴い宿泊による研修に代えて、対面による学内研修として友達づくりと履修に関するオリエンテーションを実施した。基準2-2-②で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、令和6(2024)年度は新入生宿泊研修を再開し、時間をかけた履修指導を行うとともに、総合共通科目の「福原学」および「職業とコミュニケーション」を、「キャリア基礎演習Ⅰ・Ⅱ」に集約した。

【スポーツ学部】

スポーツ学部においては、平成18(2006)年度の開設時から平成30(2018)年度まで、原則として毎週1回1時限目が始まる前に、全教員参加の下、1年生を対象とした朝礼をスポーツ学部の行事として実施した。これは、スポーツを学ぶ者としての基礎、特に人間力の向上、他者との協調性、他者に対する寛容性を培い、的確な判断力、コミュニケーション能力、行動力、実践力を培う教育を行うことを目的としたものであった。令和元(2019)年度からは、1年生導入科目である「福原学」、「職業とコミュニケーション」の科目の内容を見直し、朝礼の内容を授業化して、新入生教育の充実強化を図っている。

また、新入生全員が参加する新入生研修は、1泊2日の学外宿泊研修を入学直後の新入生オリエンテーションの一環として継続して実施していたが、経済学部と同様、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い宿泊による研修は中止とし、対面による学内研修として、友達づくりと履修に関するオリエンテーションを実施した。上述のとおり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、令和6(2023)年度は新入生宿泊研修を再開し、時間をかけた履修指導を行うとともに、総合共通科目の「福原学」および「職業とコミュニケーション」を、「キャリア基礎演習Ⅰ・Ⅱ」に集約した。【資料3-2-38~42】

上述の取り組みにより、大学4年間を通して、礼節、感謝、謙虚な心を養い、挨拶の徹底を行い、また集団行動やボランティア活動などを通して協調性や仲間意識、基本的なマナー、社会性を身に付けさせるようにしている。

(2) シラバスを活用した教授方法および内容の周知

シラバスには、1単位の授業科目に必要な45時間の学修を考慮して、各回授業の予復修課題も記載のうえ、授業時間外に必要な学修等を指示し、単位の実質化を図っている。

また、学生の主体的な学びを引き出すため、アクティブ・ラーニングを授業内に積極的に取り入れており、シラバスに記載欄を設け内容を明記している。

さらに、学生が授業時間外の学修を適切に行えるように、教員は当該授業の内容を授業終了後ただちに記録し、予修・復修のポイント、事前事後学修の指示確認、課題の確認や欠席授業の資料等を、学生ポータルサイト(UNIPA)の「授業資料管理」を通じて、学生の学修時間の実質確保の一助としている。

(3) 授業方法の改善を進めるための取り組み

本学では、評議会の下に「九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会」を設置し、建学の精神および教育理念に立脚した教育の質的向上に資するために組

織的な研修および研究の取り組みを推進している。

授業方法の改善等に係る各種の取り組みの中でも、「授業評価アンケート」については、平成10(1998)年度から継続して実施している。詳細は基準3-3-②で述べるが、アンケートは原則、各学期末に非常勤も含めた全教員・全授業科目に対して実施し、その集計結果を踏まえてアンケートを実施した全教員に「授業改善報告書」の提出を求め、次期の授業方法の改善へ繋げている。集計結果および改善報告書は、教務課でファイリングのうえ、公開している。

また、各授業における日常的な評価に対するタイムリーな授業改善の重要性に鑑み、学期途中で実施するミニアンケートを平成25(2013)年度から追加導入し、授業展開に即座に対応できるようにしている。

さらに、授業方法の改善および資質向上を図るため、授業を展開するにあたり留意すべき基本的姿勢や考え方、授業改善等の取り組み事例ならびに関連各種資料やデータを冊子にまとめた授業マニュアル「FDハンドブック」を平成27(2015)年4月から刊行し、全教員に配布している。当該ハンドブックは、全学的な情報共有を通じたFDの実質化の一助として、教育内容・方法の改善に活用している。

また、具体例を参考にした教授方法の改善を図る目的で、すべての教員が他の教員の担当授業を参観する「教員の相互授業参観」を行い、授業参観記録の提出を求める取り組みも実施している。【資料3-2-43～44】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-38】 経済学部履修規程 ※2024 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 3-2-39】 スポーツ学部履修規程 ※2024 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 3-2-40】 2024 年度経済学部履修ガイド 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 3-2-41】 2024 年度スポーツ学部履修ガイド 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 3-2-42】 2024 年度前期授業時間割(抜粋) 経済学部・スポーツ学部
- 【資料 3-2-43】 九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 3-2-44】 FD ハンドブック 2024

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は教育課程の改革に着手し、平成 28(2016)年度までに全学部の教育課程の改革を行った。その後、平成 30(2018)年度に大学院スポーツ学研究科を設置、令和元(2019)年度に経済学部地域創造学科を設置、スポーツ学部スポーツ政策コースを設置および公務員・教員採用試験対策講座である K-CIP プログラムを導入するとともに、令和 4(2022)年度には大学院経済・経営学研究科を新たに設置した。令和 6(2024)年度には、スポーツ学部こどもスポーツ教育学科を設置する等、改革を順次進めてきている。今後、改革事項に対する年次進行管理と運用実態等の検証ならびに評価を行い、授業評価アンケートの結果に基づいて、学生の授業における実態や学修行動を把握し、全学的な IR 活動として分析を進める。加えて、各学部の教育課程を通じた学修成果の把握をするためのアセスメントテストの体系化や、卒業時の学生の学修成果を社会に提示するための手法（学修の軌跡と成果【ディプロマサプリメント】）の恒常的な開発などの具体的な質保証の取り組み強化の方法等も継続して行っていく。

教養教育については、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構教務委員会を活用し、教養教育の円滑な実施に向け、総合共通科目および担当教員等に関する調整・検討を進めていく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学生の学修状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等、教育目的の達成状況を点検・評価するため、各種の調査・アンケートを実施している。

本学は、クラス担任制を導入しており、キャリアアドバイザーである担当教員は1年次の履修登録から深く学生と関わり、卒業まで履修指導・生活相談等を行う体制を整えている。履修科目と連動させ、1年次においては必修科目の「キャリア基礎演習Ⅰ」、2年次以上は「キャリア基礎演習Ⅰ」および必修の演習科目の担当教員（経済学部）や、各専攻コース担当教員（スポーツ学部）と接続させている。担当教員は随時学生と面談を行い、その結果を「キャリアシート（電子化された学生カルテ）」に記録し、継続的に履修指導・生活指導に活用することで、4年間を通して学生個人ごとの教育目標の達成状況の把握ができるようにしている。キャリアシートのデータは担当教員以外でも閲覧可能であり、学生の就学状況や指導状況の把握が組織的にできるように、前述の学習支援センター等とともに情報共有している。令和2(2020)年度後期からは、キャリアシートと同様の機能を有している学生ポータルサイト(UNIPA)の「学生プロフィール」において、継続して実施している。【資料3-3-1】

学生の意識調査としては、「学生生活実態調査」を実施し、学生生活全般にわたる実態を把握し、今後の学生サービスの改善等に反映させるための基礎データの収集を行っている。特に卒業生に対しては、4年間の課程全体を通じた授業内容についての満足度を調査することを目的として、令和元(2019)年度から「卒業生アンケート」を実施している。令和5(2023)年度の卒業生を対象に実施した「卒業生アンケート」の調査設問のうち表3-3-1に示す「授業内容についてどの程度満足していますか」という設問をみると、令和4(2022)年度の結果と比すると「満足」「どちらかといえば満足」と回答した学生の比率は両学部ともに同程度の推移である。「満足」「どちらかといえば満足」の比率が上昇しない要因は、新型コロナウイルス感染症拡大により授業の一部に遠隔授業を導入したことなどが影響したと考えられ、「不満」や「どちらかといえば不満」と回答した学生の比率が減少しないのも同様の影響があると考えられる。コロナ禍の状況下、当面は現行の授業

形態を維持しつつも、より高い授業満足度の向上に向けた授業方法や内容の工夫・改善を必要とする。

表3-3-1 卒業生に対する調査「授業内容についてどの程度満足していますか」結果一覧

	令和4(2022)年度 卒業生687人のうち 607人が回答 (回答率：88.3%)			令和5(2023)年度 卒業生664人のうち 335人が回答 (回答率：50.5%)		
満足	経	139人	37.8%	経	108人	50.7%
	ス	89人	44.6%	ス	64人	52.3%
どちらかといえば満足	経	190人	42.3%	経	87人	40.8%
	ス	91人	45.8%	ス	48人	39.2%
どちらかといえば不満	経	66人	12.3%	経	16人	7.5%
	ス	13人	6.8%	ス	8人	6.5%
不満	経	13人	7.6%	経	3人	1.0%
	ス	6人	2.8%	ス	3人	2.0%

また、令和5(2023)年度には令和4(2022)年度卒業生が就職した進路先に対する企業が求める人材像および新卒者の重視する資質についての「意見聴取アンケート」を実施し、調査対象数360社のうち90社から回答があった(回答率25.0%)。

調査内容は、①「大学のキャリア教育において期待するもの」、②「企業等が求める人物像と本学の卒業生の印象」、③「企業等が新卒者に身につけて欲しい資質と本学学生の資質」、④「本学卒業生に欠けている能力」の4項目とし、それぞれ6～15の選択肢の中から複数選択が可能な型式で実施した。

これら4項目のうち②については、各企業が求める「人物像」と、実際に採用された本学卒業生の印象がどの程度であるか、比較・分析を行った。その結果、多くの企業が求めている人材像である「周囲の人と調和し、チームワークを大切にできる人」「忍耐強く物事に取り組める人」「マナーを守り、礼儀のある人」に関して本学卒業生の評価は高く、一方で「課題に対し、解決方法を考え行動できる人」「新しい見方、考え方を発見できる人」については企業側が求めているにも関わらず、この点における本学卒業生の評価は低かった。また③については、企業等が身に付けて欲しい「資質」として「コミュニケーションスキル」、「積極性」、「チームワーク」、「向上心」、「誠実性」の5点が上位を占めていた。さらに④について企業側は、本学卒業生には「周囲を巻き込む力・リーダーシップ」や「新しい見方、考え方を発見できる力」が欠けていると見ており、分析結果については、評議会における報告・協議を経てキャリア教育における授業改善等に反映させることとしている。

さらに、令和5(2023)年度には、本学を卒業し3年目を迎えた卒業生に対してアンケートを実施した。当アンケートでは現在の進路状況についての確認を行う一方、在学中に受けた教育内容やキャリア支援について自由記述方式で記入させることとしており、この内容についても分析を行い教育改善に反映させることとしている。【資料3-3-2～4】

学生の資格取得については、各学部における教員免許取得状況をはじめ、経済学部にお

ける全国大学実務教育協会資格、スポーツ学部における日本スポーツ協会等関連資格の取得状況について関係する事務部署と学部教員の連携により、随時把握に努めている。

【資料3-3-5】

また、第3次中期経営計画に基づく九州共立大学事業計画アクションプランでは、「免許・資格取得支援の強化」を具体的施策として掲げ、毎年度成果指標の目標値を定め、実績値を報告している。

さらに、卒業認定・学位授与の方針(DP)を踏まえ、令和元(2019)年度の卒業生より、「学位」「資格」「能力」「知識」の4つの観点から4年間の学修成果の可視化として、「学修の軌跡と成果」を策定し、卒業生に対して、学位記とともに交付した。

学生の資格取得については、令和6(2024)年度から始まる第4次中期経営計画においても引き続き、具体的計画に「免許・資格取得」を掲げ取り組んでいる。

【資料3-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 UNIPA [学生プロフィール「キャリアシート (面談内容・所見入力)』
登録画面

【資料 3-3-2】 令和 5(2023)年度卒業時アンケート結果

【資料 3-3-3】 卒業生の進路状況に関するアンケート調査結果

【資料 3-3-4】 進路先に対する「意見聴取アンケート」の調査結果

【資料 3-3-5】 資格取得者数一覧(平成 30 年度～令和 4 年度)

【資料 3-3-6】 令和 5(2023)年度「学修の軌跡と成果」

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法の改善および水準の向上への取り組みについて、本学では平成10(1998)年度から受講生に対して「授業評価アンケート」を継続して実施している。アンケートは原則、毎学期に全教員・全授業に対して実施され、その結果を基に授業の改善、水準の向上を図るために、アンケート集計結果は学生が閲覧できるように公開するとともに、教員にも配布している。この集計結果を踏まえてアンケートを実施した全教員に「授業改善報告書」の提出を義務付け、本報告書を教務課内で閲覧できることとし、次期の授業改善へ繋がる取り組みを行っている。

また、平成25(2013)年度から、この授業評価アンケートのさらなる改善策として、「ミニアンケート」を学期途中で追加実施する変更を行った。このミニアンケートの実施により、授業期間途中での学生からの授業に対する意見・要望等を徴することで、学期途中の早期における授業振り返り・改善を可能とし、ミニアンケートで指摘された内容への対策が、次回以降の授業展開に即座に反映されるようになった。この導入により、授業改善報告書の様式も改定し、ミニアンケートの実施方法や対応策・効果等を問うものに改め、より教育内容・方法等の改善に有用な手段の評価・分析に繋げるものとなるようにしている。【資料3-3-7～13】

このミニアンケートについては、学期途中の実施が定着したことを踏まえ、令和元(2019)年度には、ミニアンケートの様式、実施回数・方法等の選択を担当教員に委ねるこ

ととした一方、授業改善報告書の見直しを図り、令和4(2022)年度から「授業改善報告書」「授業参観報告書」「研究実績報告書」を発展的に統合し教員自らの教育活動や教育業績、研究業績を自己省察したうえで記録するティーチング・ポートフォリオに集約した。なお、非常勤講師に対する授業改善報告書の提出は継続して求めており、FD委員会において内容を検証している。【資料3-3-14~15】

さらには、専任・非常勤の全教員に対し授業改善、資質向上を図るため、授業を運営するにあたり留意すべき基本的な姿勢や考え方、関連する各種の資料やデータを冊子にまとめた授業マニュアル「FDハンドブック」を毎年継続的に刊行している。このFDハンドブックは、毎年の活動の振り返りによる授業改善等の取り組み事例などを盛り込み、改訂を重ねている。以上の授業評価アンケート、授業参観およびFDハンドブックは、継続的・組織的なFD活動として位置付けるとともに、全学的な情報共有化を通じて、FDの実質化の一助とし、各教員の授業展開に活用している。【資料3-3-15】

また、「免許・資格取得支援」のさらなる効果的な取り組みとして、各種資格試験等に合格した卒業生の講演を企画し、教員採用試験のための学ぶべきポイントをまとめた冊子類を作成、配布している。【資料3-3-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-7】「授業評価アンケート実施方法の変更について」

※ミニアンケート導入のお知らせ

【資料 3-3-8】「令和 5 (2023) 年度前期・後期 授業評価アンケートの実施について」

【資料 3-3-9】令和 5 (2023) 年度 授業評価アンケート (質問用紙サンプル)

【資料 3-3-10】令和 5 (2023) 年度前期・後期 授業評価アンケート結果集計

【資料 3-3-11】「ミニアンケート」実施サンプル

【資料 3-3-12】令和 5 (2023) 年度前期・後期 授業改善報告書 (抜粋)

【資料 3-3-13】令和 5 (2023) 年度個人点検・評価報告書 (ティーチング・ポートフォリオ)

【資料 3-3-14】令和 5 (2023) 年度授業参観の実施について

【資料 3-3-15】FD ハンドブック 2024 【資料 3-2-44】と同じ

【資料 3-3-16】教育実習の手引 (教育実践ガイド) [2023 年度改訂版]

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学修成果の点検・評価方法については、全学的に様々な取り組み・改善が行われ、今後さらなる工夫や改善を行っていく。各アンケート調査の集計・分析結果から出てくる新たな課題への迅速な対応を図れるように、評議会を中心とした検討体制を再構築する。

また、必要なIR活動については、福原学園および設置校全体を踏まえて、諸データの収集と管理の一元化に加え、それらの数値化・可視化に向けた分析を行い、分析結果に基づいた大学教育の質保証や向上に関する支援をより組織的に推進していく。

第3次中期経営計画事業計画および事業報告書、第4次中期経営計画事業計画、自己点検評価書は、本学ホームページ上に公開しているが、授業改善に関してFD活動の取り組みや授業評価アンケートの結果等についても、本学ホームページへの公開に向けた検討を行

う。

【基準3の自己評価】

教育課程および教授方法については、卒業認定・学位授与の方針(DP)を踏まえ、その実現のため、一貫性のある教育課程編成・実施の方針(CP)を周知し、その方針に沿って体系的に教育課程を編成している。この教育課程の円滑な運用のため、教養教育を専門教育科目とともにバランスよく配置している。運用にあたっては大学学則、履修規程および卒業認定・学位授与の方針(DP)を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を周知することにより厳正に執り行っている。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、学生の意見を取り入れ、シラバスによる明確な授業到達目標の提示やアクティブ・ラーニングの実施などにより、改善・工夫を行っている。また、学修および授業の支援については、TAの活用を制度化する必要があるが、教職協働で多様な支援を行っている。教育内容・方法および学修指導等の改善については、FD委員会を中心としたFD活動としてFDハンドブックの継続的刊行、授業評価アンケート・ティーチング・ポートフォリオによる授業改善への取り組み、教員相互による授業参観の実施等を通じ、学修成果の点検・評価を組織的に実施している。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の意思決定機関について、大学のガバナンス改革の推進を趣旨とした学校教育法の改正(平成 26(2014)年 6 月 27 日公布、平成 27(2015)年 4 月 1 日施行)されたことから、本学においてもその趣旨を踏まえた意思決定組織の改編を行った。

本学では、まず「副学長の職務の拡充」について、学校教育法第 92 条第 4 項の趣旨に沿って、本学副学長の職務内容を規定している「九州共立大学組織規則」の一部改正を行った。【資料 4-1-1】

さらに、学長のリーダーシップのさらなる強化を目的として、意思決定機関についても次なる改編を行った。評議会における審議の議題整理と事前審査の機関として位置付けていた部局長会議を廃止し、同会議の機能については、すべて評議会に統合することとした。これにより、従来の各種委員会および新たに教授会(詳細は基準 4-1-②に記述)として位置付けることとした四つの委員会および大学院設置に伴い設置した研究科委員会を含むすべての委員会を評議会の下に置くこととなり、本学の教育研究および運営に関しては、学長の意思決定を補佐する機関である評議会において意見を徴したうえで、学長が意思決定を行う体制を構築した。

学長の意思決定を補佐する「評議会」は、学長が議長を務め、その責任と権限を明確にするとともに、事務部門の管理職が構成員として加わることにより、教職協働体制を確立している。【資料 4-1-2】

また、機能別教授会として定めた委員会ならびに評議会の下に設置した委員会のうち、「大学教員人事計画委員会」ならびに「入学試験委員会」については、審議内容の重要性に鑑み、学長自らが委員長となり委員会を主宰している。【資料 4-1-3~4】

学長の業務執行にあたっては、特別補佐を置き、学長を補佐する体制を整備するとともに、学部長、研究科長、学部長補佐、教務部長、学生支援部長、入試広報部長、事務局長、各課長をもって組織する「経営協議会」を毎月第 1 水曜日に開催している。経営協議会は、学長が議長となって本学の戦略的重要課題や教員人事に関することなど大学経営の根幹をなす事項について審議し、学長の意思決定を補佐している。【資料 4-1-5~6】

これにより、意思決定そのものもさることながら、決定事項の実施や情報の伝達においても迅速化が図られ、学長の的確な経営判断と強力なリーダーシップを下支えする機能を構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】九州共立大学組織規則

【資料 4-1-2】九州共立大学評議会規則 【資料 3-2-13】と同じ

【資料 4-1-3】九州共立大学教員人事計画委員会規程

【資料 4-1-4】九州共立大学入学者選抜規程 【資料 2-1-16】と同じ

【資料 4-1-5】福原学園学長特別補佐選考規則

【資料 4-1-6】九州共立大学経営協議会規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

基準 4-1-①で述べた「教授会の役割の明確化」に関しては、学校教育法改正の趣旨に則り、機能別に教授会を置いた。教授会のうち、学生の入学に関することを審議する「入学試験委員会」と、主に教員の教育研究業績の審査に関することを審議する「九州共立大学教員人事計画委員会」の二委員会については、その審議内容の重要性に鑑み本学の教授会と位置付けた。また、両学部の教授会を「学部教育運営委員会」、全学教授会を「全学教育運営委員会」に名称を変更し、上述の二委員会とあわせ、四つの委員会を学校教育法第93条第2項1～3号に規定する内容について学長に対し意見を述べる機関とし、本学の教授会と位置付けた。

この改革については、まず大学学則において教授会の定義を変更したうえで、「九州共立大学教授会規則」を廃止すると同時に「九州共立大学教育運営委員会規程」を新たに制定し、また、「九州共立大学入学者選抜規程」において、学生の入学に関する事項を審議する「入学試験委員会」とそのほかの事項を審議する「入学試験企画委員会」に分離して規定する改正を行ったうえで、従来教授会の役割であった教育研究に関する「審議機関」を「学長に意見を述べる機関」に変更することを明確化した。【資料 4-1-7】

さらに、平成30(2018)年度から大学院スポーツ学研究科の設置に伴い、大学院の研究科委員会を教授会として追加した。

なお、学校教育法第93条第2項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に該当する審議事項については、毎年度、教授会に該当する学部教育運営委員会、大学院研究科委員会、入学試験委員会および大学教員人事計画委員会ならびに評議会の意見を聴取したうえで、その基本方針を明文化し、審議する事項については「学長裁定」として本学ホームページに掲載することとした。【資料 4-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-7】九州共立大学教育運営委員会規程

【資料 4-1-8】学長裁定「令和6年度九州共立大学教授会の審議事項について」

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

福原学園の事務組織は、「福原学園組織規則」に規定する法人の事務組織と、「九州共立大学組織規則」に規定する大学の事務組織とで構成しており、各組織が連携・協力を図りながら本学の管理運営体制の根幹を支えている。【資料 4-1-9～10】

法人事務組織には、法人事務局と経営企画本部があり、法人事務局には秘書室、総務課、

地域連携推進室を統括する総務部、経理課、管財施設課を統括する財務部があり、理事長・副理事長直轄の経営企画本部には、改革推進室、共通教育支援室、国際交流・留学生支援室およびIR推進室がある。また、理事長直轄の内部監査室を設置している。

大学の事務組織には部局制が敷かれているが、平成29(2017)年度には、事務局、教務部、学生支援部、就職支援部および入試広報部の1局4部制から、事務局、教務部および学生支援部の1局2部制とし、令和5(2023)年度に学長直轄の部署として入試広報部を置き1局3部制に再編した。この部局の下に、事務局には総務課、教務部には教務課、学生支援部にはキャリア支援課、入試広報部には入試広報課を設置している。

事務局には事務局長、各部には部長、各課には課長がそれぞれ事務の責任者として配置されており、令和3(2021)年4月から、課長を補佐するため各課に課長補佐を配置した。また、令和5(2023)年6月からは、ミドルマネジメントの人材育成のために係長を配置した。【資料4-1-11】

本学の事務に関する業務執行は、学長の指揮監督のもと、大学事務組織の責任者である事務局長が統括している。前述した事務組織については、事務局長の下に組織しているが、このうち、大学機能の核である教育と学生支援を担う教務部（教務課）および学生支援部（キャリア支援課）については、それぞれ教員が部長および副部長を兼務していることから、学生教育の面と事務の面の両面から諸課題を速やかに解決・実行でき、このような教職協働体制を採ることにより機能性を高めている。また、令和3(2021)年2月から、学園が設置する大学間の業務の平準化を図る観点から、「部長等は、学園が設置する大学の専任の職員のうちから学長が選任する。」と規定を改定し、部長職または副部長職については、教員に限らず事務職員からも選任されることとなり、入試広報部長および教務副部長、学生支援副部長は事務職員が選任されている。【資料4-1-12】

また、事務局長は、法人全体の管理運営組織である理事会、評議員会、福原学園常務理事会（以下、「常務理事会」と記す。）、経営戦略会議の構成員であり、審議内容や決定事項等については、速やかに当該事項を所管する部署に周知している。【資料4-1-13】

各課が所掌する事務については、その内容を九州共立大学組織規則において明確に規定しており、所掌事務の質や量に応じた適切な人事配置を行っている。人事異動については、毎年度、設置校ごとに策定する「人事計画書」に基づいて、法人事務局で開催される人事ヒアリングで人事配置に関する要望事項等を聴取したうえで実施される。また、各課所掌の事務の内容に関し、具体的に当該課のどの職員が担当しているかについて、「事務分担表」と称する一覧表によって明確にしており、事務分担表はグループウェア上で本学教職員であれば誰でも閲覧できるようになっている。【資料4-1-14】

本学では、基準4-1-①で述べた学長の諮問機関である評議会には事務部門の管理職が構成員として加わっており、教職協働体制を確立している。

法人事務局の事務組織と本学の事務組織については、事務の内容により分担を行っている。本学における教学の改革事業に関する事務については、法人事務局の経営企画本部改革推進室が所掌している。特に、大学の改組計画等の重要案件については、学園全体の将来構想に深く関わることから法人事務組織である改革推進室が主導して進めることとしている。また、共通教育に関することや国際交流・外国人留学生の受け入れに関することなど九州女子大学・九州女子短期大学との連携・協力が必要な事案については、それぞれ、

経営企画本部共通教育支援室、同部国際交流・留学生支援室が所掌し、両大学間の調整を図りながら事務を遂行している。【資料 4-1-10, 15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-9】 福原学園組織規則

【資料 4-1-10】 九州共立大学組織規則 【資料 4-1-1】 と同じ

【資料 4-1-11】 事務組織図

【資料 4-1-12】 福原学園所管大学図書館及び部長等選任規則

【資料 4-1-13】 法人会議報告

【資料 4-1-14】 事務分担表

【資料 4-1-15】 九州共立大学・九州女子大学共通教育機構規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年の学校教育法改正の趣旨に則り、ガバナンス体制の総点検・見直しを行い、特に機能別教授会の設置と評議会を中心とした管理運営体制の改編を行ったが、今後も教学マネジメントの機能性向上に向けた改革を行う。

大学運営をさらに強化するため、スタッフディベロップメント（以下、「SD」と記す。）研修会等の実施により職員の能力および資質の向上に取り組む。

当該年度の重要な課題や取り組みについて、毎年度初めに学長方針において示しており、今後も教職員全員に対し、改善・改革に向け一丸となった体制を確立していく。

近年の大学を取り巻く厳しい情勢下において、本学においても学部・学科改組、教育サービスの質向上等、大学改革を継続的に行っていくことが必須である。大学運営における専門性の高い職種の人材養成等、各教職員の資質向上を図ることが急務となっている。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところにより、教員に対しては、広く知識を授けるとともに、専門の学術および優れた人格を教授する能力・資質を求めており、大学学則に掲げる各学部・学科の教育研究上の目的に相応しい教員による組織編成を基本方針としている。この基本方針を実践するため、本学では、「福原学園就業規則」により、教員の採用については、「福原学園任用規則」を定め、これに基づく「九州共立大学教育職員選考基準」に則り公募している。教員の昇任については、「福原学園昇任昇格規程」および「九州共立大学教育職員昇任要項」を定め、「福原学園大学教員人事計画委

員会規則」および「九州共立大学教員人事計画委員会規程」に則り昇任審査を行っている。教員の採用・昇任については、規則および規程等により明確に定め、適切に運用している。【資料4-2-1～2】

本学は、経済学部には経済・経営学科、地域創造学科の2学科、スポーツ学部にはスポーツ学科のこどもスポーツ教育学科の2学科、計2学部4学科の構成である。教育課程を適切に運営するための必要な教員は、大学設置基準第10条の規定による学部の種類の規定に基づき収容定員規模に応じて適切に配置している。平成30(2018)年度から本学に大学院スポーツ学研究科スポーツ学専攻を設置し、大学院設置基準第8条の規定により、スポーツ学部教員が兼ねて担当している。また、令和4(2022)年度から大学院経済・経営学研究科経済・経営学専攻を設置し、スポーツ学研究科と同様に大学院設置基準第8条の規定により、経済学部教員が兼ねて担当している。

令和6(2024)年度の教員配置については、大学設置基準に定める経済学部の必要専任教員数は27人であるが、40人(うち、教授21人)の専任教員を配置しており、同様に、スポーツ学部の必要専任教員数は19人であるが、43人(うち、教授19人)の専任教員を配置している。また、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は27人で、全教育課程で大学設置基準上必要な専任教員数は73人に対し、助教以上の専任教員数は83人(内訳は、教授40人(48.2%)、准教授13人(15.7%)、講師30人(36.1%)、助教0人(0.0%))で設置基準を大きく上回っており、本学の教育課程上の教員配置について問題はない。

このように、大学設置基準上の必要専任教員数を上回る専任教員を配置しており、教員一人当たりの在籍学生数は全体平均で約37.1人となっている。これは、本学が社会に適応できる自立した職業人を養成することを大学の個性・特色としていることから、各学部のキャリア教育や領域、コース制による実学的専門教育に対応するために、十分な教員配置を行っているためである。

大学院においては、経済・経営学研究科に経済・経営学専攻およびスポーツ学研究科にスポーツ学専攻を配置した計2研究科2専攻の構成である。教員配置については、大学院設置基準第8条の規定に基づき、経済学部専任教員の中から9人の教員が、経済・経営学研究科教員を兼務し、スポーツ学部専任教員の中から10人の教員が、スポーツ学研究科教員を兼務している。

本学の教員構成に関しては、表4-2-1に示すとおり大学全体での年齢別構成比が、50歳代で25.3%と、もっとも高くなっているが、これを除いた30～60歳代は14.5～25.3%であり、おおむねバランスが取れている。

表4-2-1 助教以上の専任教員の年齢別構成

年 齢	60歳代以上	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代
人 数	21	21	25	12	4
構成率	25.3	25.3	30.1	14.5	4.8

専任教員の1週当たりの授業時間については、標準授業担当コマ数(1コマ90分)を半期に教授・准教授が原則8コマ以上、講師は原則7コマ以上、助教が6コマ以上と定めている。

また、学部長は原則5コマ以上と減コマ調整する等、学長特別補佐、学科長、コース主任、各部長職等の職位に応じて基準コマ数より減コマ設定をしている。これにより、各教

員の授業時間数の平準化を図るとともに、役職者の業務負担に対しコマ数軽減の調整も行い、より大学運営に参画できるような体制づくりにも資するようにしている。

さらに、この各標準コマ数を超えて担当する場合については、教員人事評価にプラス評価として反映している。【資料4-2-3】

なお、上記の標準授業担当コマとは別に、学習支援センターにおける学習支援活動（授業理解支援）をオフィスアワーにおいて全教員1コマ相当分を行うことを義務付けており、学修支援および授業支援への充実を図れるようにしている。【資料4-2-4】

教授および准教授については、標準授業担当コマ数より少ない平均担当授業コマ数となっているが、この職位層は役職者等が多いために減コマ調整しているためである。講師および助教については、ほぼ標準担当コマ数となっており、専任教員の授業担当時間の配分は適切である。【資料4-2-5～6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】九州共立大学教育職員選考基準

【資料 4-2-2】九州共立大学教育職員昇任要項

【資料 4-2-3】「教員の授業担当コマ数について」

【資料 4-2-4】学習支援センター資料

※オフィスアワー一覧、報告書等

【資料 4-2-5】令和5年度 担当科目一覧

【資料 4-2-6】令和5年度 科目担当者一覧

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力等教育研究活動の向上のためのファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」と記す。）推進活動等組織的な取り組みについては、大学設置基準第11条に基づいて、「九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を制定し、組織的なFD活動を展開している。【資料4-2-7】

このFD委員会は、全学的組織として学長が指名する者をもって充てることとし、教育の質的向上、授業改善等に向けた諸施策の企画・立案、FDに係る研究会および講習会の企画・運営、学生による授業評価等の企画・実施・改善を担っている。

取り組みの一環として中核となるのが、学内のFD・SD研修会の実施である。基本的に年2～3回の開催としており、各年度で大学を取り巻く課題によりその実施内容は異なるが、FD推進意識の向上を図ることを目的として定例的に開催している。

令和5(2023)年度については、第1回目は令和5(2023)年8月2日に「令和6年度 科学研究費助成事業申請等説明会」をテーマとして開催した。内容としては、令和6年度の科学研究費助成事業申請について、以前に科学研究費助成事業補助金に採択された2人の本学教員が、申請書類等の作成要領などを説明するとともに、事務局長および総務課担当者から公的研究費の不正使用および研究不正防止について説明を行い、情報を共有した。

また、第2回目は令和6(2024)年3月22日に「BYOD導入に伴うパソコンの基本操作等の対応および学修ポートフォリオの運用について」をテーマとして開催した。内容は、令和6(2023)年度の入学生から開講する「キャリア基礎演習Ⅰ」において、新たに導入する学

修ポートフォリオについて、パソコンを活用した運用方法ならびに学生とのコミュニケーション手法について情報共有を図った。【資料4-2-8・9】

このFD・SD研修会については、全教員の参加を義務付けており（事務職員については日常業務に支障のない限り参加）、欠席者に対しては資料配布や研修会を撮影したDVD視聴等によりレポートの提出を求める等、研修会参加への意識付けを徹底している。

教員評価については、「福原学園就業規則」に基づいて、「福原学園人事評価規程」を定め、人事評価を行っている。この評価制度は、「福原学園人事評価規程」に規定する「人事評価表」に基づいて、また各教員（被評価者）が提出する自己申告シートに基づいて学部長等（評価者）が評価するものである。評価は年1回、4月1日から3月31日までを評価の対象期間として実施され、評価の結果は昇給等の人事処遇に反映させている。

大学教員の評価項目は、「教育評価」「研究評価・対外活動評価」「管理運営」の三つに大別され、「教育評価」については「講義等」「学習支援」「課外活動・生活支援」「学生評価」の4点、「研究評価・対外活動評価」については「研究業績」「外部資金」「対外活動」の3点の評価対象にポイントを置き、可能な限り客観的な判断ができるよう数値を取り入れた評価を行っている。評価は、各教員が自己申告した粗点と、一次評価者である学部長および学長に配分された裁量による評価点の合計点数をもって行われ、最終的な評価は経営戦略会議の下に設置している大学教員人事評価委員会で決定する。

この評価制度は、3年間の試行期間を経て、平成24(2012)年度から本格導入しており、教員の改善努力や成果を公正公平に評価し、これを処遇に結び付けることで、各教員の教育力および研究能力の向上に役立てている。さらに、平成26(2014)年度からは教員の職務意欲を一層高めることで教育の質向上と組織の活性化を図ることを目的として、人事評価結果を基に、成績評語が「S評価」であった教員を当該年度の「最優秀教員」として、また授業評価アンケートの集計結果による学生の授業評価等が優れていた教員を当該年度の「ベストティーチャー」として公表する取り組みを行っている。【資料4-2-10～12】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-7】九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料4-2-8】令和5年度 第1回FD・第2回SD 合同研修会資料

【資料4-2-9】令和5年度 第2回FD 研修会資料

【資料4-2-10】九州共立大学教育職員選考基準 【資料4-2-1】と同じ

【資料4-2-11】九州共立大学教育職員昇任要項 【資料4-2-2】と同じ

【資料4-2-12】福原学園人事評価規程

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、本学の教育課程に即して、欠員の補充および新規採用を現行の規程に基づいて進める。また、全学的なFD活動は、今後ともFD委員会主体の取り組みを継続する。さらに、FD活動と教務委員会等関係委員会との連携を図り、FD実質化の検証体制の確立や、内部質保証および学修成果測定に係る評価の視点を強化する。

教員の人事評価は、今後も実施状況および活用状況の検証を重ね、改良を施す。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

福原学園では、平成 21(2009)年度から教職員全員を対象とした人事評価制度を導入し、昇給・昇格等の人事処遇に反映させている。事務職員については、毎年 3 月に当年度における業務遂行度について評価者(上司)が「福原学園人事評価規程」に規定する評価要素に基づいて評価を行う。評価要素は、「成果」と「プロセス」に大別され、「成果」については「仕事の質」と「仕事の量」の要素に、「プロセス」については「規律性」「責任性」「協調性」「積極性」の各要素に、それぞれ 2~4 の着眼点が設定されており、評価者(上司)は被評価者(部下)の日々の業務内容や取り組み姿勢を勘案しながら絶対評価を行い、評価点基準に従って±1 点の範囲内で点数化する。評価者の評価結果については、経営戦略会議の下に設置された「事務職員等人事評価委員会」において、評価者それぞれが独立の立場で評価することに伴う評価の誤差が調整された後に、等級別に相対評価が行われ、昇給等の人事処遇に反映させる成績評語(SABCD の 5 段階)が決定する。【資料 4-3-1】

この人事評価を実施するにあたっては、これに関連するツールを設け、定期的な上司と部下の面談を促すことによって、部下の資質・能力、上司の部下育成能力の向上に努めている。4 月には上述の人事評価結果について「フィードバック面談」を行い、昨年度における仕事の成績を正しく自覚させ、今年度に向けた動機付けを行っている。被評価者(部下)は自らの職位と担当する業務について自己チェックを行い、これを踏まえた当該年度の課題を抽出し個人の目標を記載する「自己チェックシート」を作成したうえで、あらためて面談を実施し、上司と部下による個人目標の共有を行っている。【資料 4-3-2~4】

さらに 11 月には「自己申告制度」を実施している。これは、職務や職場に関する希望と意見を収集し、本人の処遇と能力開発に役立てることを目的としたもので、課長相当職以下の者について「自己申告表」を作成・提出させ、この自己申告表に基づいて上司との面談を実施し、上述の自己チェックシートとは異なる側面からの「自己評価」に対する助言を行い、人事評価の基礎情報を収集している。【資料 4-3-5】

事務職員の資質向上を目的とした研修は、経営戦略会議の下に設置された「福原学園職員研修委員会」において、「福原学園職員研修委員会規程」に基づき、教員および事務職員の研修体系を組織的に構築し体系的に実施している。研修は、本委員会において毎年度の研修計画を企画立案しており、階層別研修を中心とし、PC、文章力およびビジネスマナーのスキルアップ研修や人事評価者研修等を実施している。階層別研修では、接遇・ビジネスマナー等の社会人基礎を学ぶ「初任者研修」、40 歳以下の職員の自己活性化を促す「若手職員育成セミナー」、昇格した者を対象とした「中堅職員育成セミナー」、将来の管理職候補として選別された者を参加させる「管理職養成セミナー」がある。【資料 4-3-6~7】

そのほか、本学では学外研修への参加も奨励しており、教務・教職事務、経理事務、学生指導および就職指導等の専門業務に関して外部機関が主催する説明会や研修会に積極的に参加させ、能力の向上に努めており、コロナ禍以降においては、オンラインによる研修参加を含め研修の機会を確保した。さらに、外部研修会に参加した職員が報告書を作成し、学園のグループウェア上で本学教職員であれば誰でも閲覧できるようになっている「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図っている。【資料 4-3-8】

また、教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため、教員および事務職員に必要な知識および技能の習得を目的とした SD 研修会を定期的を開催している。令和 5（2023）年度においては、年度当初に「九州共立大学の改革について」と題して、学長自らが教員および事務職員に対して学長方針を説明し、期中において「学園全体と九州共立大学の財務状況の把握・分析」をテーマとした財務状況に関する財務研修会を行うとともに、研究活動の促進を目的として科学研究費助成事業申請等説明会を行っている。

【資料 4-3-9～11】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-3-1】 福原学園人事評価規程 【資料 4-2-13】 と同じ
- 【資料 4-3-2】 人事評価に関する自己チェックシートの作成および面接実施について
- 【資料 4-3-3】 人事評価に係るツールおよび面談の流れ
- 【資料 4-3-4】 人事評価にあたって職務遂行度の自己チェックシート
- 【資料 4-3-5】 福原学園自己申告制度実施要綱
- 【資料 4-3-6】 福原学園事務職員等研修規程
- 【資料 4-3-7】 令和 5 年度 各種職員研修実績一覧表
- 【資料 4-3-8】 福原学園研修・セミナー通信「情報共有広場」第号
- 【資料 4-3-9】 令和 5 年度 FD・SD 研修会(次第)、出欠表
- 【資料 4-3-10】 令和 5 年度「九州共立大学の改革について」学長方針
- 【資料 4-3-11】 令和 5 年度 研修計画一覧（九州共立大学、法人事務局主催）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 研修会については、大学職員としての育成・スキルの向上・教職協働等をテーマとした研修を検討することで研修内容の多様化を図り、教員および事務職員が合同して参加できる研修を継続して実施する。

事務職員の人事評価については、教員の人事評価制度と同様に、今後も実施状況および活用状況の検証を重ね、改良を施す。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

(1) 教育研究環境の整備

福原学園では、福原学園経営戦略会議の下に福原学園教育研究環境整備委員会を設置し、施設の老朽化に伴う建て替えや耐震化等の計画・推進を中心とした福原学園全体の教育研究環境整備について、財政状況を踏まえながら中・長期的な視野で再配置計画の検討を進めている。この委員会の下に本学では、福原学園教育研究環境整備委員会九州共立大学部会を設置しており、この部会では、委員会からの諮問事項に関する協議や連絡調整を行うとともに、委員会に上程することを前提として大学独自の将来計画の策定についても協議している。

大規模な施設関係事業については、この委員会において策定した施設設備計画を含む第2次中期財政計画および第3次中期経営計画に基づいて実施しており、本学では平成26(2014)年度に附属図書館の耐震補強工事を行い、平成30(2018)年度には、より快適な空間の確保を目指して、図書館の空調工事を実施した。

バリアフリーに関しては、全学舎ならびに体育館において車いす用の専用スロープと多目的トイレを完備している。また、平成26(2014)年度に附属図書館の耐震補強工事を行った際には同時にエレベーターを設置する等、障害者への配慮を念頭に置いた環境整備に取り組んだ。

平成28(2016)年度に日本高等教育評価機構による認証評価実地調査において、学舎の耐震について指摘を受けたことから、令和元(2019)年度を初年度とする第3次中期経営計画における耐震強化を前倒しし、平成29(2017)年度から第一学舎の教室、研究室および西第一学舎の事務局等の移転計画について部会における検討を重ねた。その後、事務局等の移転先として、平成30(2018)年度から深耕館の改修工事を行い、令和元(2019)年8月に事務局機能に移転した。また、耐震の指摘を受けた3棟（第一学舎、第二学舎、西第一学舎）については、令和2(2020)年3月末までに解体が完了した。

解体した3棟の跡地を含め、本学構内のインフラ・外構工事を、令和2(2020)年4月から着工し、令和3(2021)年6月末に完了した。また、第3次中期経営計画に基づいて、学舎および附属施設における照明設備のLED化を進め、令和4(2022)年2月に全て完了した。

また、施設設備に関する学生の意見については、「アンケート調査」（詳細は基準2-6に記述）および「意見箱」によってくみ上げる体制を構築している。【資料4-4-1】

さらに、平成30(2018)年度大学院スポーツ学研究科および令和4(2022)年度経済・経営学研究科の設置において学生が適切な環境で研究できるよう「院生研究室」および「院生ゼミ室」を整備し、開設前年度から什器等の購入とともに充実を図った。

(2) 施設の管理運営

本学の施設設備の維持管理については、ビル管理会社に一括で業務委託しており、各建物に常駐する管理人ならびに清掃員が、建屋内の清掃・営繕、建屋周辺の環境整備（植栽や芝生の維持管理を含む）に従事している。

プール棟については、日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者（水泳コーチ4）の資格を有したスポーツ学部の教員がプール棟全体の管理運営を行っているが、プールに関しては

他の施設にはない特殊な管理が必要なことから、専任職員1人を配置し、監視業務の統括と水質の維持管理等を行うことで徹底した安全管理に努めている。

学内施設全体の管理運営は、総務課管財係の担当者が行っており、上記業務委託会社の担当者との連絡・調整、年間計画に基づいた法定点検(消防設備、エレベーター、水道、AED、各種電気設備等)の実施に従事している。

警備面では、業務委託をしている警備会社の警備員が出入口(本学正門と東門の2ヶ所)に設置している守衛所に常駐しており、定期的な学内巡回、建屋の施錠・開錠、不審者等の侵入防止に努めている。【資料4-4-2~3】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-1】令和4年度学生生活実態調査アンケート

【資料4-4-2】施設・設備一覧

【資料4-4-3】九州共立大学学舎配置図

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、平成27(2015)年度に「九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程」および「九州共立大学研究活動不正防止委員会要項」を制定し、研究活動不正防止委員会を設置して研究倫理教育を実施している。【資料4-4-4~5】

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が令和3(2021)年2月1日に改正されたことから、本ガイドラインへの対応のため「九州共立大学公的研究費の運営・管理に関する規程」、「公的研究費の不正防止等に関する基本方針(学長裁定)」および「教職員の公的研究費に関わる行動規範」を一部改正した。また、この改正に伴い九州共立大学公的研究費不正防止計画、公的研究費に関するコンプライアンス教育および啓発活動実施計画を作成した。さらに、監事の対応として、監事による不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の常務理事会等への定期的な報告等を要件化し、内部監査室の対応として、監事および会計監査人との連携強化を図った。

【資料4-4-6~10】

一方、本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の平成27(2015)年4月からの運用開始にあわせ、研究者などによる不正行為などを防止するため、「九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程」に基づいて、「九州共立大学研究活動不正防止委員会」を設置している。

平成28(2016)年度からは、日本学術振興会が発刊する研究倫理図書「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の通読に加え、日本学術振興会が運営している「研究倫理 e-learning [eL CoRE]」を研究倫理教材と定め、全教員が受講した。また、[eL CoRE]による修了証書の有効期間を修了日から3年を経過する年度の末日までとし、以降、規定された期間に基づいて研究倫理教育を実施している。

このほか、毎年実施している「科学研究費助成事業申請等説明会」においても、コンプライアンス推進責任者である事務局長から、研究倫理の遵守について説明し、教員の研究倫理の意識の向上を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-4】九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程

- 【資料 4-4-5】九州共立大学研究活動不正防止委員会要項
- 【資料 4-4-6】九州共立大学公的研究費の運営・管理に関する規程
- 【資料 4-4-7】公的研究費の不正防止等に関する基本方針（学長裁定）
- 【資料 4-4-8】教職員の公的研究費に関わる行動規範
- 【資料 4-4-9】九州共立大学公的研究費不正防止計画
- 【資料 4-4-10】公的研究費に関するコンプライアンス教育および啓発活動実施計画

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、研究活動の活性化を図るため、個人研究費を教員（助教以上）に配分しているが、科学研究費助成事業等競争的資金に申請した場合、さらに研究費を加算する制度を設けており、配分方針については毎年度見直している。

加えて、学長の大学改革理念に基づき、教育の質的転換、地域発展、大学間連携などの改革に対する全学的・組織的取り組みに対する支援を強化するため、特別教育研究費（学長政策費）を重点的に配分している。令和 5(2023)年度の特別教育研究費のプログラムとして、「地域連携事業プログラム」、「スポーツ栄養研究に関するプログラム」、「折尾まちづくり記念館に関するプログラム」に加え、過年度から設定の「教育・学習方法等改善に関するプログラム」を改め、カリキュラム・ポリシーに基づき学修成果を最大限に引き出すために、担当授業の改善を進めようとしている教員の取り組みを支援する「授業改善に関するプログラム」を新たに設定した。

【資料 4-4-11～12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-11】令和 5 年度特別教育研究費（学長政策費）の申請について
- 【資料 4-4-12】令和 4 年度特別研究費研究報告書

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の経年劣化への対応と震災等に対する安全対策を目的として、施設設備の将来計画を策定した第 3 次中期経営計画を着実に実行した。令和 6(2024)年度以降の第 4 次中期経営計画においては、昨今の気温上昇に伴う熱中症対策として、鶴鳴記念館の空調工事、スポーツ A 館・B 館の空調工事、学思館のエレベーター新設工事を予定している。

競争的研究資金（科学研究費補助金等）に関しては、内部監査室の監査を毎年実施している。指摘事項については、改善案を検討し、適切な運用改善に取り組んでいる。

【基準 4 の自己評価】

平成 27(2015)年 4 月施行の学校教育法および学校教育法施行規則の改正に即して、学長のガバナンス強化に基づく管理運営体制の環境整備のため、評議会・教育運営委員会をはじめとする各種の規則・規程・要項を改正し運用している。また、理事会の構成員に学長が参画し、事務局長がオブザーバーとして出席しており、教学からの付議事項について詳細な説明を行う等、教学の管理運営は、法人と連携協力体制の下に行われ、学長のリーダーシップが発揮できる環境を整備している。

FD や SD 研修会も組織的かつ計画的に実施しており、FD・SD 研修については、毎年全教職員が参加している。

教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については、「福原学園任用規則」、「九州共立大学教育職員選考基準」、「九州共立大学教員人事計画委員会規程」および「九州共立大学教育職員昇任要項」において、教員に求める能力・資質に関する基準を設けている。また、本学の教員組織およびその構成については、大学学則第 3 章「教職員組織」第 7 条に規定しており、教授、准教授、講師、助教、助手それぞれの資格の基準については、「九州共立大学教育職員選考基準」に定めている。

教育・研究活動については、学長方針に基づく「教育活動に基づいた研究活動の促進」を図るため、教員の個人研究ではなく学科や同様の領域・分野の教員が連携し取り組む研究活動として、学内公募型の特別教育研究費プログラム制度を設け、教育力の向上や免許・資格取得に向けた研究活動についても支援に努めている。

また、外部資金による受託研究・共同研究の受け入れを促進するため、地域連携推進センターに加え、企業との繋がりがあるスポーツ栄養研究センターが連携し取り組んでいる。

基準 5 経営・管理と財務**5-1 経営の規律と誠実性****5-1-① 経営の規律と誠実性の維持****5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力****5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮****(1) 5-1 の自己判定**

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

福原学園は、寄附行為第 3 条に「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、学是「自律処行」の精神に基づき、自己を自制し、知性と徳性を有する人材を育成することを目的とする」と定め、大学学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする」と定めている。【資料 5-1-1～2】

この寄附行為ならびに大学学則に基づいて、「福原学園組織規則」をはじめとする「九州共立大学組織規則」「福原学園就業規則」ならびに各種会議規則等の諸規程を適切に定め、規律と誠実性を維持して経営・運営している。【資料 5-1-3～5】

福原学園は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿を作成し、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および教育研究活動等の情報を含め、ホームページ等を通じて公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人福原学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-1-2】 九州共立大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 5-1-3】 福原学園組織規則	【資料 4-1-9】 と同じ
【資料 5-1-4】 九州共立大学組織規則	【資料 4-1-1】 と同じ
【資料 5-1-5】 福原学園就業規則	

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

福原学園は、教育機関としての使命と目的を果たし、安定的な経営と教育研究のさらなる向上を図るために、平成 26(2014)年 3 月の理事会・評議員会において、「第 2 次中期計画」・「第 2 次財政計画」を策定した。この第 2 次中期計画には、特色ある教育課程の編成、学修成果を重視した教育課程の強化、免許・資格取得支援の強化、学生支援の強化、就業力育成支援の強化、国際交流支援の強化、大学運営組織体制の強化、教職員相互信頼の強化、戦略的募集広報の強化の 9 つからなる業務・事業を掲げ、合計 22 件の具体的施策に取り組んできた。この第 2 次中期計画の本学におけるビジョン、基本目標を継承し、その使命・目的を実現するべく新たに「社会に適応できる自立した職業人を養成する大学を目指す」ことを大学のビジョンとして掲げ、基本目標を「教育活動の充実」、「学生支援の充実」および「大学運営の充実」の 3 項目として、第 3 次中期経営計画を策定し、組織的・継続

的な取り組みを行った。

また、全教職員がこの計画を共有し、その達成に向けて一致協力して取り組めるよう、計画を福原学園ファクトブックに掲載し、全教職員に配布しており、加えて保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう、本学ホームページに第3次中期経営計画を掲載して公表しており、公共性を有する教育研究機関として、規律ある姿勢と誠実性を内外に表明している。【資料5-1-6～7】

なお、令和5(2023)年度が、第3次中期経営計画の最終年度のことから、令和6(2024)年度以降の第4次中期経営計画〔令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5ヶ年間〕を、令和5年度第15回理事会(令和6年3月29日開催)において決定している。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-6】 令和5年度福原学園ファクトブック 【資料2-4-5】 と同じ

【資料5-1-7】 大学ホームページ

(大学紹介⇒情報公開⇒法人及び学校の基本情報⇒中期計画)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学園内の環境保全については、「福原学園安全衛生管理規程」に「職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する」と規定されており、同規程に基づく衛生委員会を組織している。【資料5-1-8】

労働安全衛生法に基づく衛生管理者については、「福原学園衛生管理者の選任に関する要綱」に基づいて適切に選任された衛生管理者は、上述した衛生委員会の委員による定期巡視をはじめ、AED(自動体外式除細動器)講習会、熱中症予防講習会等を開催し、本学を含む福原学園の教職員が講義と実技を受講するなど実践的な活動をしている。【資料5-1-9】

さらに、「福原学園防火防災管理規程」を定め、法人事務局総務課が主体となり学園全体での防災訓練を年に1度地元の消防署と連携して実施してきた。平成27(2015)年度からは、法人事務局と連携して学園全体の教職員を対象に大規模地震の発生等の災害を想定した防災訓練を実施してきたが、コロナ禍の影響により、令和5(2023)年度は実施を見送った。このほかにも、「防火防災対策マニュアル」を作成し、整備している。

【資料5-1-10～11】

人権への配慮については、新年度に実施される新入生オリエンテーションでハラスメント防止に関する指導をするとともに、九州共立大学ハラスメント防止委員会の設置、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」に基づくハラスメント相談員の選任ならびに「九州共立大学ハラスメント防止委員会要項」に規定する委員会の任務に沿って、「ハラスメントに関するリーフレット」の配布を行い、学生も含め福原学園全体で組織的に対応している。【資料5-1-12～14】

また、情報セキュリティ対策については、個人の権利利益およびプライバシーの保護のため、改正個人情報保護に関する法律(令和4年4月1日施行)に則した「福原学園個人情報保護に関する規程」に則り、学生をはじめとする個人情報保護に組織的な対策を講じている。また、事務システムを利用した事務処理については、「福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項」に則り、ネットワークを管理運用している。【資料5-1-15～16】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-1-8】 福原学園安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-9】 福原学園衛生管理者の選任に関する要綱
- 【資料 5-1-10】 福原学園防火防災管理規程
- 【資料 5-1-11】 防火防災対策マニュアル
- 【資料 5-1-12】 九州共立大学ハラスメント防止委員会要項
- 【資料 5-1-13】 福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程
- 【資料 5-1-14】 ハラスメントに関するリーフレット
- 【資料 5-1-15】 福原学園個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-16】 福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 31(2019)年 3 月に第 3 次中期経営計画を策定した。また、令和 5 年度第 15 回理事会(令和 6 年 3 月 29 日開催)において、第 4 次中期経営計画を決定している。

この計画を着実に達成するため、毎年事業計画を策定し、年度末に事業報告を取りまとめて検証するとともに翌年度の改善・是正に結び付け、PDCA サイクルを組織的に機能させ、着実な遂行を図っている。また、諸法令を遵守するとともに学内の環境保全、人権、安全への配慮に努め、有事の事態に備えるために全学的な訓練を実施している。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

福原学園には、意思決定機関として、理事会、評議員会、常務理事会を設置するとともに、理事長の諮問機関として経営戦略会議を設置し、経営戦略会議の下に福原学園中期経営計画委員会および福原学園教育研究環境整備委員会等を設置している。また、経営と教学の意見交換の場として福原学園教学運営懇談会を設置している。【資料 5-2-1~3】

理事会、評議員会および経営戦略会議に関しては、透明性確保の観点から、学園ホームページ上で審議事項・協議事項を教職員に公開している。また、各会議での詳細な内容は、本学では評議会において報告し、教職員に周知している。【資料 5-2-4~6】

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、迅速な意思決定を図るため、毎月開催するほか、必要な場合は臨時に開催している。理事の人数については、学校法人福原学園寄附行為（以下、「寄附行為」と記す。）第 6 条により、理事 9 人以上 10 人以内および監事 2 人と定めている。理事の構成については、寄附行為第 7 条により、①九州共立大学および九州女子大学の学長ならびに自由ヶ丘高等学校の校長、②評議員のうちから、理事会にお

いて選任された者4人、③学識経験者(学長及び校長又は評議員である者を除く。)のうちから、理事会において選任された者2人または3人と定めている。監事の選任については、寄附行為第8条により、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任すると定めている。【資料5-2-7】

理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。また、理事のうち1人を副理事長、2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長及び常務理事の職を解任するときも、同様とすると規定している。役員の適性、親族関係者等の選任の制限、任期、補充、解任および退任に関することは、寄附行為第9条から第12条までに規定している。

理事会の下に常務理事会を置き、理事会で決定するこの法人の業務について予備審査を行い、理事会に付議すべき議案を決定するとともに、この法人の日常の業務を決定し、執行している。

理事会は原則として月1回以上、常務理事会は原則理事会開催の一週間前に開催、評議員会は必要に応じて開催することとしており、令和5(2023)年度において理事会は15回、常務理事会は12回、評議員会は5回開催し、法人の管理運営に関して適宜意思決定を行っている。

なお、令和5(2023)年度の理事会における理事の実質出席率は97.7%であるが、寄附行為第13条第9項に規定する「理事会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなす。」という条項に照らすと出席率は100%となり、適正に運営している。【資料5-2-4~5】

経営戦略会議については、令和5(2023)年度において10回開催し、大学改革および学生募集戦略に関すること等、学園全体の経営に関する戦略の方針を協議している。

【資料5-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-2-1】 福原学園経営戦略会議規則

【資料5-2-2】 福原学園経営戦略会議のもとに設置する委員会等

【資料5-2-3】 福原学園教学運営懇談会要項

【資料5-2-4】 2023年度福原学園理事会（会議情報） 【資料F-10】と同じ

【資料5-2-5】 2023年度福原学園評議員会（会議情報） 【資料F-10】と同じ

【資料5-2-6】 2023年度福原学園経営戦略会議（会議情報）

【資料5-2-7】 学校法人福原学園寄附行為 【資料F-1】と同じ

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事長の諮問機関として設置している経営戦略会議、さらにその下に設置している各種の委員会・部会の恒常的な組織体制を維持し、今後も引き続き、迅速かつ機能的に戦略的意思決定を行うよう努める。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**(1) 5-3 の自己判定**

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

福原学園には、寄附行為に基づいて、法人全体の管理運営組織として、理事会、評議員会、常務理事会を設置している。【資料 5-3-1~4】

また、理事長の諮問機関として主に福原学園全体の運営について審議する経営戦略会議、さらに、経営と教学の意見交換の場として教学運営懇談会を設置している。法人が主宰する管理運営組織には、本学の学長、事務局長が理事ならびに委員として出席し、また、教学運営懇談会においては、福原学園が設置する大学の学部長等も出席し執り行われており、本学の意思の反映に努めている。【資料 5-3-5~6】

理事会、評議員会、および経営戦略会議の審議事項や協議事項については、各会議の透明性の確保の観点から、学園ホームページ上で教職員に公開している。【資料 5-3-7】

また、各会議での詳細な内容は、評議会において事務局長が報告し、評議会メンバーが各学部や部局に持ち帰って報告することにより、大学すべての構成員に周知している。さらに、令和 5(2023)年 7 月 28 日、福原学園の全教職員が集う学園総会を開催し、理事長が所信表明、大学・高等学校の長および附属幼稚園 3 園の長が当該所属における事業計画等を具体的に説明し、教職員への周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 【資料 5-3-1】 学校法人福原学園寄附行為 | 【資料 F-1】 と同じ |
| 【資料 5-3-2】 学校法人福原学園寄附行為施行細則 | 【資料 F-1】 と同じ |
| 【資料 5-3-3】 福原学園理事会会議規則 | |
| 【資料 5-3-4】 福原学園常務理事会規則 | |
| 【資料 5-3-5】 福原学園経営戦略会議規則 | 【資料 5-2-1】 と同じ |
| 【資料 5-3-6】 福原学園教学運営懇談会要項 | 【資料 5-2-3】 と同じ |
| 【資料 5-3-7】 福原学園ホームページ「福原学園 会議情報」 | |

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

福原学園の監事は、寄附行為第 8 条ならびに第 9 条により、本法人の理事、評議員もしくはその親族等その他特殊の関係がある者または職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。)以外の者の中から、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得たうえで理事長が選任することになっている。監事は、本法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出するとともに、その場で意見を述べるができる。

【資料 5-3-8】

平成 30(2018)年 1 月に「福原学園監事監査規則」を制定、常勤監事を配置して、チェック体制の強化を図っている。さらに、必要に応じて意見交換または監査業務の効率的運営を図るため、監査連絡会を置くことができるようにした。令和 5(2023)年度の理事会にお

ける監事の出席率は 86.6%であり、必要に応じて意見を述べている。【資料 5-3-9】

令和 5(2023)年度の監事の業務監査について、公認会計士、内部監査室とも連携して、関係職員等から業務状況の聴取、理事会等会議への出席、議事録の閲覧、会計帳簿、書類等の調査、その他必要と認められた調査手続きを実施した結果、不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認められている。

福原学園に設置する評議員会は、本法人の職員 8 人、本学、九州女子大学・九州女子短期大学それぞれの同窓会会長、学園の理事のうち 2 人、学識経験者および有識者（職員を除く。）8 人の計 20 人で構成しており、寄附行為第 26 条に規定する重要事項について、理事長からの諮問に基づき意見を述べている。特に本法人の職員 8 人の中には、本学の代表として学部長 2 人と事務局長 1 人が選出されており、本学の現状とあるべき姿を十分に踏まえた意見を表明している。【資料 5-3-10～11】

令和 5(2023)年度の評議員会における評議員の実質出席率は 93.0%であるが、寄附行為第 24 条第 9 項に規定する「評議員会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」という条項に照らすと出席率は 100%となり、適正に運営している。

中期経営計画における各事業計画アクションプランの進捗状況のチェックにあたっては、事業計画アクションプラン担当者が作成した進捗状況報告書について、まず福原学園中期経営計画委員会の下に設置している部会において審議し、次にその内容は各設置校の事務局長等がメンバーとして参画している中期経営計画委員会において審議したうえで経営戦略会議に上程される。

このように本学と法人との間で相互チェックを行う体制を構築することで、福原学園のミッションと大学のビジョンの実現に向けたより強固な取り組みを可能としている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-8】 学校法人福原学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-9】 福原学園監事監査規則

【資料 5-3-10】 学校法人福原学園寄附行為施行細則 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-11】 評議員名簿

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、法人と大学間ならびに経営と教学間のコミュニケーションが図られており、今後も、社会からの要請・情勢の変化に対応できるように十分な協議と意見交換が行えるように努める。さらに、平成 29(2017)年度から常勤監事を配置しており、今後も適正な活動が継続できるように努める。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

福原学園の本格的な中期財政計画の策定は、平成 21(2009)年度に策定した 4 ヶ年(平成 22(2010)年度～平成 25(2013)年度)にわたる第 1 次中期財政計画が最初である。その後、第 2 次中期財政計画、第 3 次中期経営計画を令和 5(2023)年度をもって終了し、財務上の数値目標を達成している。現在は、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの 5 年間にわたる第 4 次中期経営計画の初年度をスタートさせたところである。

この計画では、建学の精神に基づいた教育活動を行うために第 3 次中期経営計画における成果指標を掲げた取り組みを基本的に継承している。また、収支計画については、最終年度における目標達成のための具体的計画を策定するとともに、事業活動収支における経常収支が収入超過となる体質づくりの構築を目指し、設置校別に年度ごとの収支計画を明示し、適切な財政基盤の安定化に取り組んでいる。

【資料 5-4-1～6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 令和 6 年度事業計画 【資料 F-6】 と同じ

【資料 5-4-2】 令和 5((2023) 年度計算書類

【資料 5-4-3】 第 1 次中期財政計画 (H22 年度～H25 年度)

【資料 5-4-4】 第 2 次中期財政計画 (H26 年度～H30 年度)

【資料 5-4-5】 第 3 次中期経営計画 (2019 年度～2023 年度)

【資料 5-4-6】 第 4 次中期経営計画 (令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度)

【資料 5-4-7】 法人全体の事業活動収支 5 ヶ年推移表 (R 元年度～R5 年度)

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

福原学園が、社会に対して建学の精神に沿った教育事業を永続的に提供していくためには、健全な収支バランスの確保とそれを基礎として財務基盤の確立を図ることが必要不可欠である。まず、本学の財政の現状と推移を表 5-4-1 によってみる。

収入の部において、学生募集活動の成果によって入学者が増加傾向にあり、学納金収入が増加していることから、経常収支差額比率が、令和 3(2021)年度は 15.7%、令和 4(2022)年度は 17.6%、令和 5(2023)年度は 19.2%と収支バランスは保たれている。

表 5-4-1 本学の経常収支の推移表

単位：百万円

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
教育活動収入の部計	3,537	3,609	3,573
教育活動支出の部計	2,984	2,975	2,887
教育活動収支差額	553	635	686
教育活動収支差額比率	15.6%	17.6%	19.2%
教育活動外収入の部計	3	3	3
教育活動外支出の部計	0	0	0
教育活動外収支差額	3	3	3

経常収入	3,541	3,612	3,576
経常支出	2,985	2,975	2,888
経常収支差額	556	637	688
経常収支差額比率	15.7%	17.6%	19.2%

次に本学の収支状況に続いて、他の設置校を含む法人全体の現状と推移を表 5-4-2 に示す。第 3 次中期経営計画の最終年度にあたる令和 5(2023)年度において、経常収支差額比率は 4.1%という結果である。事業計画アクションプランの成果指標として【資料 5-4-5】目標値は 0.65%であったため、計画を上回り適正な財政運営を実現することができている。

また、令和 3(2021)年度までは第 3 次福原学園教育研究施設設備計画に基づいて、他の設置校において教育活動の環境整備として学園キャンパス内の大規模改修工事を行う計画であったため、支出超過はやむを得ないものとして計画し、大規模改修工事が終了する令和 4(2022)年度以降に収入超過を見込んでいたが、入学者および補助金の増加により一年前倒しにより、3 年連続で収入超過に転じることができた。

表 5-4-2 法人全体の経常収支の推移表 単位：百万円

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
教育活動収入の部計	7,308	7,606	7,388
教育活動支出の部計	6,952	7,229	7,076
教育活動収支差額	356	376	312
教育活動収支差額比率	4.9%	4.9%	4.2%
教育活動外収入の部計	7	6	6
教育活動外支出の部計	17	16	15
教育活動外収支差額	△10	△10	△9
経常収入	7,315	7,612	7,394
経常支出	6,970	7,246	7,091
経常収支差額	345	366	303
経常収支差額比率	4.7%	4.8%	4.1%

さらに、本学の財政基盤をより強固にするために、補助金および寄付金等の外部資金の確保についても積極的な取り組みを継続している。令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度は、地元就職促進に向けた市内大学等助成金として約 8 百万円の補助金を受けた。今後も引き続き、学生の主体的な学びを促す新たな教育方法の開発など補助金応募に向けた取り組みを強化する。

科学研究費補助金については、学内において採択された教員による発表会を実施するなど獲得への取り組みを強化することで応募件数・採択件数ともに増加しており、令和 5(2023)年度は応募 41 件中、新規採択 4 件、継続 11 件であった。【資料 5-4-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-7】 科研申請～採択状況

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6(2024)年度を初年度とする 5 年間の第 4 次中期経営計画の中に、事業計画・人事計画・施設設備計画を関連させた収支計画を策定しており、予算編成においては基本方針に沿って策定し、収支バランスを考慮し財政基盤の強化に努める。さらに、「年度計画」「年度アクションプラン」を策定し、年度ごとに進捗管理を行っていき、計画実現のための PDCA サイクルを確立させ、見直し、改善に向けた取り組みを継続し行う。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

福原学園の予算編成および予算執行に関することは「福原学園予算管理規程」に定め、経理処理に関することは「福原学園経理規則」および「福原学園経理規則施行規程」に定めている。法人および本学の予算編成および予算執行ならびに経理処理に関することは、関連する規則、規程に基づいて適正に実行している。以下、主要な枠組みについて現状を述べることにする。【資料 5-5-1～3】

- (a) 予算科目は枠配分方式と個別査定に大別され、さらにそれぞれ 14 項目または 6 項目の事業目的科目別に細分化している。
- (b) 予算編成方針は、予算責任者(法人事務局長)が理事長の意向に基づいて編成日程、注意事項とともに各所属に通知する。
- (c) 各所属の予算責任者(大学では事務局長)は、予算部署(学部・科・課等)からの予算要求を聴取・整理のうえ所属予算原案を作成し、学長の承認を経て法人の予算責任者(法人事務局長)に提出する。
- (d) 理事長指名理事および予算責任者(法人事務局長)は、各所属からの予算原案を聴取して、枠配分予算要求に対しては予算枠総額の妥当性を査定し、個別査定方式の予算要求に対しては内容を逐一聴取し、必要に応じて実地視察を実施したうえで査定し、所属予算を総合して法人としての予算原案を作成して、理事長の承認を得る。
- (e) 予算編成時に予測できなかった事由により、予算の追加、科目の変更などが生じる場合、補正予算を編成している。
- (f) 予算の執行手続きはすべて予算を管理する課・室等の予算部署が起案する支出稟議書によって執行が開始される。
- (g) 支出稟議書の決裁権限は、「福原学園専決規則」において支出予定額と職位の組み合わせによって定められている。
- (h) 金銭の支払いは、所属総務課で作成した会計伝票に決裁権者の決裁を受けた支出稟議書を添付して法人事務局経理課に回付し、法人事務局経理課長の承認を得て実行

している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-5-1】 福原学園予算管理規程
- 【資料 5-5-2】 福原学園経理規則
- 【資料 5-5-3】 福原学園経理規則施行規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく外部監査は毎年度受けている。この監査は、公益法人および学校法人に特化した監査法人によって、年間 27 日程度、延べ人員約 100 人体制で実施されており適切である。福原学園の監事は寄附行為施行規則に基づいて、2 人のうち 1 人は弁護士である。財産状況の監査については、監事は監査法人との監査方針を事前に聴取するほか、決算終了時に監査手続き実施結果と問題点を監査法人と協議する。

また、業務の監査については、おおむね毎月開催される理事会で審議状況・決議事項を把握し、「事業報告」の内容を監査している。なお、予算執行の進捗状況については、各理事・監事は理事会ごとに報告される「月次収支報告書」によって把握している。

内部監査については、「福原学園組織規則」において内部監査室を設置して内部監査室長を配置し「内部監査規程」を整備している。また、平成 29(2017) 年度から監事 2 人のうち 1 人を常勤化し、「福原学園監事監査規則」を策定した。【資料 5-5-4~8】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-5-4】 月次収支報告書
- 【資料 5-5-5】 九州共立大学ホームページ開示
(大学紹介⇒情報公開⇒法人及び学校の基本情報⇒財務状況)
- 【資料 5-5-6】 令和 5(2023)年度監査報告書
- 【資料 5-5-7】 内部監査規程
- 【資料 5-5-8】 福原学園監事監査規則 【資料 5-3-9】 と同じ

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の会計処理については、今後も規則等に基づいて適正に実施する。会計監査についても、これまで以上に監事および監査法人との連携を深め監査業務を厳正に執行していく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性については、建学の精神である学是「自律処行」に基づいて、経営の規律ならびに組織倫理を重んじるとともに、質の保証を担保するための関係法令を遵守しながら、ガバナンスの強化およびマネジメント機能の強化を図り適切に運営している。

理事会の機能については、戦略的意思決定ができる体制ならびにそれを補佐する組織を整備し、適切に機能している。

大学の意思決定の権限と責任については、学長がすべての校務に関する責任者としての最終決定権ならびに教職員に対する指揮監督権を有することを大学学則において明確にし、

そのリーダーシップを最大限に発揮するための管理運営体制を整備し、適切に機能している。

管理部門と教学部門との意思疎通と連携については、円滑かつ迅速に行うための組織を寄附行為に基づいて明確に定め、適切に機能している。ガバナンスについては、寄附行為に基づいて、本学教職員および外部の学識経験者や有識者が評議員に選出されて相互チェックを行い、また、各種委員会においては、教職員からの情報や提案を活かす体制を整備し、適切に機能している。

業務執行体制の機能性については、法人事務組織等との権限および責任の分掌を明確にし、適切に機能している。また、職員の資質・能力向上の組織的な取り組みも実施している。

財務基盤と収支については、第4次中期経営計画に基づいて財務運営方針を明確にし、入学定員の確保を含め、学納金収入および補助金収入の増額を図るとともに安定した財務基盤の確立を目標に、適切に運営している。会計については、学校法人会計基準および福原学園経理規程に基づいて、会計処理を適正に実施している。監査については、監査法人による外部監査および常勤監事による日常的監査ならびに内部監査規程に基づく内部監査室による監査を厳正に実施している。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割については、「内部質保証」の検証プロセスを適切に機能させるべく、平成 27(2015)年度から学長の権限および副学長の職務を明文化した。また、従来の教授会を機能別に、学部等教育運営委員会、全学教育運営委員会、大学教員人事計画委員会および入学試験委員会の 4 委員会に再編し、責任の主体を明確にする運営体制とした。内部質保証のための恒常的組織としては、九州共立大学自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」と記す。）を評議会の下に設置し、九州共立大学自己点検・評価実施規程を制定したうえで、実施の方針として、「本学の理念・目的及び建学の精神に立脚し、継続的に自己を点検・評価、教育研究水準を向上させるとともに、将来的な改革の方向をも検討するため、本学構成員の自発的な意見交換と合意のもとに、自主的に点検・評価を実施する。」と定め、自己点検・評価活動を実施するとともに、毎年度、自己点検評価書を作成している。【資料 6-1-1】

自己点検評価にあたっては、教育研究および大学運営全般について自主的・自律的に点検評価し、毎年度の自己点検評価書に反映させ継続的な改善に取り組んでいる。自己点検評価書は、自己点検・評価委員会において作成後、評議会の承認を経て、学長が決定している。

一方、福原学園中期経営計画委員会の下に九州共立大学中期計画部会（以下、「中期計画部会」と記す。）を設置し、この中期計画部会において中期計画を策定し、計画の達成に向けた PDCA サイクルの検証を自主的・自律的に行っている。中期計画部会の取り組みについては、年度ごとの事業計画および事業計画アクションプランを作成し、これに基づいた事業報告書および事業計画アクションプラン実績報告一覧表を作成して現状の改善に努めている。また、中期計画部会の委員は評議会委員が主となって構成しており、中期計画部会の審議事項について学内決定を学長が行った後に、中期計画部会の上部組織である福原学園中期経営計画委員会に上程し、経営戦略会議の審議を経て、常務理事会・理事会へ付議され、理事長が決定している。

上述の審議を経て中期計画の決定の後は、各設置校のホームページに掲載されるだけでなく、学園のホームページにも掲載されることから、学園全体に理解されている。

【資料 6-1-2～5】

以上のように、本学の内部質保証のための取り組みは、自己点検・評価委員会と中期計画部会の両輪による組織体制で実施され、「PDCA サイクル」を意識しながら現状を踏まえたうえで改善活動に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】九州共立大学自己点検・評価実施規程

- 【資料 6-1-2】 令和 6 年度事業計画 【資料 F-6】 と同じ
- 【資料 6-1-3】 令和 6 年度事業計画アクションプラン
- 【資料 6-1-4】 令和 5 年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ
- 【資料 6-1-5】 令和 5 年度九州共立大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に沿って、本学の全教職員が目標を共有し、継続して自己点検・評価し課題を解決していく。さらに、令和 6(2024)年度からの第 4 次中期経営計画において、中期計画と財政計画を一体的に捉え、毎年度事業計画に基づくアクションプランを設定し組織的に改革を進める。

今後とも、本学の業務・事業の進捗管理に PDCA サイクルによる検証を自主的・自律的に行い、教育の質保証と中期計画を踏まえた大学全体の質保証の確保に努める。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における各種委員会の審議事項については、評議会で審議する制度を構築しており、全学的な内部質保証システムの適切性・有効性の検証を評議会において担保している。令和 5(2023)年度は評議会を 24 回開催し、各種の取り組みについて、その適切性、有効性を検証した。また、内部質保証に係るすべての教育研究活動について、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会において点検・評価を行っている。

その根拠となる主なものは、各種委員会を通して自己点検・評価委員会および中期計画部会においてまとめられた「自己点検・評価報告書」および「事業計画アクションプラン実績報告一覧表」である。評議会は、根拠資料を含め、大学の諸活動の実施状況を確認することで、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価している。

【資料 6-2-1】

また、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるべく、令和 5(2023)年度第 1 回教育懇談会（令和 5(2023)年 8 月開催）において、外部有識者に対し、本学における 3 つの方針に基づく教育活動の概要を報告のうえ、学部・学科の具体的な教育活動について「大学案内」等に基づき活動の詳細を説明するとともに、本学ガバナンス・コードの策定趣旨・内容について説明した。本学ガバナンス・コードの適切性については、外部有識者から自己点検・評価確認チェック表に掲げる評価の観点ごとに、点検チェックおよび評価チェック別に評価した確認シートを提出していただき、外部有識者からの意見を踏まえ点検・評価した。

平成 18(2006)年度以来、毎年福原学園ファクトブックを作成し、Ⅰ.教育研究上の基本組織、Ⅱ.教員等組織、教員数、職員数、Ⅲ.入学者数、学生数、卒業者数および進学・就職状況、Ⅳ.授業料、入学料等、Ⅴ.学生の修学、心身の健康等に係る支援、Ⅵ.教育・研究、Ⅶ.広報、Ⅷ.財政、Ⅸ.施設・設備の項目について、当該年度の5月1日現在のデータを集積し、教職員に配布し活用している。さらに、平成 27(2015)年度から、同書に中期計画の項目を追加した。【資料 6-2-2】

また、自己点検評価報告書、学校法人福原学園事業計画、学校法人福原学園事業報告書については、本学ホームページで公表するとともに、九州共立大学 2023 年度 事業計画アクションプラン、2022 九州共立大学 事業計画アクションプラン実績報告一覧表については、教職員が学園ホームページで閲覧できるようにし、情報を共有している。

【資料 6-2-3～5】

この情報共有のほかに IR の活用に向けてその基礎データとなる新入生アンケート、学生生活実態調査アンケート、授業評価アンケートを実施している。この新入生アンケートについては、平成 28(2016)年度から大学生調査(ジェイ・サーブ)による新入生調査に移行した。令和 6(2024)年度以降については、「ジェイ・サーブ研究会」の活動停止に伴い、大学生調査(ジェイ・サーブ)と同様の設問を学生ポータルサイト(UNIPA)に設定し、本学独自で継続して運用している。【資料 6-2-6～7】

各アンケート結果は評議会において報告しており、評議会の内容は、各学部教育運営委員会(教授会)で報告している。このように、調査やアンケートの実施により得られたデータは、情報として共有化されることにより、問題点や課題等が顕在化されることで、自己点検・評価を行う際の基礎資料となっている。

また、卒業査定、進級査定で留年になった学生に対して、各学部で履修指導等の指導を継続して行い、基準 2-3 で記述した退学除籍者の減少に向けた取り組みを実施している。

さらに、学生の授業への出席状況を取りまとめ、定期的に全教員に配信し情報共有を図っており、クラス担任、ゼミ担当教員は、2 回以上連続して授業を欠席した場合、学生と連絡を取り合うようにしている。

加えて、授業評価アンケートについては、集計後、教員にフィードバックするとともに、学生に対しては冊子にまとめたものを教務課内に設置し公表している。【資料 6-2-8】加えて、教員はこれに基づき、授業改善について個人点検・評価報告書(ティーチング・ポートフォリオ)に記載し提出している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】令和 4 年度九州共立大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表

【資料 6-1-5】と同じ

【資料 6-2-2】令和 4 年度福原学園ファクトブック 【資料 2-4-5】と同じ

【資料 6-2-3】大学ホームページ⇒大学紹介⇒情報公開⇒自己点検評価活動⇒自己点検評価書

【資料 6-2-4】学校法人福原学園 2023 年度事業計画

※大学ホームページ⇒大学紹介⇒情報公開⇒法人及び学校の基本情報
⇒事業計画

【資料 6-2-5】学校法人福原学園 2022 年度事業報告書

※大学ホームページ⇒大学紹介⇒情報公開⇒法人及び学校の基本情報
⇒事業報告

【資料 6-2-6】 令和 4 年度新入生調査集計結果

【資料 6-2-7】 令和 4 年度学生生活実態調査アンケート結果報告

【資料 2-6-2】 と同じ

【資料 6-2-8】 令和 4(2022)年度前期・後期 授業評価アンケート結果集計

【資料 3-3-10】 と同じ

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 25(2013)年 9 月経営戦略会議の下に設置された「福原学園 IR 委員会」と連携し、本学における IR に関する活動を強化する目的として、平成 25(2013)年 11 月に IR 推進タスクフォースを設置した。また、これを発展させて平成 28(2016)年 12 月から評議会の下に IR 推進委員会を設置し、自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行っている。

IR 推進委員会は、事務局長、総務課長、教務課長、入試広報課長、キャリア支援課長のほか、学長が必要と認めた者で構成しており、学内業務と兼務していることから、幅広く多角的に捉えながら活動を推進することができる。【資料 6-2-9】

本学では、平成 25(2013)年度 1 年生に対し「大学生基礎力調査」を実施し始め、この学生が 3 年次となる平成 27(2015)年度に「キャリアアプローチ」を実施した。この二つの調査を同業者が執り行うことにより、学生の学修成果の経年変化が読みとれるようになり、平成 25(2013)年度以降、継続的に実施してきた。また、1 年次および 3 年次に実施する調査を、令和 2(2020)年度新入生からは、PROG テストへと移行した。

IR 推進委員会では、調査から得られた学生の学修成果を、入試区分・学修時間等と合わせ分析し、評議会においてその結果を報告し、あわせて各学部教育運営委員会において報告することにより情報共有を図っている。

また、授業評価アンケートをはじめ、各部署で実施している前述のアンケートや、学園全体で取りまとめている「福原学園ファクトブック」「学校法人福原学園事業計画」「九州共立大学 事業計画アクションプラン」「学校法人福原学園事業報告書」および「九州共立大学 事業計画アクションプラン実績報告一覧表」については、点検・評価を行いながら作成している。【資料 6-2-10～14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-9】 九州共立大学 IR 推進委員会要項

【資料 6-2-10】 令和 5 年度福原学園ファクトブック 【資料 2-4-5】 と同じ

【資料 6-2-11】 令和 6 年度事業計画 【資料 F-6】 と同じ

【資料 6-2-12】 令和 6 年度事業計画アクションプラン 【資料 6-1-3】 と同じ

【資料 6-2-13】 令和 5 年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ

【資料 6-2-14】 令和 5 年度九州共立大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表
【資料 6-1-5】 と同じ

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 推進委員会の活動をさらに推進し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分

析について学園全体で連携しあって評価体制の強化を図る。

今後も自己点検・評価の結果は学内で共有し、学外へ公表する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が、日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目に沿って各部署が実施した内容を集約し、自己点検評価書を作成している。自己点検評価書は、自己点検・評価委員会に続き、評議会で審議した後、教職員より意見聴取し、あらためて評議会で審議し確定しており、自己点検評価書を作成することによって結果の公表を行い、授業改善や各種自己改革に役立てている。

自己点検・評価の両輪である中期計画部会は、学長、学長特別補佐に加え、各学部長および研究科長ならびに部局長、課長等で構成し、点検・評価を行っている。

教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針の流れは次のとおりである。

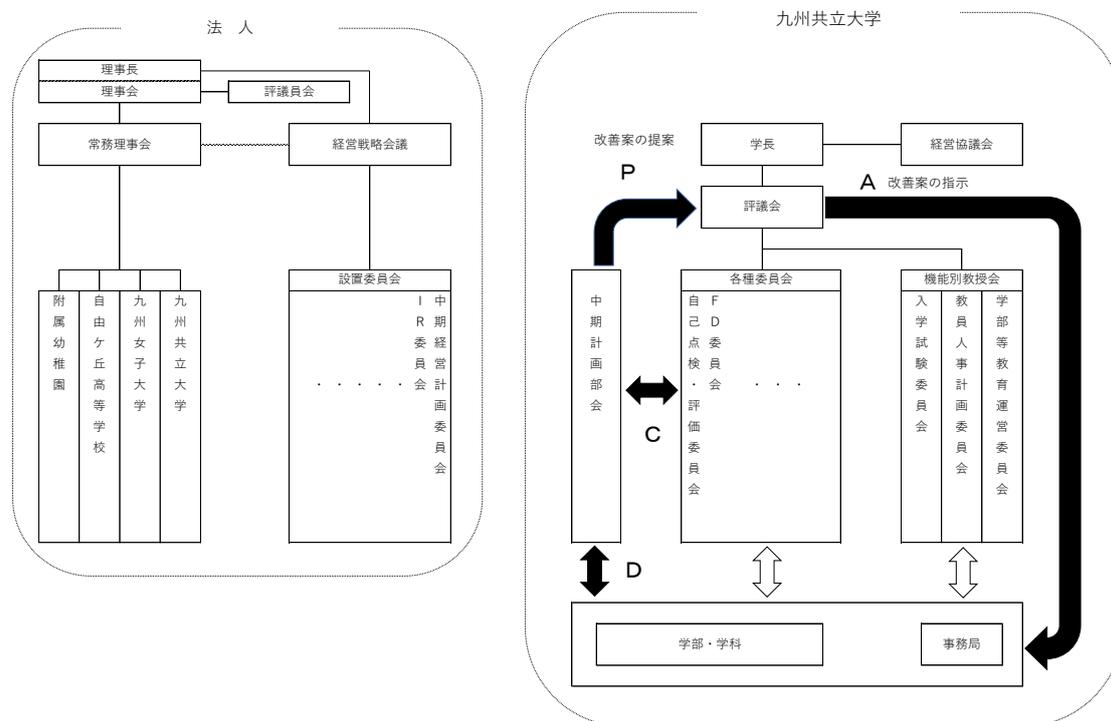
大学の中期計画部会において次年度事業計画およびアクションプランが作成され、審議・決定のうえ、福原学園中期経営計画委員会を通して最終的に理事会に提出される（P：教育の企画・設計）。

その後、理事会で承認された事業計画およびアクションプランは、中期計画部会を通じて各部署（学部・学科および事務局）によって実施される（D：運用）。当該年度の10月には中期計画部会において事業計画アクションプランの進捗報告がなされ、執行状況のとりまとめと評価を行い（C：検証）、必要に応じて各部署に改善を要請する（A：改善）こととなっている。

このように本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会と中期計画部会を中核とし、各部署と連携を図りながら PDCA サイクルが効率的に機能する体制を構築している。

本学における内部質保証システム（PDCA サイクル）は図 6-3-1 に示すとおりである。

図 6-3-1 内部質保証システム (PDCA サイクル)



本学の卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受け入れの方針(AP)は、大学、学部、学科の理念・目的に基づいて平成 23(2011)年 4 月に策定した。平成 26(2014)年度には、第 2 次中期計画に基づいて、事業計画アクションプランにおいて教育課程の体系化が俯瞰できるカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリングを作成する前段として作成し、平成 27(2015)年度には各学科等の卒業認定・学位授与の方針(DP)を改編し、平成 28(2016)年度には、各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針(DP)をはじめ、教育課程編成・実施の方針(CP)および入学者受け入れの方針(AP)について、有機的な繋がりを持つように一体的に見直しており、今後も常に検証と見直しを継続し実施する。

また、研究業績の蓄積を推進するため、平成 27(2015)年度からは、全教員に授業担当科目と関連させた研究計画書、研究実績報告書の提出を義務付け、その内容を学部教育運営委員会で審議する体制を構築した。毎年度 5 月に開催される学部教育運営委員会において、学部教員の研究計画、研究実績報告書についての点検・評価を行っているが、研究実績報告書については、令和 4(2022)年度から「授業改善報告書」「授業参観報告書」「研究実績報告書」を発展的に統合し教員自らの教育活動や教育業績、研究業績を自己省察したうえで記録するティーチング・ポートフォリオに集約した。

平成 28(2016)年度の大学機関別認証評価受審の結果において参考意見であった経済学部経済・経営学科（入学定員 400 人）における収容定員未充足について、令和元(2019)年度に経済学部は地域創造学科（入学定員 100 人）を増設し、経済・経営学科の入学定員を 300 人とした。さらに、令和 3(2021)年度から、経済学部において経済・経営学科の入学定員を 350 人、地域創造学科の入学定員を 80 人とするため、令和 2(2020)年 6 月に学則変更

認可申請を行い認可された。この入学定員のもと実施した令和 3(2021)年度入試では、経済・経営学科および地域創造学科の両学科とも入学定員を上回る入学者を得た。

また、令和 4(2022)年度の大学機関別認証評価受審の結果において参考意見であった大学院経済・経営学研究科（入学定員 5 人）における収容定員超過について、令和 5(2023)年度 14 人の入学者に対して、令和 6(2024)年度の入学者を 6 人とし改善を図った。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証を支える自己点検・評価と中期計画・事業計画の策定を軸とした PDCA サイクルを強固なものとするため、今後も教務部門を中心に三つのポリシー(DP・CP・AP)の検証を行い、教育改革に即した改善を進めていく。

【基準 6 の自己評価】

本学が、高校生、学生、地域社会にとって魅力ある大学であるため、また、学生に対して本学の使命・理念に則った教育の質を保証するため、教職員が一体となって常に現状を把握し、自己点検・評価し、改善を継続することは命題である。このことから、本学においては、「福原学園ファクトブック」「九州共立大学 事業計画アクションプラン実績報告書一覧表」および「授業評価アンケート」をはじめとする各所属におけるアンケートの実施・分析および情報を共有しながら、自己点検・評価に努めている。

さらに、平成 27(2015)年 6 月には福原学園経営企画本部 IR 推進室を設置しており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について、学園全体で連携し評価体制の強化を図るとともに、平成 28(2016)年度には、九州共立大学 IR 推進委員会を設置し、同室と連携して教育改善に係る情報の収集・分析を行い学内に情報を提供しており、それ以降、IR 分析された結果は、本学評議会および教育運営委員会に情報提供するとともに、本学の取り組みの検証に活用している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携・社会貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放等、物的資源の提供

A-1-② 生涯学習の機会提供

A-1-③ 地域と連携した支援活動

A-1-④ 地域社会との協力関係

A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放等、物的資源の提供

大学施設は、授業や業務に支障のない限り、地域社会・団体への開放を積極的に行っている。特に、スポーツ学部の教育環境整備と連動するスポーツ関連施設は公式試合が可能な設備を整えており、開放することにより地域社会・団体のスポーツ振興に貢献している。

A-1-② 生涯学習の機会提供

社会との連携活動に関する学内情報の一元管理と学内外に対する周知・PR ならびに地域連携を目的とした新たなプロジェクトを展開するために、平成 27(2015)年 4 月 1 日付けで「地域連携推進室」を設置した。また、平成 29(2017)年 4 月からは、「生涯学習研究センター」の機能を核とし、産業界等との研究協力および学術交流の推進を目的として設置した「総合研究所」、ならびに大学が行う地域連携活動に係る学内情報の一元管理と対外的な窓口業務や連絡調整を行う「地域連携推進室」の三つの組織を統合した「地域連携推進センター」への組織変更を行った。地域連携推進センターは、大学の知識・人財を活用した「地域連携・貢献」「研究推進」「生涯学習」の各事業を一体的に行うことにより、地域の活性化および人財育成の一翼を担うことで「地域に開かれた大学」の定着を目的としている。

地域における生涯学習社会の実現を図るうえで、生涯学習に関する公開講座、大学機能を活用した生涯学習事業の提供を以下のとおり行っている。【資料 A-1-1】

(1) 公開講座

大学の持つ様々な施設・設備や学術的情報等を活用し、さらには九州女子大学教員と連携して、語学、芸術、スポーツ、音楽など多様な専門分野の講座を、地域住民の学習意欲に応える「公開講座」として開設当初から継続して開講している。令和 5(2023)年度は 8 講座を開講し、受講者数は延べ 63 人である。

(2) 地域の生涯学習活動の推進

北九州市ならびに社会福祉団体等が実施する生涯学習事業を共催し、積極的に大学教員の講師派遣や大学施設の提供などを行い、地域の生涯学習活動の推進に貢献している。

主な活動として、「北九州市民カレッジ」、「シニアサマーカレッジ」、「スポーツ施設管理士養成講習会・スポーツ施設運営士養成講習会」を継続的に行ってきたが、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。コロナ禍後の令和4(2022)年度以降は、「北九州市民カレッジ」および「スポーツ施設管理士養成講習会・スポーツ施設運営士養成講習会」を再開している。

① 北九州市民カレッジ

北九州市立生涯学習総合センターと連携して行う事業で、市民の高度で専門的な学修ニーズに対応した学習機会を提供し、自己実現の促進、地域社会の活動向上および生涯学習社会を担う人材の育成を図ることを目的としている。

② スポーツ施設管理士養成講習会・スポーツ施設運営士養成講習会

北九州体育スポーツ協会と本学との連携講座として実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】九州共立大学地域連携推進センター規程

A-1-③ 地域と連携した支援活動

地域連携推進センターにおいて、地域の各団体との連携活動に関わる協定あるいは覚書を締結し、「まつり岡垣」、「堀川いっせい清掃」、「地島プロジェクト」などの地域連携事業を推進した。

(1) 地域連携事業

地域の窓口として、あわせて設置した地域連携推進センター運営委員会において地域と本学のマッチング等の内容ならびに活動方針を協定締結団体との連携事業の選択と実施計画などについて協議し、令和5(2023)年度において連携事業の具体的な計画を策定したが、計画した26事業のうち、コロナ禍後の影響等により、14事業が未実施となった。

(2) 地域連携に関わる協定の締結

地域連携事業を実施する全学的な体制を整えて地域の多様なニーズへの対応が円滑に行えるようになったことから、地域の各団体に対して連携関係の構築を積極的に広報し、令和5(2023)度は2団体と連携活動に関する協定を締結した。

協定を締結している団体との意見交換等を通じて、連携関係を深めるとともに活動を円滑に推進することを目的として、各自治体や各団体の地域連携担当者とメール会議において地域活性化や学生のボランティア活動および人材育成の取り組み等の地域連携事業について、意見交換や情報交換を行った。

(3) 地域貢献・ボランティア活動

使命・目的で述べたように本学は社会に奉仕できる人間形成を目指す教育を行っており、学部やゼミクラスを主体として、学生が地域社会と連携して行うボランティア活動を奨励している。また、生涯学習活動以外にも地域社会からの要請に対応して積極的に人的資源を提供している。令和5(2023)年度における主な活動は以下のとおりである。

① 住民に「潤い」と「憩い」の場を提供する「まつり岡垣」

岡垣町住民が主体的に参加し交流する機会をつくることや、地域振興に対する意識の

高揚、町民一人ひとりの融和を図ることを目的とした「まつり岡垣」に、本学学生が参加し地域住民と一体となりイベントに取り組むことにより、様々な職種や団体の住民とふれあい、地域課題について学んでいる。

② 北九州市八幡西区「堀川まちおこし事業—堀川まちおこしっせい清掃」

この取り組みは、平成 30(2018)年度から北九州市八幡西区の地域経済活性化事業として堀川流域の各団体と連携した清掃活動で、毎年学生サークルの「ちょボラ部」の部員も参加して貢献している。

③ 地島プロジェクト

過疎化が進む離島である地島(宗像市)の地域活性化を目的に、本学学生と宗像市(ボランティア団体)が連携・協働して地島の社会資本や地域資源を活用しながら、地島小学校における次世代育成プログラムの実施、地島産サツマイモの栽培、収穫、製品化およびプロモーションを展開した。本プロジェクトを通して、離島の地域課題の解決に貢献するとともに、本学学生は、社会を生き抜く市民性を涵養する貴重な機会を得ている。

A-1-④ 地域社会との協力関係

(1) 大学祭実行委員会による地域連携

本学では地域社会と学生が交流する事を目的として、毎年6月に開催される「折尾まつり」の運営に大学祭実行委員会が協力している。令和 5(2023)年度は、大学祭実行委員による屋台を出店するとともに、ステージ企画を立案運営しており、留学生による国際屋台村の出店をはじめ、大学職員も「折尾まつり」スタッフとして参加し、テント等の大学所有の備品も貸し出す等、地域社会へ貢献している。

A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

本学の教員が、地方公共団体等の専門委員会委員の委嘱を受け、それぞれの研究専門分野において公共政策に関与している。いずれも社会や地域の要請に応えるもので、教育研究の還元の一つになっている。令和 5(2023)年度の実績を所属ごとにみると、経済学部 8件、スポーツ学部 13件となっている。こうした委員活動のほかに、自治体が主催する講演会、研修会などの講師、コーディネーター、アドバイザーなど活動は多岐にわたり個々の要望に応じている。この諸活動は地方自治体等の政策形成や運営に寄与するものである。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

組織整備はあくまでも地域連携を推進するための礎石であり、この体制の活用を深めることにより、これまで教職員個々の力に依存しがちであった社会貢献活動を組織力で充実させて強力に推進する。さらに、学生の地域連携活動を推進するため、各地域団体との連携協定締結をさらに進めるとともに地域ニーズとのマッチングを効率的に行うことにより、多くの学生が参加可能な体制を整える。

A-2 学外の教育研究機関及び企業・団体との協力関係

A-2-① 学外の教育研究機関との協力関係

A-2-② 企業・団体との協力関係

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 学外の教育研究機関との協力関係

(1) 大学コンソーシアム関門への参加

関門地区の 5 大学が連携し、おのおの特有の教育・研究資源を提供する「大学コンソーシアム関門」に参加し、幅広い共同教養教育の提供を行っている。【資料 A-2-1】

同事業の単位互換協定による共同教養教育プログラムは、①教養科目群「現代の教養」、②関門地域を総合的に理解するコーディネート科目群「関門学」とで構成され、本学からは「関門学」科目群に「関門の自然環境とそのエネルギー」を提供した。令和 5 (2023) 年度において、本学学生は大学コンソーシアム関門で開講された 6 科目中、4 科目について、30 人が受講した。(大学コンソーシアム関門の総計は 162 人であった)。【資料 A-2-2~3】

(2) 福原学園設置 3 大学の連携

本学は、併設校である九州女子大学および九州女子短期大学と単位互換協定を締結しており、平成 22 (2010) 年度から授業時間帯を統一することにより、各大学特有の教育・研究資源の連携と学生への提供を図っている。令和 5 (2023) 年度について、九州女子大学へ前期 2 人、後期 2 人を派遣した。【資料 A-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 大学コンソーシアム関門規約

【資料 A-2-2】 大学コンソーシアム関門 2023 年度事業報告

【資料 A-2-3】 2023 年度大学コンソーシアム関門受講希望者数調べ

【資料 A-2-4】 令和 5 (2023) 年度単位互換開放科目一覧 (学園内 3 大学)

A-2-② 企業・団体との協力関係

本学では、近隣地域の自治体等と協定を締結し、地域と密接な連携および協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応するとともに、学生の教育・人材育成と活力ある豊かな地域社会の形成と発展に寄与している。(表 A-2-1)

表 A-2-1 近隣地域の自治体等と協定一覧

協定締結先	協 定 名	締 結 日
北九州市スポーツ協会	九州共立大学と公益財団法人北九州市スポーツ協会のスポーツにおける教育・研究及び振興の連携協力に関する協定	平成 27 (2015) 年 8 月 6 日
岡垣町	岡垣町と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	平成 27 (2015) 年 8 月 11 日
北九州商工会議所	北九州商工会議所と九州共立大学との連携に関する協定	平成 27 (2015) 年 10 月 6 日
北九州市教育委員会	九州共立大学と北九州市教育委員会の学生ボランティアに関する協定	平成 27 (2015) 年 12 月 10 日

九州共立大学

北九州市	九州共立大学と北九州市によるスポーツの振興及びスポーツによるまちなぎわいづくり並びに人材育成等に関し連携・協力するための包括連携協定	平成 29(2017)年 1月 18日
水巻町	水巻町と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	平成 29(2017)年 8月 31日
芦屋町	芦屋町と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	平成 30(2018)年 8月 31日
遠賀信用金庫	遠賀信用金庫と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	平成 30(2018)年 12月 24日
北九州あゆみの会	社会福祉法人北九州あゆみの会と九州共立大学との包括連携に関する協定	令和元(2019)年 7月 22日
北九州市	北九州市における子ども食堂の支援に向けた取組に関する協定	令和元(2019)年 12月 20日
福岡県立社会教育総合センター	福岡県立社会教育総合センターと九州共立大学との包括連携に関する協定	令和 2 (2020) 年 10月 15日
福岡県立英彦山青年の家	福岡県立英彦山青年の家と九州共立大学との包括連携に関する協定	令和 2 (2020) 年 10月 15日
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	福岡県立少年自然の家「玄海の家」と九州共立大学との包括連携に関する協定	令和 2 (2020) 年 10月 15日
遠賀町	遠賀町と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和 2 (2020) 年 10月 29日
宗像市	宗像市と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和 4 (2022) 年 1月 25日
第一生命保険株式会社	九州共立大学と第一生命保険株式会社との包括連携協定	令和 4 (2022) 年 3月 16日
一般財団法人サンビレッジ茜	一般財団法人サンビレッジ茜と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和 5 (2023) 年 2月 10日
株式会社フォーバル	九州共立大学と株式会社フォーバルとの包括連携協定	令和 5(2023)年 7月 19日
中間市	中間市と九州共立大学との包括的地域連携に関する協定	令和 5(2023)年 7月 21日

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

企業・団体との協力については、地域連携推進センターを核として地域の商工会や各種団体との連携協定を推進することにより、それら企業や団体のニーズに応じていく協力関係をより深める。

【基準 A の自己評価】

九州共立大学

北九州市や岡垣町等近隣の市町や福岡県等との連携協力による各種の社会貢献事業を展開し、本学の建学の精神である学是「自律処行」を通じた人間教育や社会貢献を教育現場や社会において実践することにより、具体的な教育効果を上げている。

他大学との単位互換協定による地域の大学連携は、おおむね順調に進んでいる。特に、北九州市および下関市の大学による大学間連携・地域連携による共同事業展開は大変意義のあるもので、関門地域の高等教育の充実発展、地域および社会への貢献になっている。

※年度表記について

2019年4月1日から2020年3月31日までは、「令和元年度」に統一し表記しています。

V. 特記事項

1. 進路決定に向けた全員面談の実施について

(1) キャリアカウンセラーによる2年生全員面談の実施

本学では、平成27(2015)年度からキャリアカウンセラーを配置し、在学生にキャリア面談を行う制度を導入した。平成29(2017)年度から、2年生を対象としたキャリアカウンセラーによるキャリア面談を義務化したことで、ほぼ2年生全員の面談を実施することができた。令和5年度までの面談件数の推移は下表のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面談件数	111件	185件	564件	471件	538件
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
面談件数	259件	561件	552件	605件	

キャリアカウンセラーは将来希望する職業について質問を行い、希望する職業が明確な場合は、具体的にSPI対策、面接対策、公務員試験対策など概要を伝え、学内で実施のK-CIPや“やる気支援対策”などの支援事業へ誘導している。一方、希望する職業が定まっていない学生には、業界研究、企業研究、職種ごとの役割など丁寧に説明し、学生が進路選択を行ううえでの選択方法について示している。

(2) キャリア支援課職員による3年生全員面談の実施

3年次にはキャリア支援課の職員と面談を行っている。この3年生全員面談は、平成20(2008)年度から3年生全員を対象として実施しており、面談ではより具体的な進路について面談の場で聞き取り、キャリア支援課職員全員で情報の共有を図っている。

2. スポーツ栄養研究センターの活動について

ギラヴァンツ北九州選手への栄養指導を、スポーツ栄養研究センターの目標にある「日本人アスリートに合わせた栄養教育」および「スポーツ栄養を通じた地域連携」活動の一環として計画した。令和3(2021)年度後期に入り、コロナによる制限が緩和されたことから、九州女子大学の管理栄養士の教員により、①ギラヴァンツ北九州クラブハウスにおいて栄養講習会、②本城運動場において各選手の食事内容調査および身体データの取得を実施した。今後は得られたデータの解析とともに、栄養面での指導を継続し、チーム強化に向けて協力する。

また、ギラヴァンツ北九州主催のSDGs サッカークリニックが、令和5(2023)年7月27日(小学生の部)、令和5(2023)年11月12日(中学生の部)に開催され、サッカー教室の後に、ジュニアアスリート向けの栄養に関する講義と試食提供を行った。

(2) 地域連携における豊前市、ギラヴァンツ北九州とのジビエカレー開発

令和3(2021)年7月、ギラヴァンツ北九州とみやこ町、スポーツ栄養研究センター、九州女子大学とともに猪や鹿の鳥獣被害の一環の取り組み「ジビエ料理プロジェクト」として「ジビエ料理」の開発を行ってきた。令和4(2022)年度に、栄養学科で開発した「九女復刻カレー」をベースとしたレトルト「ジビエカレー」を地域連携における豊前市、ギラヴァンツ北九州と協働し商品化し、令和5(2023)年7月16日にミクニワールドスタジアム内で販売し1時間半で予定の100食を完売するほどの大盛況であった。スポーツ栄養研究センターでは、より地域に密着した活動を通じて、今後も地域に貢献していく。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
第 83 条	<p>大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p> <p>② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	○	大学の目的については、学則第 1 条に規定し、学生便覧、大学ホームページにも学則および教育方針を明記している。	1-1
第 85 条	<p>大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。</p>	○	学部については、学則第 3 条に規定し、その目的については同第 3 条の 3、第 3 条の 4 に規定している。	1-2
第 87 条	<p>大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。</p> <p>② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。</p>	○	修業年限については、学則第 11 条に規定している。	3-1
第 88 条	<p>大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。</p>	○	入学前の既修得単位等の認定については、学則第 28 条に規定している。	3-1
第 89 条	<p>大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。</p>	—	本学の学生で本学に 3 年以上在学した者で、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業（早期卒業）は整備していないため、対象外である。	3-1
第 90 条	<p>大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。</p>	○	入学資格については、学則第 13 条に規定している。また、アドミッション・ポリシーを明確に定めている。	2-1

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
	<p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。</p> <p>一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。</p> <p>二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。</p>			
第92条	<p>大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学部長は、学部に関する校務をつかさどる。</p> <p>⑤ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>⑥ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>⑦ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>⑧ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。</p> <p>⑨ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。</p>	○	<p>教職員については、学則第6条に規定している。</p> <p>学長を始めとした大学管理職の職務については、九州共立大学組織規則第3条～16条に規定している。</p> <p>また、教員資格については、福原学園任用規則第4条～第9条に規定している。</p>	3-2 4-1 4-2
第93条	<p>大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p>	○	<p>教授会については、学則第8条ならびに九州共立大学教育運営委員会規程、九州共立大学大学院研究科委員会規程、九州共立大学教員人事計画委員会規程および九州共立大学入学者選抜規程に規定している。</p>	4-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>			
第 104 条	<p>大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。</p> <p>② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</p> <p>③ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</p> <p>④ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。</p> <p>⑤ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。</p> <p>⑥ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</p> <p>⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。</p> <p>一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士</p> <p>二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる</p>	○	学位の授与については、学則第 37 条、大学院学則第 30 条および九州共立大学学位規程に規定している。	3-1

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
	課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士 ⑧ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。			
第 105 条	大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。	—	履修証明制度は整備していないため、対象外である。	3-1
第 108 条	大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。 ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。 ③ 前項の大学は、短期大学と称する。 ④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。 ⑤ 第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。 ⑥ 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。 ⑦ 第二項の大学には、学科を置く。 ⑧ 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。 ⑨ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。 ⑩ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。	—	短期大学を設置していないため、対象外である。	2-1
第 109 条	大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けけるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、	○	自己点検・評価活動については、学則第 2 条および九州共立大学自己点検・評価実施規程に規定し、実施結果をホームページに掲載し公表している。	6-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>			
第 113 条	大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	○	教育研究活動の公表については、ホームページの教員・研究活動および教員検索に掲載し公表している。	3-2
第 114 条	第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。	○	事務職員については、九州共立大学組織規則第 17 条～第 20 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。	○	編入学については、学則第 18 条に規定している。	2-1
第 132 条	専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。	○	専修学校を修了した者に対する編入学については、学則第 18 条に規定している。	2-1

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
第4条	<p>前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項</p> <p>八 賞罰に関する事項</p> <p>九 寄宿舎に関する事項</p> <p>② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 通信教育を行う区域に関する事項</p> <p>二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項</p> <p>③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。</p>	○	<p>学校教育法施行規則第4条の下記事項は、学則において下記のとおり規定している。</p> <p>1 修業年限、学年、学期および授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 （修業年限）第11条、（学年および学期）第9条、（休業日）第10条</p> <p>2 部科及び課程の組織に関する事項 第3条</p> <p>3 教育課程及び授業日時数に関する事項 第21～24、30条および第30条の2</p> <p>4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 第25、36、37条</p> <p>5 収容定員及び職員組織に関する事項 第4～6条</p> <p>6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 （入学）第13～18条、（退学）第33条、（転学）第34条（休学）第31条、（卒業）第36～37条</p> <p>7 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 第50～53条</p> <p>8 賞罰に関する事項 第38、39条</p> <p>9 寄宿舎に関する事項 第40条</p>	3-1 3-2
第24条	<p>校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。</p>	○	<p>学籍および成績管理については、九州共立大学組織規則および福原学園文書保存規程に規定し、適切に行っている。</p>	3-2
第26条	<p>⑤ 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。</p>	○	<p>学生への懲戒については、学則第39条に規定している。</p>	4-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第5項				
第28条	<p>学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <p>一 学校に係のある法令</p> <p>二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌</p> <p>三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表</p> <p>四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿</p> <p>六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</p> <p>七 往復文書処理簿</p> <p>② 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。</p> <p>③ 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。</p>	○	<p>文書の取扱いについては、福原学園文書取扱規程および福原学園文書保存規程に規定し適切に管理している。</p>	3-2
第143条	<p>教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。</p>	○	<p>教授会の権限については、学則第8条ならびに九州共立大学教育運営委員会規程、九州共立大学大学院研究科委員会規程、九州共立大学教員人事計画委員会規程および九州共立大学入学者選抜規程に規定している。</p>	4-1
第146条	<p>学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第百六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、</p>	○	<p>科目等履修生の期間の修業年限への通算については、学則第20条に規定する学士入学者、編入学者と同様に学長が決定している。</p>	3-1

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
	その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。			
第 147 条	<p>学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。</p> <p>一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。</p> <p>二 大学が、大学設置基準第二十七条の二又は専門職大学設置基準第二十三条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。</p> <p>三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。</p> <p>四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。</p>	○	<p>学校教育法施行規則第 147 条の下記要件については、下記のとおり規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成績評価基準、卒業認定基準およびその公表について 学生便覧に学則および学部履修規程を明記している。 2 履修科目の登録上限について 学生便覧に学部履修規程を明記している。 3 卒業に係る修得単位及び優秀な成績について 学生便覧に学則および学部履修規程を明記している。 4 当該学生が早期卒業を希望することについて 早期卒業制度は整備していないため対象外である。 	3-1
第 148 条	学校教育法第八十七条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部在学する学生にあつては、同法第八十九条の規定により在学すべき期間は、四年とする。	—	本学学部の修業年限は全て 4 年であるため、対象外である。	3-1
第 149 条	<p>学校教育法第八十九条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に三年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であつて、在学期間が通算して三年以上となつたものと定める。</p> <p>一 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者</p> <p>二 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの</p> <p>三 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの</p>	○	学則第 20 条に規定している。	3-1
第 150 条	<p>学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p>	○	学校教育法施行規則第 150 条に関する事項は、学則第 13 条に規定している。	2-1

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
	二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 四 文部科学大臣の指定した者 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。） 五の二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの			
第 151 条	学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。	—	高校からの飛び入学制度は整備していないため、対象外である。	2-1
第 152 条	学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	—	高校からの飛び入学制度は整備していないため、対象外である。	2-1
第 153 条	学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。	—	高校からの飛び入学制度は整備していないため、対象外である。	2-1
第 154 条	学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。 一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者 二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者	—	高校からの飛び入学制度は整備していないため、対象外である。	2-1

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
	<p>四 第五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者</p> <p>五 文部科学大臣が指定した者</p> <p>六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したもの</p>			
第 161 条	<p>短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。</p> <p>2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第九十条第一項に規定する者に限る。）について準用する。</p>	○	編入学については、学則第 18、20 条に規定している。	2-1
第 162 条	我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（大学及び短期大学にあつては学校教育法第九十条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第二条第一項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。	○	外国からの編入学については、特別に定めることなく、日本人と同様に学則第 18、20 条に規定し、さらに学則第 49 条に選考方法、学部履修規程に必要な提出書類等を規定している。	2-1
第 163 条	大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。 ② 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。	○	学年の始期・終期については、学則第 9 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。	—	学修証明書は整備していないため、対象外である。	3-1
第 164 条	大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第五十条に規定する特別の課程（以下この条において「特	—	履修証明制度は整備していないため、対象外である。	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>別の課程」という。)の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。</p> <p>2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。</p> <p>3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。</p> <p>4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。</p> <p>5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。</p> <p>6 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。</p>			
第 165 条の 2	<p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	○	<p>大学、学部および研究科ごとに教育研究目的と三つのポリシーを定め、その一貫性を確保している。また、それぞれホームページにおいて公表している。</p>	<p>1-2</p> <p>2-1</p> <p>3-1</p> <p>3-2</p> <p>6-3</p>

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 166 条	<p>大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	○	<p>自己点検・評価については、学則第 2 条および九州共立大学自己点検・評価実施規程に規定・実施し、実施結果をホームページに掲載し公表している。</p>	6-2
第 172 条の 2	<p>大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること</p> <p>学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p> <p>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。</p>	○	<p>教育研究活動等の状況について学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた情報は、ホームページに公表している。</p>	<p>1-2</p> <p>2-1</p> <p>3-1</p> <p>3-2</p> <p>5-1</p>

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
	大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。			
第 173 条	第五十八条の規定は、大学に準用する。	○	卒業証書の授与については、学則第 36 条に規定しており、学長が卒業証書・学位記を授与している。	3-1
第 178 条	高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。	○	高等専門学校卒業者の編入学については、学則第 18, 20 条に規定している。	2-1
第 186 条	学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。 一 修業年限が二年以上であること。 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。 2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。	○	専修学校修了者については、学則第 18, 20 条に規定している。	2-1

大学設置基準

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
第 1 条	大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。	○	大学の設置基準に規定されている事項は最低基準であることを認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。			
第2条	大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	○	各学部、学科の目的については、学則第3条の3、3条の4に規定している。	1-1 1-2
第2条の2	入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	○	入学者の選抜については、学則第15条、九州共立大学入学者選抜規程および九州共立大学障害学生受入検討委員会要項に規定しており、公平かつ妥当な方法により、適切な体制のもと実施している。	2-1
第3条	学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	○	学部の設置については、学則第3条に規定し、教員数については、大学設置基準第13条に規定されている数を満たしている。	1-2
第4条	学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	○	学科の設置については、学則第3条に規定している。	1-2
第5条	学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	○	課程については、学則第21条第2項に基づき、教職課程を設けている。	1-2
第6条	学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条	○	学部以外の教育研究上の基本組織に該当するものとして「共通教育センター」を置いている。 共通教育センターは、語学関係の5名の教員で構成しており、教育に関する検討事項は共通教育センター教務委員会から全学教務委員会へ上申し最終的には評議会において決定する仕組みを取っており、適切に運営されている。	1-2 3-2 4-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。</p>			
第7条	<p>大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	○	<p>教職員の組織については、学則第6条に規定している。</p> <p>教員と事務職員に連携については、本学の評議会、経営協議会および各種委員会等に関連部署の事務職員が参画して、適切かつ効果的に運用している。</p> <p>学生の厚生補導を行うため、九州共立大学組織規則第15条に定めるキャリア支援課が第19条のとおり担当している。</p> <p>事務組織について、九州共立大学組織規則に規定している。</p> <p>学生が社会的および職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制について、九州共立大学組織規則第15条に定めるキャリア支援課の就職担当が主となり、評議会の下に設置された学生支援委員会および就職支援部会と連携している。</p> <p>年齢構成についても、適宜、教員公募・採用を行い、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図っている。</p>	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	<p>大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該</p>	○	<p>主要授業科目は原則として専任教員が担当している。</p> <p>エビデンス集（データ編）【表4-1】参照</p> <p>一部の演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、助手が補</p>	3-2 4-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>		助についている。	
第9条	大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。	○	授業を担当しない教員はいないため、対象外である。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。	○	専任教員数については、大学設置基準に則り、必要数以上の専任教員を配置している。エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1参照	3-2 4-2
第11条	<p>大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	○	教育内容改善のための組織的な研修については、九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程において規定し、同委員会を中心に研修が企画・実施されている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。	○	学長の資格については、福原学園学長選考規則第2条の選考基準に規定している。	4-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 13 条	<p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	○	教授の資格については、福原学園任用規則第 5 条に規定している。	3-2 4-2
第 14 条	<p>准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 前条各号のいずれかに該当する者</p> <p>二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	○	准教授の資格については、福原学園任用規則第 6 条に規定している。	3-2 4-2
第 15 条	<p>講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 第十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者</p> <p>二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p>	○	講師の資格については、福原学園任用規則第 7 条に規定している。	3-2 4-2
第 16 条	<p>助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 第十三条各号又は第十四条各号のいずれかに該当する者</p> <p>二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる</p>	○	助教の資格については、福原学園任用規則第 8 条に規定している。	3-2 4-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p>			
第 17 条	<p>助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者</p>	○	助手の資格については、福原学園任用規則第 9 条に規定している。	3-2 4-2
第 18 条	<p>収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。</p> <p>2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。</p> <p>3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	○	収容定員については、学則第 4 条に規定している。	2-1
第 19 条	<p>大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>	○	教育課程の編成方針については、大学および学部学科単位でカリキュラムポリシーを定めている。	3-2
第 19 条の 2	<p>大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学</p>	一	連携開設科目を設置していないため、対象外である。	3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学</p> <p>2 前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p> <p>二 前項第二号に該当する他大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）</p> <p>3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。</p>			
第 20 条	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	○	教育課程の編成方法については、学則第 21 条において、「授業科目の種類は、必修科目、選択科目、自由科目とし、科目名称及び単位数は別表（1）から別表（9）のとおりとする。」と定めている。	3-2
第 21 条	<p>各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p>	○	単位の計算方法については、学則第 22 条に規定している。	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>			
第 22 条	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。	○	一年間の授業期間については、学則第 22 条に規定している。	3-2
第 23 条	各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができるものと認められる場合は、この限りでない。	○	各授業科目の授業期間については、学則第 22 条に規定している。	3-2
第 24 条	大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。	○	授業を行う学生数については、授業内容とその教育的効果を配慮して、必要に応じてクラス分けを行っている。	2-5
第 25 条	<p>授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	○	授業の方法については、学則第 22 条および第 22 条の 2 に規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	<p>大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	○	授業の方法および内容ならびに 1 年間の授業計画については、シラバスにおいて明らかにしている。 成績評価基準については、学則第 25 条および学部履修規程に規定するとともに、学生便覧にも明記しており、さらには各授業科目のシラバスごとに「成績評価の指標」「成績評価基準」を明らかにしている。	3-1
第 26 条	大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。	—	昼夜開講制は整備しておらず、対象外である。	3-2
第 27 条	大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学	○	単位の授与については、学則第 25 条に規定している。	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。			
第 27 条の 2	<p>大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	○	履修単位数の上限については、学部履修規程に規定しており、履修上限を超えて履修する場合は学長が認めた場合にそれを認めている。	3-2
第 27 条の 3	<p>大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。</p>	—	連携開設科目を設置していないため、対象外である。	3-1
第 28 条	<p>大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。</p>	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修については、学則第 26 条に規定している。	3-1
第 29 条	<p>大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。</p>	○	大学以外の教育施設等における学修については、学則第 27 条に規定している。	3-1
第 30 条	<p>大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業</p>	○	入学前に既修得単位数の認定については、学則第 28 条に規定している。	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。</p>			
第 30 条の 2	<p>大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。</p>	—	<p>長期履修制度については整備していないため、対象外である。</p>	3-2
第 31 条	<p>大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第五十五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。</p> <p>4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p> <p>5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする</p>	○	<p>科目等履修生については、学則第 29 条および学部履修規程に規定している。</p>	3-1 3-2
第 32 条	<p>卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。</p>	○	<p>卒業の要件については、学則第 36 条に規定している。</p>	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。</p> <p>5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。</p> <p>6 第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。</p>			
第 33 条	<p>前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。</p> <p>2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。</p>	—	医学または歯学に関する学科を設置していないため対象外である。	3-1
第 34 条	<p>校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p>	○	校地については、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有している。エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1参照	2-5

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<ul style="list-style-type: none"> 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。 			
第 35 条	<p>運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。 二 校舎から至近の位置に立地していること。 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。 	○	運動場については、校舎と同一の敷地内および隣接地に設置している。	2-5
第 36 条	<p>大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p>	○	校舎等施設については、大学設置基準第 36 条第 1 項～第 5 項に規定される施設を備えている。	2-5

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。			
第 37 条	<p>大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。</p> <p>3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。</p>	○	校地の面積については、167,352 m ² を保有しており、基準面積を十分に満たしている。	2-5
第 37 条の 2	<p>校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ（1）若しくは（2）又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ（1）若しくは（2）の表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。</p>	○	校舎の面積については、36,661 m ² を保有しており、基準面積を十分に満たしている。	2-5
第 38 条	<p>大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p>	○	図書館については、総座席数は 431 席、図書資料は約 25 万冊を所蔵している。図書館システムによる図書資料の整理提供を行い、大学図書館間で文献複写等の相互協力により資料提供も行っている。また、司書資格を持つ専任職員を置き、利用者サービスの向上に努めている。	2-5

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目														
	3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。																	
第 39 条	<p>次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。</p> <table border="1" data-bbox="322 587 1070 1469"> <tr> <td data-bbox="322 587 421 657">学部又は学科</td> <td data-bbox="421 587 1070 657">附属施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 657 421 836">教員養成に関する学部又は学科</td> <td data-bbox="421 657 1070 836">附属学校又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 836 421 1007">医学又は歯学に関する学部</td> <td data-bbox="421 836 1070 1007">附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1007 421 1114">農学に関する学部</td> <td data-bbox="421 1007 1070 1114">農場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1114 421 1220">林学に関する学科</td> <td data-bbox="421 1114 1070 1220">演習林</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1220 421 1391">獣医学に関する学部又は学科</td> <td data-bbox="421 1220 1070 1391">家畜病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1391 421 1469">畜産学に関する</td> <td data-bbox="421 1391 1070 1469">飼育場又は牧場</td> </tr> </table>	学部又は学科	附属施設	教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）	医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）	農学に関する学部	農場	林学に関する学科	演習林	獣医学に関する学部又は学科	家畜病院	畜産学に関する	飼育場又は牧場	—	<p>附属施設について、該当する学部・学科を設置していないため対象外である。</p>	2-5
学部又は学科	附属施設																	
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）																	
医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）																	
農学に関する学部	農場																	
林学に関する学科	演習林																	
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院																	
畜産学に関する	飼育場又は牧場																	

	法令等条文		遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	る学部 又は学 科				
	水産学 又は商 船に関 する学 部	練習船（共同利用による場合を含む。）			
	水産増 殖に関 する学 科	養殖施設			
	薬学に 関する 学部又 は学科	薬用植物園（薬草園）			
	体育に 関する 学部又 は学科	体育館			
	2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。				
第 39 条の 2	薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。		—	薬学実務実習に必要な施設について、薬学に関する学部・学科を設置していないため、対象外である。	2-5
第 40 条	大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。		○	機械、器具等について、各学科の種類、学生数に応じて、必要な機械、器具および標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。		—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設および設備について、1 キャンパスのため対象外である。	2-5
第 40 条の 3	大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。		○	教育研究環境の整備について、各学科の教育研究上の目的を達成するため、必要な教育研究経費を配分している。	2-5 4-4

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 40 条の 4	大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	○	大学等の名称について、大学、学部および学科の名称は適当であり、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	<p>大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な関係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。</p> <p>2 学部等連係課程実施基本組織に係る基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下この条において「連係協力学部等」という。）の基幹教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>3 学部等連係課程実施基本組織に係る基幹教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。</p> <p>4 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。</p> <p>5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。</p>	—	学部等連携課程実施基本組織については、設置していないため対象外である。	3-2
第 42 条	<p>大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。</p> <p>2 前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。</p>	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	1-2
第 42 条の 2	専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	2-1
第 42 条の 3	専門職学科を置く学部に係る第十条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ（2）による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	4-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。</p> <p>2 専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者</p> <p>3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ（1）備考第二号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、別表第一イ（2）に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。</p>			
第42条の4	<p>専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学科を設ける大学は、第十九条第一項及び第二項に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>2 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	一	専門職学科については、設置していないため対象外である。	3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 42 条の 5	<p>専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員</p> <p>二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>四 臨地実務実習（第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者</p> <p>五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの</p> <p>3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。</p> <p>一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項</p> <p>二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	4-1
第 42 条の 6	<p>専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）</p> <p>二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）</p> <p>三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）</p>	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）			
第 42 条の 7	専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	2-5
第 42 条の 8	<p>専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職学科において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数（第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。</p>	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	3-1
第 42 条の 9	<p>専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上が含まれること。</p> <p>二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。</p> <p>三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大</p>	—	専門職学科については、設置していないため対象外である。	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。）をもつてこれに代えることができること。</p>			
第 42 条の 10	<p>専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	—	<p>専門職学科については、設置していないため対象外である。</p>	2-5
第 43 条	<p>二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。</p> <p>2 大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。</p> <p>3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。</p>	—	<p>共同教育課程を設置していないため、対象外である。</p>	3-2
第 44 条	<p>構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。</p>	—	<p>共同教育課程を設置していないため、対象外である。</p>	3-1
第 45 条	<p>共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。</p>	—	<p>共同教育課程を設置していないため、対象外である。</p>	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）以上を修得することとする。</p> <p>3 全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは、「二十単位」とする。</p> <p>4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p>			
第 46 条	<p>共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ（1）若しくは（2）の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。</p> <p>2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。</p> <p>3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ（1）又は（2）の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規</p>	—	共同教育課程を設置していないため、対象外である。	3-2 4-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。			
第 47 条	第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。	—	共同教育課程を設置していないため、対象外である。	2-5
第 48 条	共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ（１）若しくは（２）又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。 2 第三十七条の二及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。	—	共同教育課程を設置していないため、対象外である。	2-5
第 49 条	前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。	—	共同教育課程を設置していないため、対象外である。	2-5
第 49 条の 2	工学に関する学部を設ける大学であつて当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。 2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるよう、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。	—	工学部および大学院工学研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成していないため、対象外である。	3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 49 条の 3	<p>前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における専任教員をもつて充てることできる。</p> <p>2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な専任教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が専任教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。</p>	—	工学部および大学院工学研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成していないため、対象外である。	4-2
第 49 条の 4	<p>第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。</p> <p>一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの表の中欄に定める教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。</p> <p>二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。</p>	—	学科に代えた学生の履修上の区分に応じて組織される工学に関する課程を設置していないため、対象外である。	4-2
第 58 条	大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。	—	外国に学部、学科を設置していないため、対象外である。	1-2
第 59 条	第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条、第四十九条（第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）、第五十六条の六、第五十六条の七及び第五十六条の八（第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。	—	大学院大学を設置していないため、対象外である。	2-5

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 61 条	新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。	—	新たに大学等の設置、薬学を設置する課程の修業年限の変更に伴う段階的整備を行っていないため、対象外である。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 2 条	法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。	○	学士の学位授与については、学則第 37 条および九州共立大学学位規程第 3 条に規定している。	3-1
第 10 条	大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。	○	学位の専攻分野の名称については、学則第 37 条および九州共立大学学位規程第 2 条に規定している。	3-1
第 10 条の 2	大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第五十五条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十二条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。	—	共同教育課程を設置していないため、対象外である。	3-1
第 13 条	大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。 2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。	○	学位に関する規程については、学則および九州共立大学学位規程を定めており、学則を改正した場合は、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 24 条	学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。	○	学校法人の責務については、寄附行為を定め、これを遵守しており、毎年度事業報告、事業計画を大学ホームページに公開して情報公開に努めるなどし、その運営の透明性を確保している。	5-1
第 26 条の 2	学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 20 条に規定している監事の職務において監査を行っている。また、監査を行う監事の選任については、寄附行為第 8 条第 2 項に規定しているとおり、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが出来るものを選任している。 さらに、寄附行為第 13 条第 11 項および第 24 条第 12 項に規定しているとおり、理事会、評議員会の議事について、特別の利害関係を有する理事、評議員は議決に加わることができないものとしている。	5-1
第 33 条の 2	学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	○	寄附行為の備置きおよび閲覧については、寄附行為第 41 条第 2 項に規定している。	5-1
第 35 条	学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。 2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。	○	学校法人の役員について、寄附行為第 6 条に規定している。令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在、理事 9 人、監事 2 人より構成している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。	○	学校法人と役員の関係については、寄附行為第 22 条、第 23 条において、役員の損害賠償責任について規定している。また、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないようしている。（私立学校法第 26 条の 2 の項目を参照）。さらに、役員報酬基準について、寄附行為第 43 条において規定し、同第 41 条において閲覧に供し、同第 42 条において情報の公表を行っている。	5-2 5-3
第 36 条	学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。 3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。 4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	○	理事会について、寄附行為第 13 条に規定している。	5-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p>			
第 37 条	<p>理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校法人の業務を監査すること。</p> <p>二 学校法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>三 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。</p> <p>七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p> <p>4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</p>	○	<p>役員職務については、寄附行為第 15 条（理事長）、第 16 条（副理事長）、第 17 条（常務理事）および第 20 条（監事）に規定している。</p>	5-2 5-3
第 38 条	<p>理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）</p> <p>二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもって定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）</p> <p>三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p>	○	<p>役員選任については、寄附行為第 7 条および第 8 条に規定している。</p>	5-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。 8 次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの			
第 39 条	監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 9 条に規定し、監事は法人の理事、評議会および学校法人の職員を兼ねていない。	5-2
第 40 条	理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。	○	役員の補充については、寄附行為第 10 条に規定している。	5-2
第 41 条	学校法人に、評議員会を置く。 2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。 3 評議員会は、理事長が招集する。 4 評議員会に、議長を置く。 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。	○	評議員会については、寄附行為第 24 条に規定している。評議員数については、20 人以上 22 人以内により構成されている。（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）	5-3

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。</p> <p>7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の五において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって決する。</p> <p>10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</p>			
第 42 条	<p>次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画</p> <p>二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画</p> <p>三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</p> <p>四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</p> <p>五 寄附行為の変更</p> <p>六 合併</p> <p>七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散</p> <p>八 収益を目的とする事業に関する重要事項</p> <p>九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの</p> <p>2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。</p>	○	評議員会への理事長からの諮問事項については、寄附行為第 26 条に規定している。	5-3
第 43 条	評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 27 条に規定している。	5-3

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	は役員から報告を徴することができる。			
第 44 条	<p>評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。</p>	○	評議員の選任については、寄附行為第 28 条に規定している。	5-3
第 44 条の 2	<p>役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。</p> <p>3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。</p> <p>一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事</p> <p>二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事</p> <p>三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事</p>	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任については、寄附行為第 22 条、第 23 条に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	<p>役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>一 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載</p>	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、「役員賠償責任保険」に加入し、役員負担軽減や学校法人のリスク軽減を図っている。	5-2 5-3

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目																						
第 44 条の 4	役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。	○	役員連帯責任については、「役員賠償責任保険」に加入し、役員負担軽減や学校法人のリスク軽減を図っている。	5-2 5-3																						
第 44 条の 5	<p>一般社団・財団法人法第十二条から第十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="315 775 1079 1469"> <tr> <td>第百十三条</td> <td>社員総会</td> <td>評議員会</td> </tr> <tr> <td>第百十三条第一項第二号ロ（1）</td> <td>理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する</td> <td>寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する</td> </tr> <tr> <td>第百十四条第一項</td> <td>理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）</td> <td>理事会の決議</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第百十四条第二項</td> <td>社員総会</td> <td>評議員会</td> </tr> <tr> <td>、同項 限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除</td> <td>及び同項 限る。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第百十四条第三項</td> <td>同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）</td> <td>理事会の決議</td> </tr> <tr> <td>社員</td> <td>評議員</td> </tr> <tr> <td>第百十四条第四項</td> <td>役員等</td> <td>役員</td> </tr> </table>	第百十三条	社員総会	評議員会	第百十三条第一項第二号ロ（1）	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する	第百十四条第一項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議	第百十四条第二項	社員総会	評議員会	、同項 限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	及び同項 限る。）	第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議	社員	評議員	第百十四条第四項	役員等	役員	○		5-2 5-3
第百十三条	社員総会	評議員会																								
第百十三条第一項第二号ロ（1）	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する																								
第百十四条第一項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議																								
第百十四条第二項	社員総会	評議員会																								
	、同項 限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	及び同項 限る。）																								
第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議																								
	社員	評議員																								
第百十四条第四項	役員等	役員																								

	法令等条文			遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	第百十五条第一項	議決権を有する社員	評議員			
		理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する			
	第百十五条第三項及び第四項	限る。）、	限る。）又は			
		社員総会	評議員会			
	第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項			
	第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号			
	第百十八条の二第一項	社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）	理事会			
	第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項			
	第百十八条の二第五項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び			
		、第百十一条第三項及び	の規定、同法第四十四条の二第三項の規定並びに同法第四十四条の五において準用する			
第百十八条の三第一項	役員等を	役員を				
	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約				
	社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）	理事会				
第百十八条の三第二項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十条の五において準用す				

	法令等条文			遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
			る第八十四条第一項及び 及び第百十一条第三項 の規定並びに同法第四十四条の二第三項			
	第百十八条の三第三項ただし書	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約			
第 45 条	寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。			○	寄附行為の変更については、寄附行為第 49 条に規定している。	5-1
第 45 条の 2	学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。 2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。 3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第九十二条第二項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。			○	予算および事業計画ならびに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 38 条に規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。			○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 40 条第 2 項に規定しており、毎年 5 月の評議員会において報告している。	5-3
第 47 条	学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。 2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私			○	財産目録等の備付けおよび閲覧については、寄附行為第 41 条に規定している。	5-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。			
第 48 条	学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。	○	役員の報酬については、寄附行為第 43 条に規定している。	5-2 5-3
第 49 条	学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。	○	会計年度については、寄附行為第 45 条に規定している。	5-1
第 63 条の 2	文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準	○	情報の公表については、寄附行為第 42 条に規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 99 条	<p>大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p> <p>③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p>	○	大学院の目的については、大学院学則第 1 条に規定している。	1-1
第 100 条	<p>大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。</p>	○	研究科については、大学院学則第 5 条に規定し、経済・経営学研究科およびスポーツ学研究科を設置している。	1-2
第 102 条	<p>大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第四百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とするができる。</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）を、当該大学院に入学させることができる。</p>	○	大学院への入学資格については、大学院学則第 17 条に規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 155 条	<p>学校教育法第九十一条第二項又は第二百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め</p>	○	大学院への入学資格については、大学院学則第 17 条に規定している。	2-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>られる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。</p> <p>一 学校教育法第百四条第七項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>二 外国において、学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者</p> <p>三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者</p> <p>四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>四の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>五 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>六 文部科学大臣の指定した者</p>			

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>七 学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの</p> <p>八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの</p> <p>2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする高等学校の専攻科の課程を修了した者に限る。）</p> <p>二 専門職大学の前期課程を修了した者（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年とする専門職大学の前期課程を修了した者に限る。）</p> <p>三 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）</p> <p>四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第三百二十二条の規定により大学に編入することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）</p> <p>五 外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者</p> <p>六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者</p> <p>七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度におい</p>			

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	て位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 八 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者			
第 156 条	学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第三項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第百六十二条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者 五 外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 六 文部科学大臣の指定した者 七 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したもの	○	大学院への入学資格については、大学院学則第 17 条に規定している	2-1
第 157 条	学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。	—	大学院への飛び入学については、実績がない。	2-1
第 158 条	学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定	—	大学院への飛び入学については、実績がない。	2-1

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
	する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。			
第159条	学校教育法第百二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に四年）とする。	—	大学院への飛び入学については、実績がない。	2-1
第160条	<p>学校教育法第百二条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当するものと定める。</p> <p>一 外国において学校教育における十五年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者</p> <p>二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十五年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者</p> <p>三 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十五年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p>	—	大学院への飛び入学については、実績がない。	2-1

大学院設置基準

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
第1条	<p>大学院は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2 この省令で定める設置基準は、大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。</p>	○	大学院の設置基準に規定されている事項は最低基準であることを認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	3 大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。			
第1条の2	大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	○	大学院の研究科、専攻ごとの教育研究上の目的については、大学院学則第6条および第7条に規定している。	1-1 1-2
第1条の3	入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	○	入学者の選抜については、大学院学則第19条、九州共立大学入学者選抜規程および九州共立大学障害者受け入れ検討委員会要項に規定しており、公平かつ妥当な方法により、適切な体制のもと実施している。	2-1
第2条	大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	○	大学院の課程については、大学院学則第4条に規定し、修士課程を設置している。	1-2
第2条の2	大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。	—	専ら夜間において教育を行う課程を設置していないため、対象外である。	1-2
第3条	修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	○	大学院の修士課程については、大学院学則第9条に規定している。	1-2
第4条	博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修	—	大学院の博士課程については設置していないため、対象外である。	1-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする ことができる。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする ことができる。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする ことができる。</p>			
第5条	研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	○	研究科の設置、専攻の種類等については、大学院学則第5条および第13条に規定し、適切な教員を配置している。	1-2
第6条	<p>研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	○	専攻については、大学院学則第5条に規定している。	1-2
第7条	研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。	○	研究科と学部の関係について、経済・経営学研究科の基礎として経済学部を配置し、スポーツ学研究科の基礎としてスポーツ学部を配置しており、連携は適切に行われている。	1-2
第7条の2	大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において「共同教育課程」という。）及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条の二において「国際連携教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第四項において同じ。）を行う研究科を置くことができる。	—	共同教育課程については設置していないため、対象外である。	1-2 3-2 4-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第7条の3	<p>学校教育法第百条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。</p> <p>一 教育研究上適当な規模内容を有すること。</p> <p>二 教育研究上必要な相当規模の教員組織その他諸条件を備えること。</p> <p>三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。</p> <p>2 研究科以外の基本組織（工学を専攻する研究科以外の基本組織を除く。）に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。</p> <p>3 この省令において、この章及び第九条を除き、「研究科」には研究科以外の基本組織を、「専攻」には研究科以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。</p>	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織については設置していないため、対象外である。	1-2 3-2 4-2
第8条	<p>大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	○	大学院の教員組織については、大学院学則第13条に規定している。また、同組織は学部の教員がこれを兼ねており、適切に配置されている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織に	○	大学院の教員の資格基準については、九州共立大学大学院における研究指導担当資格審査要項に規定している。	3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>あつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p>			4-2
第9条の3	<p>大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	○	<p>教育内容改善のための組織的な研修については、九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程において規定し、同委員会を中心に研修が企画・実施されている。</p>	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	<p>収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	○	<p>収容定員については、大学院学則第8条に規定している。</p>	2-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 11 条	大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。	○	教育課程の編成方針については、大学院学則第 23 条に規定するとともに、研究科ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。	3-2
第 12 条	大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。	○	授業および研究指導については、大学院学則 25 条に規定している。	2-2 3-2
第 13 条	研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	○	研究指導については、大学院学則第 25 条および第 28 条に規定している。	2-2 3-2
第 14 条	大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。	—	教育方法の特例について、夜間その他特定の時間又は時期において授業等を行っていないため、対象外である。	3-2
第 14 条の 2	大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	○	授業および研究指導の方法、内容、計画や成績評価基準等については、シラバスに記載し、明示している。	3-1
第 15 条	大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置	○	大学設置基準の規定を準用する大学院の各授業科目の単位、授業期間等については、大学院学則の各条項に、または、九州共立大学学則（以下「学則」という。）を準用することを定めている。 大学設置基準第 19 条の 2 連携開設科目は整備していないため、対象外である。 大学設置基準第 21 条 単位の計算方法については、学則第 22 条を準用している。 大学設置基準第 22 条 一年間の授業期間については、学則第 22 条を準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>		<p>大学設置基準第 23 条 各授業科目の授業期間については、学則第 22 条を準用している。</p> <p>大学設置基準第 24 条 授業を行う学生数については、授業内容とその教育的効果を配慮して、必要に応じてクラス分けを行っている。</p> <p>大学設置基準第 25 条 授業の方法については、大学院学則第 23 条（学則第 22 条を準用）から第 25 条に規定している。</p> <p>大学設置基準第 27 条 単位の授与については、大学院学則第 26 条に規定している。</p> <p>大学設置基準第 28 条第 1 項 他の大学院における授業科目の履修については、大学院学則第 27 条に規定している。</p> <p>大学設置基準第 30 条第 1 項および第 3 項 入学前の既修得単位数の認定については、学則第 28 条を準用している。</p> <p>大学設置基準第 30 条の 2 長期履修制度については整備していないため、対象外である。</p> <p>大学設置基準第 31 条 科目等履修生については、大学院学則第 40 条に規定している。</p>	
第 16 条	<p>修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。</p>	○	<p>修士課程の修了要件については、大学院学則第 29 条に規定している。</p>	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。			
第 17 条	<p>博士課程の修了の要件は、大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）を加えた期間」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を</p>	—	博士課程の修了要件については博士課程を設置していないため、対象外である。	3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>3 第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>4 第一項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。</p>			
第 19 条	<p>大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。</p>	○	<p>講義室等については、教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えて、学部と共用している。</p>	2-5

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第20条	大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。	○	機械、器具等については、研究科又は専攻の種類、教員数および学生数に応じて必要な種類および数の機械、器具および標本を備え、学部と共用している。	2-5
第21条	大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。	○	図書等の資料については、研究科および専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第22条	大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。	○	学部等の施設および設備の共用については、教育研究上支障が生じない範囲で行っている。	2-5
第22条の2	大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	—	2以上の校地において教育研究を行う場合における施設および設備については、1キャンパスのため対象外である。	2-5
第22条の3	大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	○	教育研究環境の整備については、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究環境を整備するために必要な経費を配分している。	2-5 4-4
第22条の4	研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	○	研究科等の名称について、大学院学則第5条に規定しており、その名称は教育研究上の目的に合致している	1-1
第23条	学校教育法第三百条に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という。）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする。	—	独立大学院については、学部を設置しているため対象外である。	1-1 1-2
第24条	独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 独立大学院が研究所等との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができる。ただし、その利用に当たっては、十分な教育上の配慮等を行うものとする。	—	独立大学院校舎、設備等については、学部を設置しているため対象外である。	2-5
第25条	大学院には、通信教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。	—	通信教育を行う課程については、当該課程を設置していないため対象外である。	3-2
第26条	大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。	—	通信教育を行い得る専攻分野については、通信教育課程を設置していないため対象外である。	3-2
第27条	昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとする。	—	通信教育を併せ行う場合の教員組織については、通信教育課程を設置していないため対象外である。	3-2 4-2
第28条	通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条から第五条までの規定を準用する。	—	大学通信教育設置基準の準用については、通信教育課程を設置していないため対象外である。	2-2 3-1 3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第 29 条	通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。	—	通信教育を行う課程を置く大学院の施設については、通信教育課程を設置していないため対象外である。	2-5
第 30 条	通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。	—	添削等のための組織等については、通信教育課程を設置していないため対象外である。	2-2 3-2
第 30 条の 2	<p>大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の研究科等（研究科又は研究科以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な関係及び協力の下、当該二以上の研究科等有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織（以下この条において「研究科等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。</p> <p>2 研究科等連係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の研究科等（次項において「連係協力研究科等」という。）の教員であつて、第九条第一項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>3 研究科等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。</p> <p>4 第七条の三第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第九条、第九条の二、第十条、第十章から第十二章まで及び第四十五条を除き、「研究科」には研究科等連係課程実施基本組織を含むものとする。</p>	—	研究科等連係課程実施基本組織については、設置していないため対象外である。	3-2
第 31 条	<p>二以上の大学院は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。</p> <p>2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育</p>	—	共同教育課程の編成については、当該課程の編成を行っていないため対象外である。	3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。			
第 32 条	<p>構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。</p> <p>2 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。</p>	—	共同教育課程に係る単位の認定等については、共同教育課程の編成を行っていないため対象外である。	3-1
第 33 条	<p>共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条の二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。</p> <p>2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。</p> <p>3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第十五条において準用する大学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（同項第二号に規定する大学等連携推進法人をいい、共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。</p> <p>4 前三項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p>	—	共同教育課程に係る修了要件については、共同教育課程の編成を行っていないため対象外である。	3-1
第 34 条	第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに	—	共同教育課程を編成する専攻に係る施設および設置については、共同教育課程の編成を行っていないため対象外である。	2-5

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。			
第 34 条の 2	工学を専攻する研究科を設ける大学院を置く大学であつて当該研究科の基礎となる学部を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。 2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学の大学院は、当該教育課程を履修する学生が工学に関する高度の専門的知識及び能力を修得するとともに、工学に関連する分野の基礎的素養を培うことができるよう、当該大学院における工学を専攻する研究科において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。	—	工学を専攻する研究科の教育課程の編成について、工学分野の連続性に配慮した教育課程の編成を行っていないため対象外である。	3-2
第 34 条の 3	前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学院における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学院における工学を専攻する研究科以外の研究科における教員をもって充てることができるものとする。 2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が第九条により置くこととされる教員以外の者である場合は、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置については、工学分野の連続性に配慮した教育課程の編成を行っていないため対象外である。	4-2
第 42 条	大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	○	事務組織については、九州共立大学組織規則の規定に基づき、学部事務と同様に大学院事務を担当している。	2-3
第 43 条	大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	○	教職員の研修に機会について、九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程および福原学園事務職員等研修規程を定め、FD、SD研修を計画的に実施している。	2-4
第 45 条	大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に研究科、専攻その他の組織を設けることができる。	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設置していないため、対象外である。	1-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第46条	新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。	○	令和4（2022）年4月に経済・経営学研究科を設置し、設置認可申請により認可された設置計画を履行している。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第1条	専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 2 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。 3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	—		6-2 6-3
第2条	専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	—		1-2
第3条	前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。 2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。	—		3-1
第4条	専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。	—		3-2 4-2
第5条	専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力	—		3-2 4-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員のうち同項の資格を有する者がこれを兼ねることができる（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課程の教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の収容定員を減じてその教員組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合にあっては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限る。）であって、当該設置から五年を経過するまでの間に限る。）。</p> <p>3 前項の規定により第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数のうち、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、文部科学大臣が別に定める。</p> <p>4 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。</p>			
第5条の2	<p>専門職大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職大学院の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p>	—		3-2 3-3 4-2
第6条	<p>専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じた必要な授業科目を、産業界と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	—		3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第6条の2	<p>専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合には、第三号に掲げる者を置かないことができる。</p> <p>学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長（第四号及び次項において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員</p> <p>当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行うものによる団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの</p> <p>教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。</p> <p>産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項</p> <p>産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	—		3-2
第7条	<p>専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。</p>	—		2-5
第8条	<p>専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。</p> <p>2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。</p>	—		2-2 3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第9条	専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。	—		2-2 3-2
第10条	専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	—		3-1
第11条	専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	—		3-2
第12条	専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。	—		3-1
第13条	専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十一条第二項、第二十七条第二項及び第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。	—		3-1
第14条	専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大	—		3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。			
第 15 条	専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。	—		3-1
第 16 条	専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。	—		3-1
第 17 条	専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。	—		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	第二条第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。 2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、三年とする。	—		1-2 3-1 3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする事ができる。			
第 19 条	法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。	—		2-1
第 20 条	法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。以下「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し、判定するものとする。	—		2-1
第 21 条	法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。	—		3-1
第 22 条	法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。	—		3-1
第 23 条	法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又	—		3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。			
第 24 条	法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。	—		3-1
第 25 条	法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。 3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。	—		3-1
第 26 条	第二条第一項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。 2 教職大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、二年とする。	—		1-2 3-1 3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とすることができる。</p> <p>4 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。</p>			
第 27 条	<p>教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。</p>	—		3-1
第 28 条	<p>教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第二項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。</p>	—		3-1
第 29 条	<p>教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、教職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、四十五単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係</p>	—		3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む。）を修得することとする。</p> <p>2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。</p>			
第30条	<p>教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。</p>	—		3-1
第31条	<p>教職大学院は、第二十九条第一項に規定する実習その他当該教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。</p>	—		3-2
第32条	<p>二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。</p> <p>2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する専門職大学院（以下「構成専門職大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。</p>	—		3-2
第33条	<p>構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。</p>	—		3-1
第34条	<p>共同教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。</p> <p>2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条</p>	—		3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p>3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条又は第二十九条に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。</p> <p>4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。</p>			
第42条	<p>専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。</p> <p>2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に関し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。</p>	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
第3条	法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。 2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。	○	修士の学位授与の要件については、大学院学則第30条および九州共立大学学位規程に規定している。	3-1
第4条	法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。 2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。	—	博士の学位授与の要件については、博士課程を設置していないため対象外である。	3-1
第5条	前二条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。	○	学位の授与に係る審査への協力については、修士論文審査委員会において他の大学院又は研究所等の教員等へ協力を求めることができるよう、九州共立大学学位規程に定めている。	3-1
第12条	大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。	—	博士学位授与の報告については、博士課程を設置していないため対象外である。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	法令等条文	遵守状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当基準項目
第1条	大学（短期大学を除く。以下同じ。）が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによる。 2 この省令で定める設置基準は、通信教育を行う大学を設置し、又は大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準とする。 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	—		6-2 6-3
第2条	大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。	—		3-2

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第3条	<p>授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。</p>	—		2-2 3-2
第4条	<p>授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。</p>	—		3-2
第5条	<p>各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。</p> <p>一 印刷教材等による授業については、四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。</p> <p>二 放送授業については、十五時間の放送授業をもつて一単位とする。</p> <p>三 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、大学設置基準第二十一条第二項各号の定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、大学設置基準第二十一条第三項の定めるところによる。</p>	—		3-1
第6条	<p>卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。</p>	—		3-1
第7条	<p>大学は、大学設置基準第二十九条の定めるところにより単位を与えるほか、あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部科学大臣が別に定める学修を当該大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。</p>	—		3-1

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
第8条	<p>学校教育法第八十六条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）の数は、別表第一により定める基幹教員の数以上とする。</p> <p>2 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合においては、当該学部が行う通信教育に係る収容定員四千人につき四人の基幹教員を増加するものとする。ただし、当該増加する基幹教員の数が当該学部の通信教育に係る学科又は課程における大学設置基準第十条の規定による基幹教員の数の二割に満たない場合には、当該基幹教員の数の二割の基幹教員を増加するものとする。</p> <p>3 大学は、大学設置基準第三十一条第四項に規定する科目等履修生等を前二項の学部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当数の基幹教員を増加するものとする。</p>	—		3-2 4-2
第9条	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十六条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。</p> <p>2 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合においては、当該学部が行う通信教育に係る収容定員四千人につき四人の専任教員を増加するものとする。ただし、当該増加する専任教員の数が当該学部の通信教育に係る学科又は課程における大学設置基準第十三条の規定による専任教員の数の二割に満たない場合には、当該専任教員の数の二割の専任教員を増加するものとする。</p> <p>3 大学は、大学設置基準第三十一条第一項の科目等履修生その他の学生以外の者を前二項の学部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当数の専任教員を増加するものとする。</p>	—		2-5
第10条	<p>通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第三十六条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第三項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとする。</p>	—		2-5

	法令等条文	遵守 状況	遵守状況の説明（九州共立大学）	該当 基準項目
	<p>2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項において「インターネット等」という。）を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合にあつては、大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。</p> <p>4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。</p>			
第 11 条	<p>通信教育学部のみを置く大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。</p> <p>2 通信教育学部に係る校地の面積については、当該学部における教育に支障のないものとする。</p>	—		2-2 3-2
第 13 条	<p>通信教育を行う大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う大学の設置又は大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学設置基準（第二十三条を除く。）の定めるところによる。</p>	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織全体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。